

326
84



始



75966
2

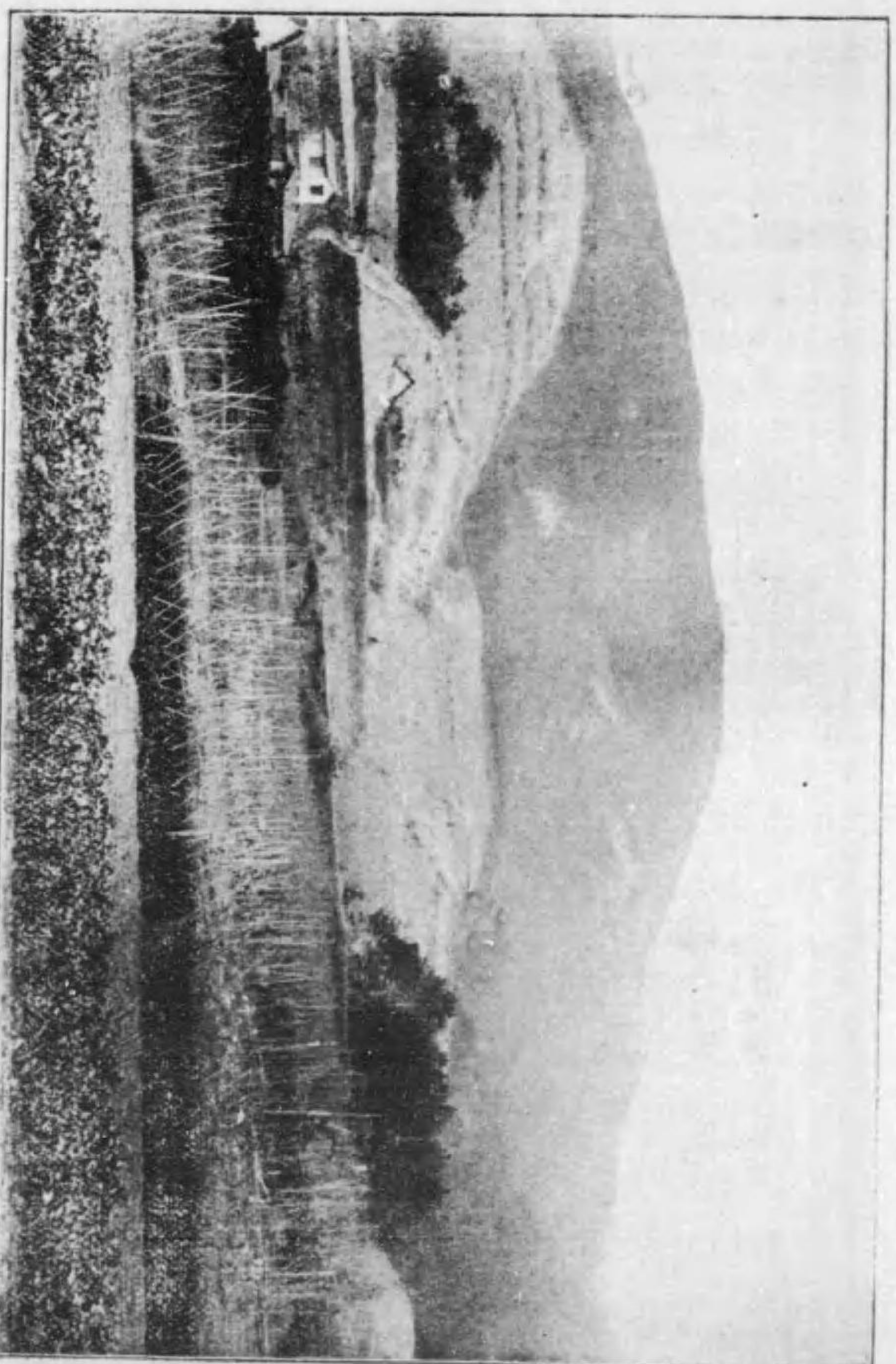
岡山縣の果樹園藝

326
84

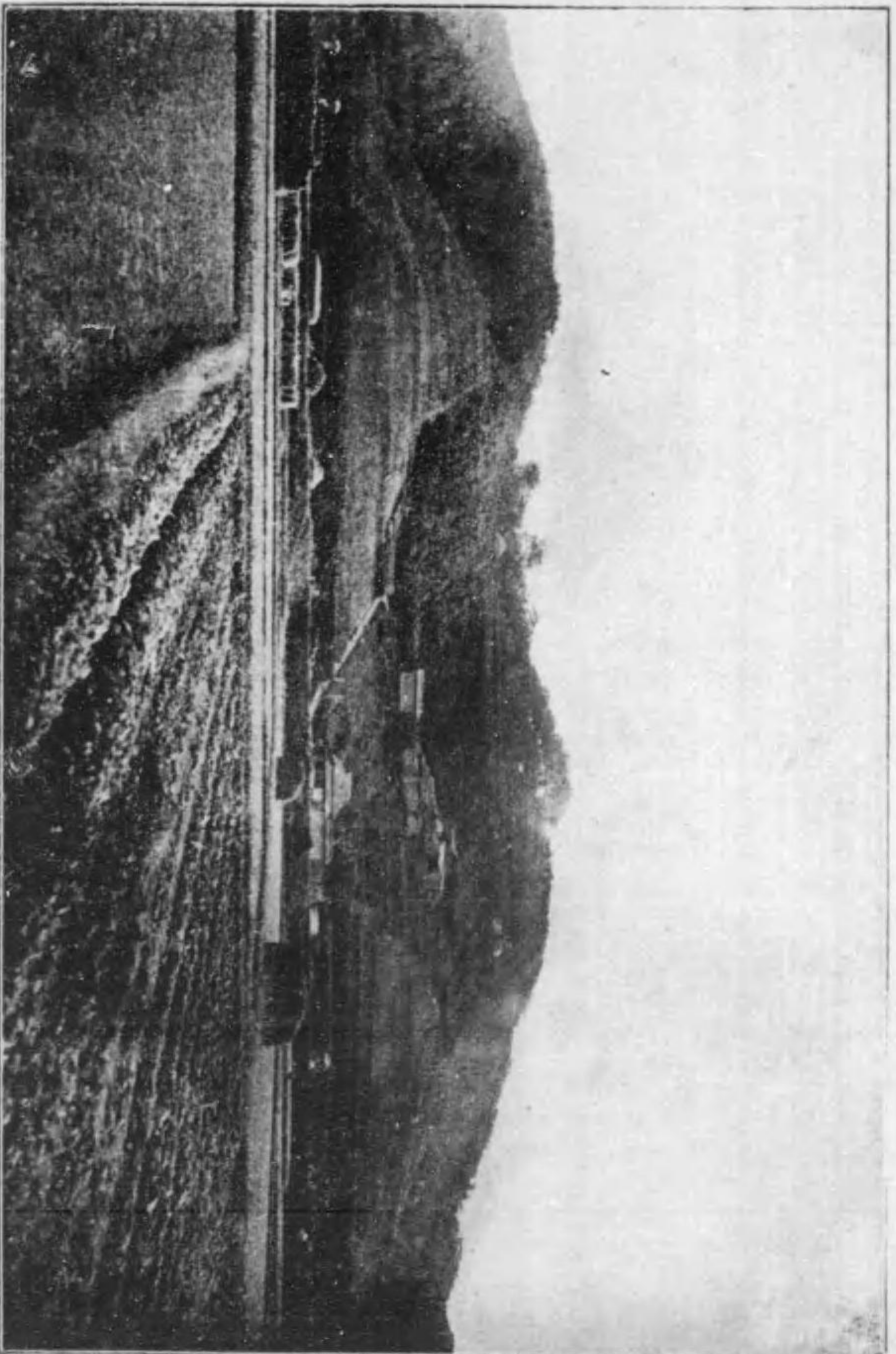
⑤ 園主及生産洋梨



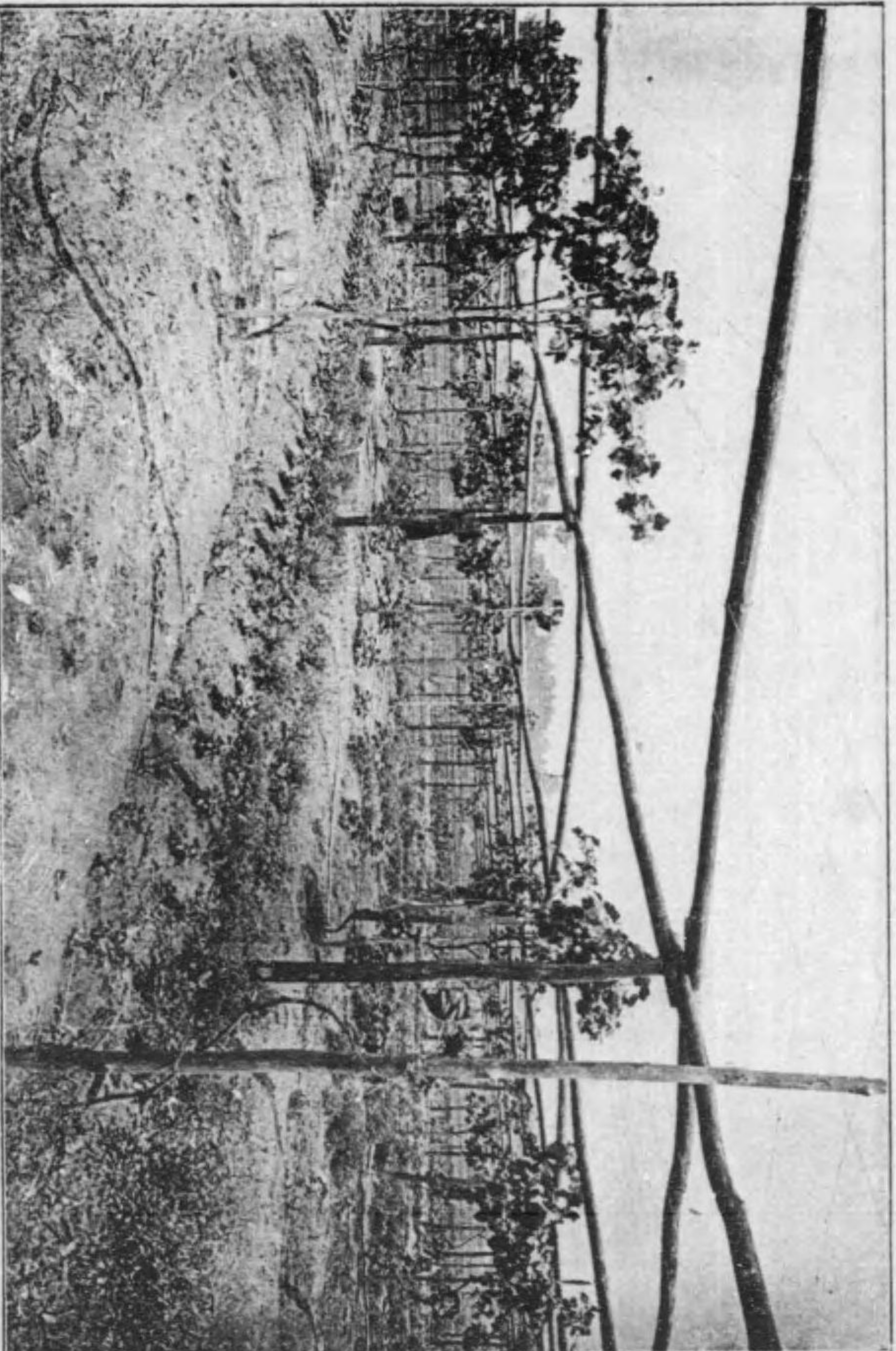
⑤ 園
位置 赤磐郡石生村
園主 万代嘉平治
振替口座大阪一三六九七番



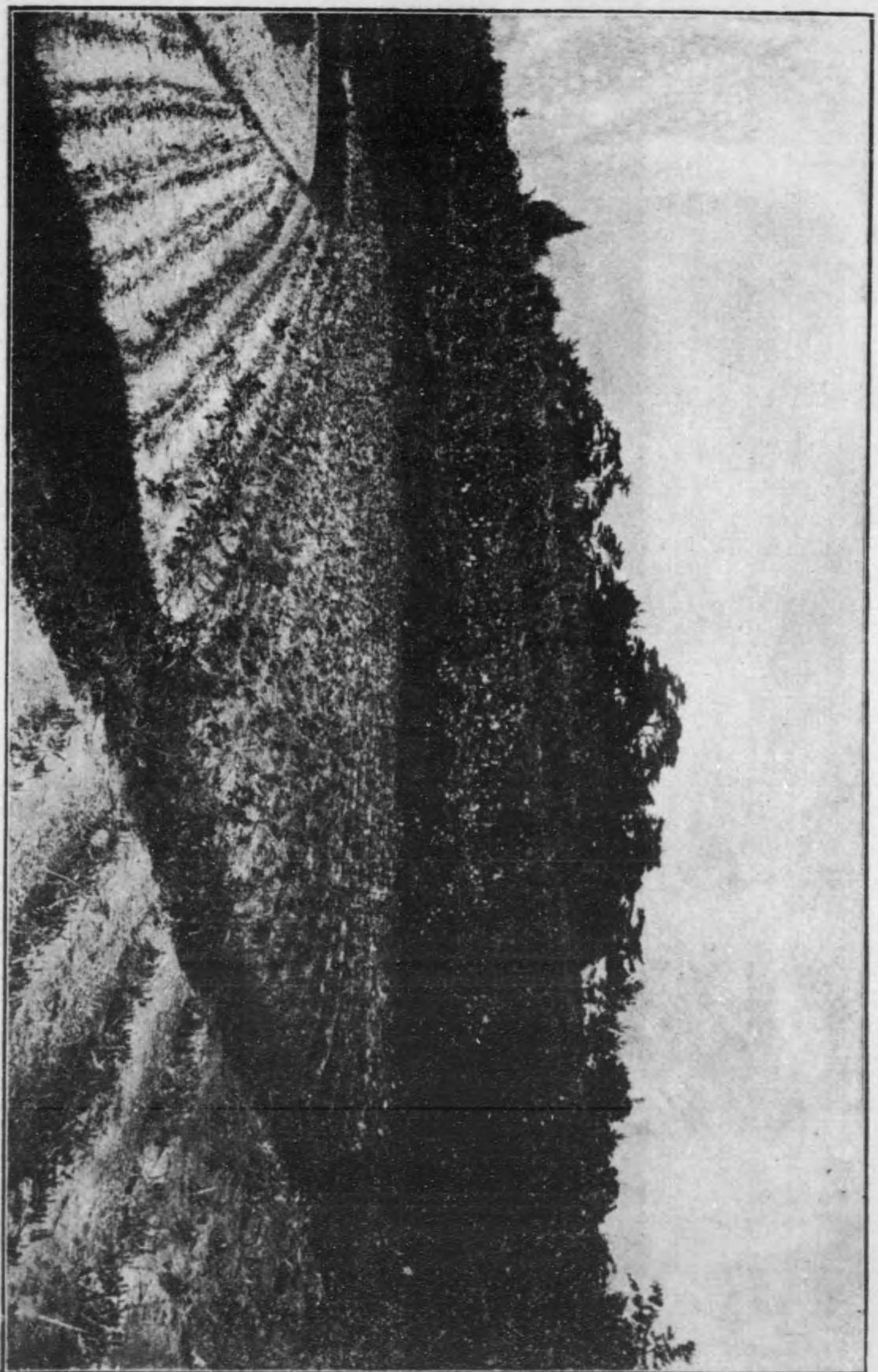
小田郡新山土倉花實ノ景



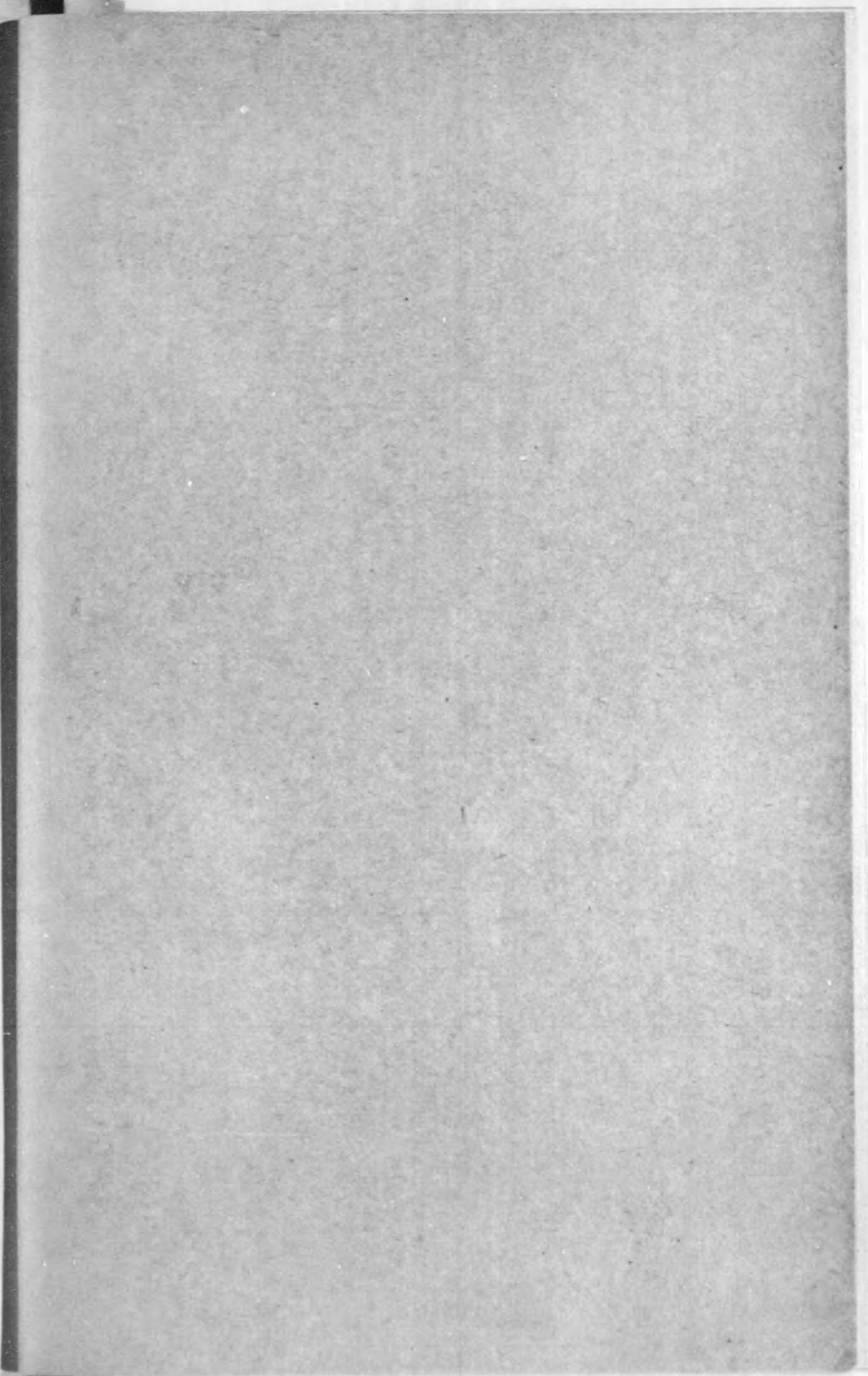
景實之園芳乘松平町川撫郡窪郡ル々見リヨ中車濱
(町五十西リヨ驛瀬庭線陽山)

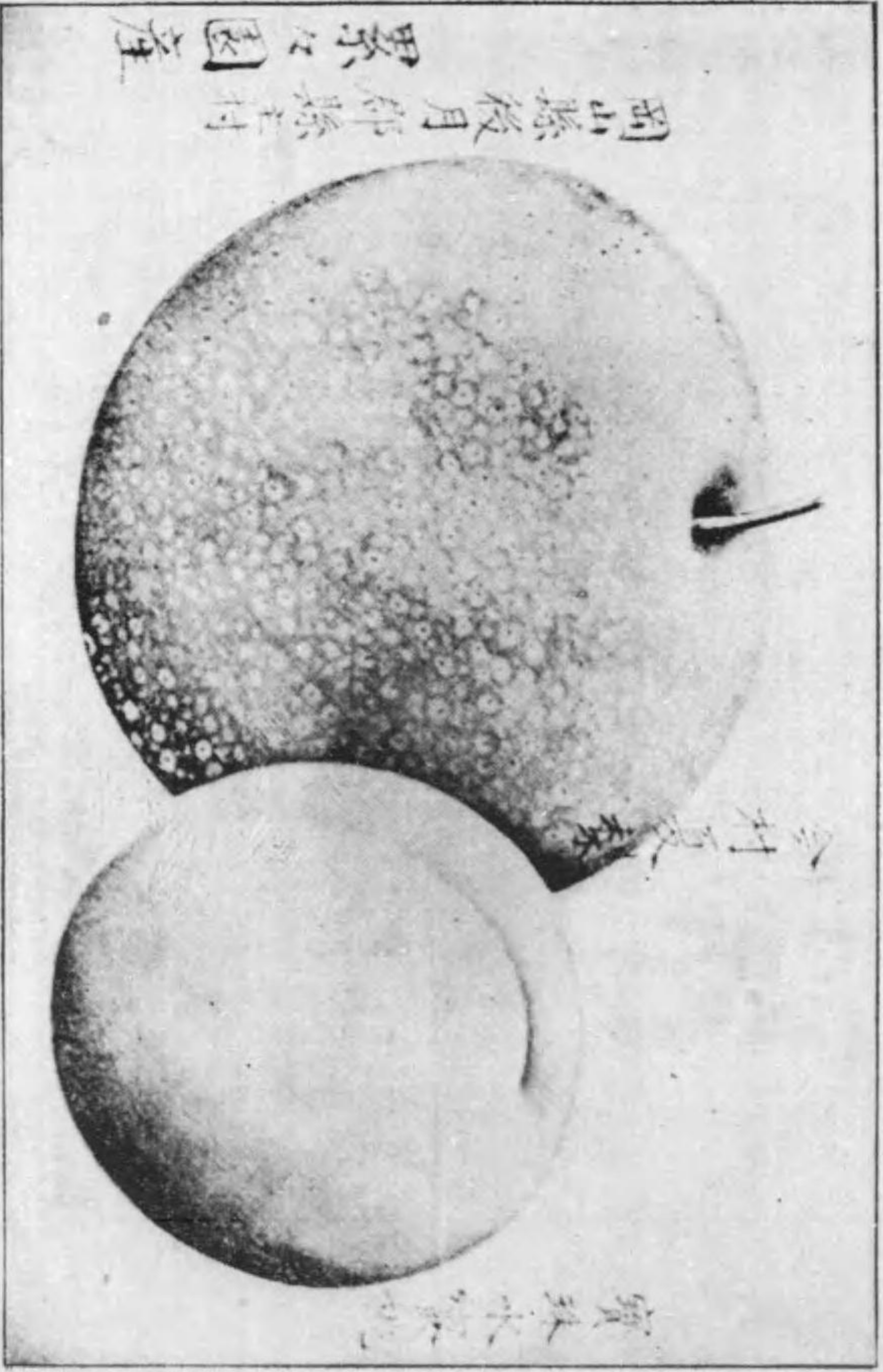


園 葡 葡 田 藤 見 里 字 大 村 庄 里 郡 口 淺
(葡 葡 州 甲 園 号 四 第)



淺口郡里村大字里見
藤田葡萄園第貳號園





岡山縣の果樹園藝目次

第一編 果樹園藝

第一 氣 候……………一

第二 果實種類別生産額……………〇

第三 果樹園藝に關する施設概要……………一

一、 試植并模範園……………一

二、 指導獎勵……………二

三、 果物共進會……………三

印刷物の頒布……………三

天覽に供したる園藝品……………三

四、 種苗の配布……………四

病害虫の驅除豫防……………四

第五 果樹園藝業者郡市別調……………五

組合團體……………五

大正
4. 5. 26
内

弊園は創業以來二十餘年間一日の如く業務に精勵一年々歳々規模を大に一種苗の精選を品種の正確さを以て自ら任し居候

弊園は縣下園藝界に於て最も古き經歷を有し其間有る品種を蒐集培養せる數町歩の試植園により種繼の供給をなすものなれば品種の正確なることは世既に定評有之候

弊園は理想完全の無缺の大なる苗木培養室の設備あれば之により御注文の苗木は總て完全に標準消費済のもの差上候

▲和梨、市原早生、吾妻錦、今村夏、晩三吉其他各種

▲洋梨、ブレコリス、ダングレーム、キルダール、トライアンフ、バスクラサン

有望果樹苗木養成大販賣

▲桃、大統領、伊島号、白桃、カールマン、離核、土用、其他各種

▲葡萄、カメルスアーリー、レデーワシントン、強耐枯木各種

弊園は現りに新出種の發表或は同種に異名を附し顧客の好奇心を射るが如き無責任の同業者と其選を共にし苟くも親木は數年間結實せしめ以て有る点を真査したる後營利的有望のものに有らざれば發表不致候

弊園は營利一偏の單純なる苗木屋に無之候明治二十五年の頃より一身を果樹園藝界に委れ爾來學識を研究し實驗を積み千辛萬苦を嘗み來て今日の盛況に至りたるは大方各位の深き同情に外ならずと感謝を表し候今後益々新業の研鑽に身力を傾注致し國富開發に邁進可致なる覚悟に御座候各位幸に舊名の御愛顧を給はり多少に不拘御用命らんことを乞ふ

岡山縣後月郡主村 松平 果園 電振大八五〇九 (ラセ)

岡山縣の果樹園藝目次

第一編 果樹園藝

第一 氣 候

第二 果實種類別生産額

第三 果樹園藝に關する施設概要

一、 試植并模範園

二、 指導獎勵

三、 果物共進會

印刷物の頒布

天覽に供したる園藝品

三、 種苗の配布

四、 病害虫の驅除豫防

第四 果樹園藝業者郡市別調

第五 組合團體

目次 一

大正
4. 5. 26
内文

弊園は創業以來二十餘年間一日の如く業務に精勵一年々幾々規模を大にして種苗の精選と品種の正確とを以て自ら任じ居候

弊園は縣下園藝界に於て最も古き歴史を有し其固有の品種を蒐集培養せる數町歩の試験園により種々の供給をなすものなれば品種の正確なることは世既に定評有之候

弊園は理想完全無試の大なる苗木煉成室の設備あれば之により御注文の苗木は總て完全に煉成消毒済のもの差上げ候

- ▲和梨、市原早生、吾妻錦、今村夏、晩三吉其他各種
- ▲洋梨、ブレイクス、ダングレーム、キルダール、トライアンフ、バスクラサン

有望果樹苗木養成大販賣

- ▲桃、大統領、伊島号、白桃、カールマン、離核、土用、其他各種
- ▲葡萄、カメルスアーリー、レデーロシントン、強耐砧木各種

弊園は現に新品種の發表或は同種に異名を附し顧客の好奇心を引く如き無責任の同業者と其理を異にし苟くも親木は數年間結實せしめ以て右の点を實査したる後營利的有望のものに有らざれば發表不致候

弊園は營利一偏の單純なる苗木屋に無之候明治二十五年の頃より一身を果樹園藝界に委ね爾來學識を研究し其驗を積み千辛萬苦を嘗み來て今日の盛況に至りたるは大方各位の深き同情に外ならずと感謝を表し候今後益々新業の研鑽に身力を傾注致し國富開發に益進可致大なる覚悟に御座候幸位幸に舊儀の御愛顧を給はり多少に不切御用當らんことを乞ふ

岡山縣後月郡主村
松平園々大振電
(七セ八五〇九)

一、 組合の沿革……………五七

二、 岡山縣果物同業組合……………六一

 撰果荷造及証紙貼付規程……………七一

 組合証紙交附規程……………七三

 輸送及指定販賣……………七七

三、 日本園藝會岡山縣支會……………八五

四、 全國園藝大會の開設……………九〇

第二編 桃……………九五

第一 沿革……………九五

第二 氣候……………一〇三

第三 地勢及土質……………一〇九

第四 種類……………一一〇

第五 繁殖法……………一一八

第六 開園法……………一二九

第七 栽植……………一三〇

第八 仕立方……………一二一

第九 耕耘及間引……………一二四

第十 肥料及施肥法……………一二四

第十一 間引及袋掛……………一二六

第十二 採收……………一二八

第十三 販路……………一二九

第十四 海外輸出……………一三〇

第十五 荷造並撰果……………一三三

第十六 病害并驅除豫防法……………一三五

 一、 桃樹縮葉病……………一三五

 二、 桃葉穿孔病……………一三九

 三、 桃晚腐病……………一四〇

 四、 桃白澁病……………一三六

 五、 桃樹護謨病……………一三六

第十七 虫害并驅除豫防法……………一三九

一、 幹枝を害するもの……………一三九

二、 花葉及嫩芽を害するもの……………一五〇

三、 果實を害するもの……………一五九

第十八 收支計算……………一六二

第十九 生産及輸出……………一六九

第二十 桃の利用法……………一八一

一、 桃の罐詰……………一八一

二、 天津水蜜桃ジャム……………一八七

三、 上海水蜜桃干果……………一八九

桃の干果收支計算……………一九一

附 干桃調理法……………一九二

第三編 梨……………一九五

第一 沿革……………一九五

第二 氣候……………一九九

第三 地勢及土質……………二〇二

第四 種類……………二〇三

第五 苗の繁殖……………二一一

第六 開園法……………二一三

第七 栽植……………二一四

第八 仕立方……………二一五

第九 耕耘及間作……………二二一

第十 肥料及施肥法……………二二一

第十一 摘果及袋掛……………二二三

第十二 病害并驅除豫防法……………二二四

第十三 虫害并驅除豫防法……………二二七

一、 幹枝を害するもの……………二二七

二、 花葉及嫩芽を害するもの……………二三三

三、 果實を害するもの……………二四五

梨果蠹蟲の調査……………二四八

第十四 採收……………二五六

第十五	貯藏	二五八
第十六	荷造	二六〇
第十七	販路	二六一
第十八	生産及輸出	二六二
第十九	收支計算	二六三

岡山縣の果樹園藝

第一編 果樹園藝

本縣の果物は現今栽培面積千二百町歩に達し産額一百万圓を超へ實に縣下の重要物産たり今其起原を討ぬるに果園の濫觴とも稱すへきは慶應元年尾守藩主木下備中守利泰藩業を以て領内不毛地を利用し梨樹を栽培したるにあり其後明治十年前後に於て勸農局より桃葡萄柑橘等の苗木を配付し當業者亦各地より種苗を取寄せ試植したるものにして古き歴史を有せざるも最初は種類の撰擇を誤り肥培の術に精しからず剪枝の法に通せず病害虫の被害に窮み何れも失敗の悲境に陥れりと雖も當業者は不撓不屈苦心研究を懈らず明治二十三年頃に至り漸く事業其緒に着き現今に於ては栽培の技術極めて精巧にして優良のものを産し名聲全國に治く内地は素より朝鮮滿州及浦羅斯德に迄販路を需むるに至れり是れ本縣當業者は始終其技を競ひ優品の産出に努め互に研究的栽培に怠らざる結果今日の盛況を呈するに到れること勿論なりと雖も本縣の氣候風土能く其栽培に適するにあらずんば焉ろ斯くの如くなるを得ん

哉即ち本縣の果樹栽培は多く山野を開拓し傾斜地を利用し敢て美田良圃を充てざる
 の一事を以ても如何に本縣か天與の果樹栽培地たるかを知るに足る而して本縣の果
 樹は桃梨最も多しと雖も現今に於ては葡萄苹果柑橘等の栽培漸次増加の趨勢に在り
 以下項を分ち本縣果樹園藝の概要を記さむ

第一、氣 候

(岡山縣測候所觀測)

年 月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
二十四年	二、三	四、一	八、一	一二、二	一七、七	二〇、六	二五、一	二七、八	二四、六	一六、七	一一、〇	五、五	一四、五
二十五年	三、四	三、五	五、一	一二、七	一六、五	二一、五	二七、〇	二七、一	二三、六	一五、九	九、九	三、四	一四、一
二十六年	二、七	一、七	六、三	一二、九	一六、二	二〇、四	二七、五	二七、四	二四、三	一六、五	九、〇	四、七	一四、一
二十七年	三、六	四、一	八、二	一二、一	一七、三	二二、九	二七、九	二八、三	二二、八	一六、二	一一、七	六、一	一四、三
二十八年	二、五	三、二	七、三	一二、二	一七、七	二二、三	二七、〇	二七、三	二三、一	一七、一	一一、七	五、四	一四、四
二十九年	三、三	三、六	五、七	一二、一	一六、九	二二、四	二七、七	二六、四	二二、一	一六、二	一一、六	五、〇	一四、三
三十年	四、六	三、二	七、一	一二、六	一七、一	二二、〇	二七、四	二七、九	二三、四	一五、三	一一、七	五、八	一四、二
三十一年	五、〇	五、一	六、五	一二、六	一七、三	二二、六	二七、四	二七、六	二三、二	一七、四	一一、一	六、五	一四、〇

平均温度(攝氏ノ度)

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
三十二年	三、六	五、三	八、三	一二、二	一八、六	二五、一	二九、七	二六、三	二〇、九	一四、一	九、二	六、四	一四、六
三十三年	二、六	三、四	六、五	一二、二	一八、〇	二二、三	二四、六	二七、四	二三、八	一六、七	一一、〇	五、四	一四、五
三十四年	三、五	二、四	六、五	一二、五	一七、八	二二、〇	二四、九	二六、五	二二、八	一八、一	一一、二	四、七	一四、五
三十五年	三、四	三、五	八、七	一二、七	一七、一	二二、〇	二四、一	二五、一	二二、六	一六、五	一一、四	四、五	一四、四
三十六年	四、六	四、七	八、九	一二、九	一七、五	二二、〇	二四、〇	二七、五	二二、〇	一六、六	一一、〇	四、〇	一四、七
三十七年	二、七	四、五	八、八	一二、九	一七、一	二二、〇	二四、〇	二七、〇	二二、〇	一六、二	一一、二	四、〇	一四、四
三十八年	三、二	三、二	七、一	一二、一	一七、五	二二、四	二六、一	二七、〇	二二、八	一六、九	一一、八	七、九	一四、六
三十九年	二、八	三、七	七、一	一二、五	一七、〇	二二、四	二六、一	二七、七	二二、七	一六、一	一一、八	七、九	一四、一
四十年	四、五	二、四	六、六	一二、七	一七、一	二二、〇	二四、六	二七、七	二二、一	一六、五	一一、八	九、八	一四、二
四十一年	四、四	四、〇	六、七	一二、二	一七、三	二二、八	二四、五	二六、三	二二、二	一六、六	一一、三	九、三	一四、三
四十二年	三、八	三、〇	六、〇	一二、二	一七、二	二二、二	二四、八	二七、二	二二、三	一六、三	一一、〇	九、〇	一四、三
四十三年	五、六	二、九	五、九	一二、九	一七、六	二二、七	二五、七	二六、二	二二、九	一六、三	一一、五	四、五	一四、二
四十四年	三、八	三、六	七、〇	一二、〇	一七、二	二二、五	二五、四	二七、八	二三、八	一六、四	一一、六	五、五	一四、四

縣下各地ノ平均温度

月次	岡山	味野	邑久	笠岡	瀬戶	井原	高粱	津山	勝山	山倉敷
一月	四、六	五、〇	五、六	五、〇	四、三	五、六	〇、三	〇、三	〇、三	二、〇
二月	四、七	五、〇	五、七	五、〇	四、一	五、九	〇、三	〇、三	〇、三	二、〇

観測年數	年											
	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
二	一六、〇	一六、七	一六、七	一六、二	一六、七	一六、七	一六、七	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九
一	一五、二	一五、三	一五、三	一五、二	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三
二	一六、〇	一六、七	一六、七	一六、二	一六、七	一六、七	一六、七	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九
一	一五、二	一五、三	一五、三	一五、二	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三
二	一六、〇	一六、七	一六、七	一六、二	一六、七	一六、七	一六、七	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九
一	一五、二	一五、三	一五、三	一五、二	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三
二	一六、〇	一六、七	一六、七	一六、二	一六、七	一六、七	一六、七	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九
一	一五、二	一五、三	一五、三	一五、二	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三
二	一六、〇	一六、七	一六、七	一六、二	一六、七	一六、七	一六、七	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九
一	一五、二	一五、三	一五、三	一五、二	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三
二	一六、〇	一六、七	一六、七	一六、二	一六、七	一六、七	一六、七	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九
一	一五、二	一五、三	一五、三	一五、二	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三
二	一六、〇	一六、七	一六、七	一六、二	一六、七	一六、七	一六、七	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九
一	一五、二	一五、三	一五、三	一五、二	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三
二	一六、〇	一六、七	一六、七	一六、二	一六、七	一六、七	一六、七	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九	一六、九
一	一五、二	一五、三	一五、三	一五、二	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三	一五、三

備考 本表ノ數字ハ午前十時ノ観測ニ係ルモノヲ平均シタルモノニシテ勝山ニ限り
三回観測平均數トス

年	月	最高及最低温度(°印ハ零度以下ノ度(攝氏ノ度)	
		高	低
二十四年	一月	一六、六	(-)一四、一
	二月	一四、九	(-)一四、六
	三月	二二、三	(-)一三、一
	四月	二二、七	(-)一、〇
	五月	三一、六	四、七
	六月	二九、九	八、七
	七月	三二、七	一八、五
	八月	三二、七	一八、二
	九月	三三、三	一六、三
	十月	二六、三	三、三
	十一月	二二、八	(-)一、七
	十二月	一六、六	(-)三、四
	極	三三、三	(-)五、一

年	全	(一)	(二)
二十五年	一五、八	(-)一五、七	(-)一五、七
二十六年	一四、九	(-)一四、〇	(-)一四、〇
二十七年	一三、二	(-)一三、一	(-)一三、一
二十八年	一三、七	(-)一三、七	(-)一三、七
二十九年	一三、六	(-)一三、六	(-)一三、六
三十年	一七、七	(-)一七、〇	(-)一七、〇
三十一	一四、八	(-)一四、五	(-)一四、五
三十二年	一三、五	(-)一三、五	(-)一三、五
三十三年	一〇、三	(-)一〇、三	(-)一〇、三
三十四年	一三、五	(-)一三、三	(-)一三、三
三十五年	一四、一	(-)一三、四	(-)一三、四
三十六年	一五、一	(-)一四、九	(-)一四、九

五

四

湿度ノ最乾(百分率)

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	極
二十四年	二五	三七	三三	二六	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二十五年	一九	二五	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二十六年	二五	二五	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二十七年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二十八年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二十九年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十一年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十二年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十三年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十四年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十五年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十六年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十七年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十八年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三十九年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
四十年	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

降水量(耗)

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
四十四年	二九	三六	三三	三六	二八	三九	四六	四六	三七	四二	三六	三五	二八
四十二年	四三	二八	四〇	二五	二二	三六	四七	四二	四二	三六	三九	三五	二八
四十三年	四二	三七	二八	二八	三〇	三五	四八	四二	四二	三七	三五	三五	二八
四十一年	一九	二四	二二	二〇	二二	二六	三九	三九	三五	三三	二八	三五	二八
二十四年	二〇、六	四五、六	五三、〇	五三、〇	四三、三	一五三、〇	一〇二、一	一四一、五	一〇二、五	一〇、七	二二、三	二八、〇	七六、四
二十五年	八、八	八八、六	九一、〇	一一、九	二二八、八	一一九、二	二五九、一	一六、七	九八、六	七四、八	六六、一	一一七、五	一一七、五
二十六年	四二、七	三六、三	三〇、〇	五八、六	一四四、九	八二、六	八九、六	九四、二	九七、二	二二、七	四八、三	八、四	九九五、五
二十七年	一六、七	二六、七	六七、七	一八二、七	二五、七	一八一、三	四五、五	三、三	一〇三、六	四三、一	六五、〇	二八、一	八一七、四
二十八年	一七、八	四八、四	一一、六	四九、三	五〇、三	二三四、四	四三、七	一〇三、七	一一九、四	四六、五	四六、一	一一七、五	一一七、五
二十九年	一三、三	六八、八	五四、八	一三七、二	八〇、二	一一二、八	二二八、三	八一、六	一四〇、七	一〇二、九	四六、五	四六、一	一一七、五
三十年	九四、四	四九、三	一四六、七	八三、八	一一二、一	一六九、三	二二八、三	二七、五	三二六、八	一〇二、九	四六、七	四六、一	一一七、五
三十一年	七八、七	五一、八	四一、七	四三、八	一七〇、三	一八一、三	六五、五	五五、二	一八〇、五	三三、三	一六〇、八	二二、九	一一七、五
三十二年	二五、三	六一、三	七二、七	九二、二	五九、一	一一五、四	二三四、三	九五、七	三二六、八	六七、四	二七、六	六二、四	一一七、五
三十三年	六七、九	二四、八	四三、三	一五六、八	八六、一	三四、三	一七三、八	一一〇、六	一九一、六	一三七、五	二七、六	三三、四	一一七、五
三十四年	六三、四	九、六	五一、二	一〇九、九	五三、九	二二五、一	一六三、八	五三、九	五八、九	一四五、五	九〇、五	二二、五	一一七、五
三十五年	二〇、八	一一、一	一〇二、七	九八、三	二〇二、二	一四三、七	一七三、六	二四八、六	一五二、九	一〇二、二	四七、八	七八、五	一一七、五

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
二十四年	二、五	二、二	二、六	二、三	二、四	二、五	一、八	一、八	二、五	一、八	二、二	二、二	二、二
二十五年	二、三	二、三	二、八	二、七	二、二	二、〇	二、七	一、九	二、七	一、七	二、一	二、四	二、三

平均風速度(一秒間ノ米)

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
三十一年	一、三	一、四	一、〇	一、九	一、五	一、〇	一、八	一、四	一、四	一、一	一、一	一、一	一、二、三
三十二年	一、六	一、四	一、二	一、一	一、二	一、七	一、四	一、九	一、七	一、〇	一、一	一、一	一、三、〇
三十三年	一、一	一、八	一、三	一、五	一、三	一、五	一、四	一、七	一、三	一、六	一、一	一、一	一、一、一
三十四年	一、八	一、六	一、三	一、五	一、三	一、五	一、四	一、七	一、三	一、六	一、一	一、一	一、一、三
三十五年	一、七	一、六	一、三	一、五	一、三	一、五	一、四	一、七	一、三	一、六	一、一	一、一	一、一、三
三十六年	一、〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、六
三十七年	一、七	一、八	一、三	一、五	一、三	一、五	一、四	一、七	一、三	一、六	一、一	一、一	一、一、六
三十八年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、六
三十九年	一、〇	一、九	一、二	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、六
四十年	一、八	一、〇	一、四	一、八	一、一	一、三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、六
四十一年	一、八	一、四	一、〇	一、五	一、一	一、三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、六
四十二年	一、二	一、九	一、三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、六
四十三年	一、一	一、〇	一、四	一、三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、六
平均	一、四	一、七	一、二	一、三	一、一	一、二	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、六

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
二十四年	一、四	一、〇	一、八	一、九	一、二	一、四	一、六	一、一	一、四	一、七	一、六	一、七	一、一、六
二十五年	一、三	一、二	一、六	一、一	一、二	一、二	一、二	一、一	一、二	一、三	一、三	一、三	一、一、七
二十六年	一、一	一、六	一、四	一、七	一、四	一、二	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、〇
二十七年	一、四	一、九	一、一	一、五	一、九	一、三	一、六	一、〇	一、五	一、七	一、七	一、七	一、一、五
二十八年	一、五	一、〇	一、七	一、九	一、七	一、五	一、三	一、〇	一、五	一、七	一、七	一、七	一、一、〇
二十九年	一、四	一、九	一、二	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、〇
三十年	一、四	一、八	一、五	一、二	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一、〇

降水日數

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
三十六年	四七、〇	四八、九	一六、一	一五、三	一六、八	五三、八	二五、四、五	八、九	一四八、六	一四七、六	六二、六	三二、六	一、二二、一、四
三十七年	一七、八	二六、八	九〇、四	一三、二、五	九一、三	一四〇、一	七七、三	九六、七	六二、二	六八、八	二五、四	一七、六	八五、四、九
三十八年	三四、八	二一、六	一三五、九	七、一	一〇〇、七	二三九、三	一四九、〇	二六一、六	五三、四	七五、三	二三、八	七六、一	一、二九一、六
三十九年	四〇、二	九九、〇	四一、九	六三、〇	一三二、六	一四六、九	九一、二	一八一、二	二二六、五	一三四、九	一五、七	一五、七	一、〇六三、六
四十年	七五、三	三七、一	八六、五	九二、七	八七、四	一四九、四	一六四、四	二〇五、九	二二六、五	九七、〇	七九、二	一五、七	一、〇九八、二
四十一年	三五、一	九、四	一〇七、五	一七、一	七三、四	一四九、七	一一二、四	一五五、六	一三四、二	九八、八	一八、一	五〇、九	一、〇九八、二
四十二年	六八、六	四二、四	一〇〇、三	九〇、六	六八、五	二九八、二	六七、四	四、九	二〇九、五	六四、四	六四、四	一〇、七	一、〇八〇、三
四十三年	六二、三	四七、五	八二、二	七四、〇	六二、七	一六三、二	五七、四	六三、三	二三四、一	一一一、六	八二、四	一一、一	一、〇六二、八
平均	四二、五	四二、八	八一、四	九八、九	一〇五、一	一五五、三	一四六、六	九五、三	二五八、三	九六、八	五四、三	三二、二	一、一〇九、六

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
二十四年	西南西 九八	東北東 八六	西南西 二二	東北東 九九	西 九五	東 二二	南西 五四	北東 一八	南西 二〇	西南西 六六	西南西 九〇	西南西 九八	二〇
二十五年	西 二七	西 八九	西南西 一〇七	西 二七	東北東 七四	東南東 八二	東 二〇	西 六七	東北東 一〇三	東 七六	西南西 九八	西南西 九八	二〇
二十六年	西 九七	西 二二	西南西 一〇八	西 一三八	北東 一〇二	西南西 八七	西 六八	北々西 八〇	北東 一〇二	北東 一〇二	西南西 一〇二	西南西 一〇二	二〇
二十七年	西 一〇〇	西 九八	東南東 九八	東 九一	西南西 九〇	南西 七〇	北東 二二	北々東 七二	南々西 一〇七	北東 五〇	北東 一〇二	南々西 一〇二	二〇
二十八年	西 二九	西 一五三	西 二二	市 八六	南西 八一	東北東 一〇三	北東 二二	北々東 一五九	東 九二	南西 七三	北東 五〇	北東 一〇二	二〇
二十九年	西 一〇八	北東 一〇六	北東 八三	北東 八四	東 八一	南東 一三六	東南東 一三七	南東 一五九	東 一八〇	北 六六	北 一〇三	北 一〇三	二〇
三十年	西 一〇九	東 二二	東 二九	北西 二二九	東 一〇六	東南東 八三	西南西 八〇	南々東 五三	北 一〇三	西北西 六六	西北西 六六	西北西 六六	二〇
三十一年	北 二二	西 一〇二	西 九二	東 九七	東 一〇二	東 八五	南東 一三一	東 一七一	北東 一〇七	南西 六六	東南東 一〇一	西 一五〇	二〇

十三

最強風速度及其風向速度ハ一秒間ノ米ニシテ風向ハ十六方位ナリ

平均	四十四年	四十一年	四十一年	四十一年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年	二十九年	二十八年	二十七年	二十六年
二、三	二、八	二、一	二、一	二、三	二、五	二、七	三、一	二、三	二、四	二、六	二、六	二、三	二、八	二、〇	二、七	二、六	二、九	二、四
二、六	三、一	三、二	二、六	二、六	二、一	二、五	二、五	二、五	二、三	二、三	二、四	二、五	二、四	二、七	二、三	三、三	二、一	二、四
二、五	三、一	二、七	二、九	二、六	二、九	二、四	二、四	二、八	二、四	二、四	二、〇	二、三	二、四	二、五	二、三	二、二	二、一	二、六
二、六	二、七	三、四	二、六	二、六	二、三	二、七	二、七	二、〇	二、五	二、一	二、三	二、三	二、四	二、七	二、〇	二、三	二、〇	二、八
二、四	二、七	二、六	二、〇	二、三	二、一	二、八	二、四	二、九	二、五	二、一	二、三	二、三	二、四	二、四	二、〇	二、二	二、一	二、三
二、四	二、五	二、四	二、八	二、七	二、七	二、九	二、六	二、七	二、五	二、四	二、二	二、二	二、二	二、五	二、一	二、〇	二、一	二、〇
二、五	二、九	二、四	二、六	二、三	二、三	二、九	二、四	二、五	二、一	二、一	二、四	二、三	二、五	二、一	二、四	二、二	二、一	二、九
二、五	二、五	四、〇	三、二	三、二	二、九	二、四	二、三	三、三	二、五	二、〇	二、〇	二、七	二、九	二、五	二、二	二、二	二、一	二、二
二、二	二、一	二、一	二、三	二、二	二、九	一、八	二、〇	二、一	二、一	二、一	二、二	一、八	一、八	二、一	二、一	二、一	二、一	一、七
一、八	一、七	一、七	一、七	一、九	二、三	二、三	一、六	一、七	一、五	一、九	二、〇	一、六	一、六	一、六	一、八	一、七	一、五	二、一
一、九	二、二	二、三	二、七	二、〇	二、二	二、一	一、七	二、〇	一、六	一、七	一、五	一、四	一、七	一、七	一、九	一、八	一、七	二、一
二、三	二、六	二、三	二、一	二、二	二、五	二、八	二、一	二、七	二、二	二、二	一、五	二、二	二、四	二、二	二、三	二、三	二、四	二、〇
二、三	二、六	二、六	二、五	二、七	二、七	二、七	二、二	二、五	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三	二、二	二、〇	二、二	一、九	二、二

十一

二十四年	年	種別
...	十月	...
...	十一月	...
...	十二月	...
...	一月	...
...	二月	...
...	三月	...
...	四月	...
...	五月	...
...	總日數	...
...	初	...
...	日終	...
...	日	...
...	四月二十五日	...

初霜及終霜之期節

平均	三十四年	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
...

年	月
...	一月
...	二月
...	三月
...	四月
...	五月
...	六月
...	七月
...	八月
...	九月
...	十月
...	十一月
...	十二月
...	年

烈風及颶風日數(一秒間ノ速度十五米以上ノ日數)

平均	三十四年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年
...

自三十六年	自三十七年	自三十八年	自三十九年	自四十年	自四十一年	自四十二年	自四十三年	自四十四年	平均	最早及晚
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.2	
六	二	七	一〇	一〇	五	二	一〇	一〇	七.九	
一六	一八	七	二二	二二	二二	一九	二二	二二	一九.三	
二〇	一七	二五	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二〇.六	
一七	一七	一四	二二	二二	二二	二二	二二	二二	一八.六	
二二	八	一四	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二.一	
一	三	三	四	一	三	三	三	三	二.八	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.1	
七十一月九日	七十一月一日	七十一月六日	九十一月三日	八十一月廿一日	八十一月十日	八十一月三十日	八十一月六日	八十一月六日	八十一月六日	十月二十四日
四月七日	四月二十三日	四月六日	四月二十四日	四月十六日	五月一日	四月三十日	四月十七日	四月十七日	五月八日	

自二十四年	自二十五年	自二十六年	自二十七年	自二十八年	自二十九年	自三十年	自三十一	自三十二年	自三十三年	自三十四年	自三十五年	自三十六年
二	一	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六	一一	一七	七	三	四	二	二	二	一	二	二	二
二五	二八	二八	二〇	一七	一八	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二七	二六	二九	二六	二四	一八	一三	一三	二〇	一七	一四	一〇	一六
二〇	二八	二〇	二〇	一四	二二	九	一四	一四	二二	一八	一六	一六
一五	二〇	一一	二〇	一五	一四	九	一四	一一	一一	一四	八	九
六	二	一	五	〇	一	六	六	四	二	二	三	二
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日	一〇三月二十六日
四月十六日	四月八日	四月一日	四月二十日	五月八日	四月十二日	四月二十日	四月二十二日	四月十日	四月十四日	四月十四日	四月十三日	四月十三日

第二、果實種類別生産額

(四十三年縣統計書)

果實種目	樹數	數量	價格	單價
梅	101,212	7,838	62,705	8,00
桃	202,114	1,234,500	282,213	23
梨	228,110	509,178	103,671	50
梨(西)	22,757	48,284	28,970	20
梨(日)	205,353	460,894	133,947	17
柿	110,141	787,925	92,280	1,00
柿(干生)	1,000	92,280	92,280	1,00
柿(生)	109,141	787,925	92,280	1,00
苹果	20,757	75,559	36,730	50
枇杷	16,667	32,133	16,068	50
葡萄	218,311	227,511	101,213	45
栗	11,353	11,353	68,310	6,00
無花果	13,101	29,523	4,334	13
柑	10,072	28,753	13,775	30
柑(夏)	10,072	28,753	13,775	30
柑(冬)	86,834	22,009	36,081	15
其他柑	78,762	81,640	16,312	20
總計	1,114,618	1,114,618	1,114,618	1,114,618

第三、果樹園藝に關する施設概要

一、試植并模範園

明治七年岡山區門田屋敷に果樹試驗場を設置し順致園と稱す明治九年十一月岡山區片瀨町試驗場へ移植し廢園となす
 明治九年五月小田郡笠岡村舊小田縣廳及懲役場跡地を以て果樹試驗場となし同十二年三月桑に改植し廢園となす
 明治九年十一月岡山區片瀨町舊藩の米倉跡地を試驗場とし各種蔬菜果樹を試植し同十三年三月蔬菜の試植を止め樹木園として經營せしが十四年限り之亦廢園するの止なきに至れり當時存在せし果樹を掲ぐれば次の如し

林	檜	櫻	桃	佛國種杏	26、
米國種梨	30、	米國種杏	36、	洋種桃	19、
巴旦杏	25、	杏	27、	椴	5、
桃	13、	梨	28、	棕	3、
葡萄	86、	無花果	8、	柿	8、

ス グ リ ハロ、 フサスグリ ミ、 橙
 夏 橙 二ハ、 蜜 柑 五、
 外 ス グ リ 苗 一、1,100 葡 萄 苗 一、1,100、

備考 林檎巴旦杏桃杏梨は當時盛に結果したるものなり

明治十三年重要作物試験の目的を以て縣費を支出し管内三十一郡に於て栽培委託試験を行ひ果樹葡萄試験も行ひたるに漸く三ヶ年の繼續に過ぎざるを以て充分なる成績を認むるに至らざりしは遺憾なり

明治三十六年岡山縣農會は果樹栽培模範を示し傍ら新種を撰擇し良苗を繁殖し實費配付の目的を以て御津郡伊島村津島に果樹模範場を設置し明治四十三年度より之を岡山縣立農事試験場に貸與し全場附屬園として經營し現今に至れり左に現今栽植せる果樹の種類を掲ぐ

- 一、桃魁「アムスデン、シユン」「アドミラル、デユエー」「ヅキクトル」「アーリー、メーミー、ロツス」離核、土用、金桃、「カールマン」、大統領、「アーリー、クロフオード」「ウエーブアー」「メーリー、クリンク」「ラツセル、ネブラスカ」「トワイアンフ」「ヘル、オア、ヨホルシア」、殿水蜜、マリス、チヨイス「カリカルニア、クリンク」「ラーマ、ホワイト、クリンク」「ビリョース、レイト」「レイト、ク

ローフオード」「アーリー、ニユーイングトン」「ポストン」二十五種

- 一、和梨、長十郎、廿世紀、太平、明月、晚三吉、今村夏、今村秋、赤龍、赤穂、世界

一、天祐、天ノ川、旭龍、日ノ丸

- 一、支那梨、鴨梨、上生梨、水香梨、

一、朝鮮梨、感興梨、

- 一、洋梨「アイダホ」「アンドレー、デスポルツ」「イースター、ボーレー」「ウインターチリス」「エフ、イー、ポアール」「オノンダガ」「オリエンタル」「カーチナル、ジョーヤダンボアー」「クラツプス、フェポリツト」「コロチル、ネルダー」「小山号」「スーゼット、デ、バウエー」「スーベニール、ド、ヂョール、グワンドン」「タドンヤ」「ドワイアンヌチユミス」「パイトレット」「パウンド」「バツス、クラサンヌ」「ビエール、ツラツス」「ビー、パーリー」「フレミツシユ、ビユーテイー」「ホワイト、ドワイアンヌ」「ボーレー、デール」「ボーレー、アルヂー」「ボーレー、ルブラン」「ボーレー、クレアジョー」「ボーレー、チツフアー」「ルイスボンヌド、ヨエルシー」「ル、ルクチエー」「ローレンス」「ローツン」「チユツセス、ダングレーム」「ラフアヌ」「ラスチー」三十四種
- 一、苹果、紅魁、縞魁、丹頂、祝、紅玉、柳玉、紅紋、國光、緋の衣、鳳凰卵、黃金丸、美麗、「エーロー、ニユートン、ビツピン」「チトフスキート」「レデー、アップル」旭「マクマホンス、ホワイト」

「リーブランド、ラスアメリイ」青長

一、葡萄「レデー、ワシントン」「メーコン」「ペレー」「ブライイトン」「ミルス」「ハーバート」「デラオ」「ブ
ラック、ハンボルク」「マタロ」「マラガ、マスカテラ」「ホワイト、マラガ」「バーブル、ダマスカス」「ト
ムソンス、シードレツス」牛奶白葡萄、牛奶黒葡萄、「カヴァナー、ロツス」「ゴールデン、チャ
ンピオン」「スイート、ウオーター」「ボルドー、ノアール」「デラウエア」「キヤムベ
ルス、アーリー」「キヤムベル」「ブリアアント」「ハイランド」「パートルランド」西藏葡萄
二十六種

柑橘、夏橙、「ワシントン、チーヴル」「トムソンス、チーヴル」「パレンシア」「ルビー、プラット」「マル
テス、プラット」「セントシケール」温州、三寶蜜柑、「九年母」文旦、大柚、十二種
枇杷、田中、茂木、寒枇杷、白枇杷、四種
李、市成、萬左衛門、在來不明種、三種
柿、富有

栽植の目的 各種の優劣を比較すると共に併せて之が特性を調査して當業者の參考に
資するを第一の目的とす數年を経過し充分優劣の判明せるものに對しては良種は母木
として穂木採收用に供し劣等種は更に新種類と更新せんとす

尚桃の如きものありては新種育成の目的を以て雜種を作り居れば如上の目的以外に
人工交種用に供し居れり

二、指導獎勵

指導事項

明治四十年一月第六回農事技術員協議會に於て縣下にて増殖すべき果樹の種類其
他に關し左記の通り協定したり

一、將來本縣に於て増殖すべき果樹の種類

本縣南部地方に於ける果樹の栽培は近年長足の發達をなし今や縣外輸出農産物中の
重要なる位置を占むるに至れり然れども農家が勢に乗つて漫然之を栽植し爲に同一品
種の供給市場に溢れ價格の暴落を來す虞なしとせず斯の如きは過渡の時代に於て往
々免れざる所なる可しと雖も一面需要に超過せる果實の利用法を攻究すると共に今
後増殖すべき種類を指示し以て斯業の圓滿なる發達を遂げしめざるべからず更に又
山間部に於ける狀況を見るに斯業に對する思想尙幼稚なるが故に適當に利用し得べ
き土地と適當なる果樹の種類あるにも拘らず空く其利益を放擲して顧みざるの憾あ

り是亦大に指導誘掖の必要あり依て左記の方針に據り指示奨励すること
果樹は氣候土質及經濟上の位置により其適否を異にするが故に縣内を便宜上三區に
分つ

(イ) 山間部 美作及備前中備前の北部

此地方に於て奨励すべき果樹の種類

柿 苹果

柿の種類 西條、百目柿、彌平、小幡(佐山)

苹果の種類 紅魁(早成子) 祝(中成子) 國光(晚成子) 紅玉(滿紅) 柳玉(柳王) 青龍赤

磐地方の)

(ロ) 中部 備前備中の南部平坦地及丘陵地

此地方に於て主として栽植すべき果樹の種類

梨、桃、葡萄、苹果、無花果

梨の種類

中熟種 長十郎、泰平、廿世紀、世界一

晚熟種 赤龍、土佐重次郎、奥三吉、天祐

洋種

ルコマテ、ホワイトペーア、ボレークレルジョウ

桃の種類

早熟種 ブリックスメイ 天津

中熟種 土用水蜜桃、核離水蜜桃

晚熟種 上海、金桃、晚水蜜桃

葡萄の種類

早熟種 セツシカ、キヤンメルスターリー

中熟種 ベレー、メーコン、ブライトン

晚熟種 レデーワシントン、カールマン

苹果の種類

早熟種 紅魁 祝

中熟種 青龍 (赤磐地方の)

晚熟種 紅玉 柳玉 國光

無花果の種類

洋種 ホワイトセノア、ホワイトアドリヤチック、ブラックインヤ

ハ、海岸部 和氣邑久上道兒嶋、淺口、小田等の海岸及島嶼
此地方に於て栽植すべき果樹ノ種類

柑橘 枇杷

柑橘の品種

ワシントン、チーヴル、オレンヤ、温州蜜柑、八代蜜柑

枇杷の品種

唐枇杷 田中枇杷

二、苗木

イ、接木の期節及砧木(砧木は單に參考に止む)

種	類	切接期節	芽接期節	砧	木
桃		三月上旬—下旬	八月下旬—九月下旬	李、實生桃	
梨		三月中旬—下旬	八月下旬—九月下旬	李、榲桲、實生	
苹果	果	三月中旬—四月上旬		ドウーサン、パラダイス、實生、木瓜	
柿	杷	三月中旬—下旬		榲桲、實生	
柑橘	橘	三月中旬—四月上旬		枳殼、夏橙	
葡萄	葡	三月中旬	扦插三月上旬—下旬	リパリヤ、ソロニス	

桃は芽接法、葡萄は扦插法を主とし其他は切接法に依る南部海岸地方に於ては切接期節を更に一二旬速むるものとす

ロ、苗木購入上注意すべき点

一、接法及砧木の何たるやに注意すべし

二、根の發育せるもの

三、莖の能く熟したるもの

四、細長のものよりも太短なるもの

五、病虫害の付著せるや否やに注意すること

三、栽培距離及反當本數

果物の種類並に大小樹姿形成法及土地の狀況に依り一定せずと雖も左の標準に依るべきこと

苹果 十二尺—十五尺角

梨 (全) 垣作十五尺—十八尺、畦間六尺

桃 十二尺角

柑橘 十五尺—十八尺角

七十五本—四十八本

七十五本—四十八本

垣作百二十本—百本

七十五本 四十八本—三十三本三

葡萄 片手作七尺兩手作十三尺 畦間六尺 二百五十本—百三十八本
 柿 二十一尺—廿四尺角 二十四本—十八本七

四樹姿形成

種類及砧木の如何に依り一定せずと雖凡ろ左の標準に依る

- 苹果 圓錐形 盃狀形
- 梨 垣作三段作枝の先端を少しく上方に向はしむ、盃狀形、円錐形
- 桃 盃狀形
- 柑橘 扁圓形(普通形)
- 葡萄 キューヨー氏垣作(片手、兩手)
- 柿 圓錐形 盃狀形
- 枇杷 盃狀形 扁圓形

果物共進會

本縣下果物に關する共進會にして縣を區域として開設したるもの又は縣自ら審査長を派遣して授賞したるもの即ち一郡市以上の出品區域に亘り開催したるは穀菽類の共進

會又は品評會に比較すれば其數甚だ僅少なりと雖も既設共進會が果樹園藝の發達上與りて力ありしや大なりとす今左に開設一覽を掲ぐ

果物共進會開設一覽

會名	會主	會期	出品種類	点数
赤磐郡農事研究會 米外三種共進會	赤磐郡農事研究會	自三十八年十二月十一日 至三十九年十二月十三日	桃 六〇、苹果 果 三〇、 葡萄 三、梨 三、 巴旦杏 三、無花果 一、	六五、
果物家禽共進會	岡山縣農會	第一期 自四十年七月廿四日 至四十年七月廿五日	罐詰 六、參考品 二、	二、
岡山縣農會果物共進會	岡山縣農會	第二期 自四十一年二月十日 至四十一年二月十二日	梨 一五、柑 二、 柿 三、栗 一、	二二、
岡山縣農會果物共進會	岡山縣農會	自四十一年九月二十日 至四十一年九月二十三日	苹果 四、乾無花果 三、 罐詰 二、參考品 三、	三、

梨	一五、	葡	七五、
無花果	二、	柑	橘 三、
栗	一、	果物製造品	一四、
苹果	一五、	桃	三、
柿	五、	參考品	二九、
果物	一〇八、		
果物	五五、		
日本梨	八、	洋梨	一九、
苹果	三三、	葡	二九、
桃	三、	柿	三、

審査申告

兒島郡農作物共進會 兒島郡農會
 赤磐郡農事研究會農産物品評會 赤磐郡農事研究會
 旭東四郡聯合果物商會 赤磐郡農會
 共進會

自四十二年十二月一日
 至全 年十二月五日
 自四十二年十二月十五日
 至全 年十二月十六日
 自四十三年九月十三日
 至全 年九月十五日

岡山縣農會果物家畜共進會開催に際し小官之れが審査長を囑托せらる
 抑も本會の出品は三百二十八点にして今や豫定の日子を以て茲に審査を結了し其内六十九点を選抜擬賞するに到りたるは審査員諸氏の勞亦多とする所なり
 想ふに純近果實の需要は頗る其増加を來し今後社會の進運に伴ひ斯業の發達を催すこ

と益急なるべし爾して本縣は桃梨の産額他に比し敢て多きに非らずと雖も研究的栽培を以て嶄然頭角を現すものあるは世人の普く認識する所にして由來氣候乾燥且つ有機物乏しき傾斜地に富むは實に天與の果樹栽培地と謂ふべきなり然り爾して今回の出品は其点數多からずと雖も此著名の産地に於て此共進會を開設せられたるは將來斯業の爲め裨益する所蓋し尠少なざるを信す

更に現時に於ける果實販賣を觀るに其方法極めて幼稚にして生産者が不利を被ひること少しとせず又品種改良の如き病虫害の豫防驅除の如き荷造法の如き共に將來大いに注意を要すべき点なりとす若し夫れ當業者諸氏協力一致是等の諸点に就て研究に怠るなくんば本縣果樹界の前途蓋し洋々たらすんばあらざるなり左に審査の概況を述べんに

桃は天津早熟土用離核六水上海の六種にして概して良好なり其最も優良なるものは色澤艷麗形狀豐大整齊にして香味又佳良大に見るべき者あり然れども出品中或は大小整一を缺きたるものあり或は熟度其當を失し或は甘酸宜しきを得ざるものあり或は病虫害に侵されたるものあり爲めに品位を損せしもの尠しとせず特に發送不注意の結果品位を損傷したるものあるは最も遺憾とする所なり將來之が注意を望む尙一二の所感を

述べれば離核水蜜桃は形状香味共に優良殊に離核性を有し將來世に歓迎せらるべき品種なるべし

梨は出品少く敢て評するに足らず然りと雖も其内一点の洋種は早熟にして將來望みを属すべきものと認む巴旦杏も亦点数少く品種區々に涉れるも一二佳味のものあり斯る品種は將來果物の需用増加するに従ひ一層其價值を高むべし

苹果は紅魁祝の二種多きを占め紅魁は形状大小共に稍可なるも色澤不良にして品位を損すること多し祝は未熟にして品評するに足らざりしは遺憾とす

葡萄は優良なる品種は露地に於て栽培すること難きも若し之を玻璃室に於て栽培せば優品を産するを得べし是れ外國に於ける事實に徴して明なりとす即ち本品は玻璃室内に於て栽培したるものにして本會出品中の逸品たり

無花果は和種中優良なるものなしホワイト、セノア其他優良なる洋種を栽培するを得策とす

罐詰は出品中特に取りべきものなきも此種の製品は將來之が需要増加すべきを以て製法の改良及品種の撰擇に注意するを要す

右審査の概況を具し茲に褒賞授與を申請す希くは授賞あらんことを

明治四十年七月廿四日

岡山縣農會果物家禽共進會審査長

農商務省農事試験場技師

從五位勳六等 恩 田 鐵 彌

岡山縣農會果物家禽共進會の開會に際し小官審査長を囑托せらる

形状豊大整齊にして色澤艶麗香味概して佳良大に見るべきものありて本縣の風土は此種の栽培に好適し將來有望なる品種たるを望む宜しく本縣に豊富なる適地を利用し大に之れが増殖を計り以て他日本縣の一大物産たらしめんことを囑望す然りと雖も風土の恩恵に安んじ其培養に努めずんば出品中往々見る所の形質不良なる出品を生産するに至らん宜しく一層の注意を要す其他の雜柑にありては將來普及を計るの品種にあらずと認むるを以て特に批評を加へず

乾柿は稍々見るべきものありと雖も外觀不良にして世の嗜好に添はざるものあり將來調製に向一層の改善を加へんことを要す

罐詰にありては果物の熟度早きに失し浸漬液との濃度其均衡を失せる爲め果物固有の風味を損し概して不良なりしは未だ其製法の幼稚なるを免れず須らく之れが研究を重

ね果樹園藝の發達を相待つて益々之れが生産に努め果物利用の途を講ずべし
更に時世の趨勢により觀察するに成るべく一二の適當なる品種を撰び統一的に之れが
生産の増加を計るは最緊要のことなりとす尙病虫害驅除豫防の方法は當業者の苦心經
營の跡歴然として見るべきものあり

抑も本會の出品は四百五十八點内果物三百二十二點家禽百三十六點及び參考品等にし
て今や審査員諸氏の多大なる勤勞により豫定の日子を以て茲に審査結了を告げ就中優
良なるもの果物百十六點家禽五十四點合計百六十點を選抜擬賞し己に閣下の裁定を經
たり

惟ふに世の進運に伴ひ果物家禽の需要は益々増加を來し之れが嗜好の向上は亦前日の
比にあらざるなり而して本縣の氣候土質は果物の栽培に恰適し尙養鶏は農家の副業と
して最も有利適切の事業なりとす故に如上の事業を副業的に經營し之れが發達を期す
るは獨り時代の要求に應ずるの道なるのみならず又以て農業經營の基礎を健全ならし
むる所以なりとす本縣農會の此舉ある其効果蓋し多大なりと謂ふべし今出品に就て概
評を試むるに

梨は赤龍重次郎晚三吉の三種にして赤龍其主位を占め概ね形狀佳良なりと雖も肥培其

當を得ざるが爲め種類固有の風味を帶ぶるもの少く一般に甘味に乏しきは遺憾なりと
す

柑橘はワシントンチーブル甜橙夏橙神代橘及び旭柑等にして品種の區々に涉ると雖も
就中其多數を占むるワシントンチーブル甜橙及び夏橙の兩種なりとすワシントンチーブ
ル甜橙は栽培其日淺きに拘らずと雖も更に嶄新の學術を應用して一般の奮勵を望むや
切なり(中略)

之れを要するに本縣に於ける果樹栽培は已に一生涯を開き今や養鶏も亦漸く發達の緒
に就かんとす

此時に當り當業者たるもの一段の奮勵を加へ肥培飼養の注意を拂ひ更に販賣方法を改
良して組合組織となし以て最後の利益を獲得せんことを期すべし
右審査の梗概を叙し謹んで授賞あらんことを請ふ

明治四十一年二月十日

岡山縣農會果物家禽共進會審査長

農商務省農事試驗場技師正七位

石原助熊

岡山縣農會果物共進會開催に際し小官之が審査長を囑託せられ審査員の熱誠と係員諸氏の幹旋により審査を結了し茲に其結果を報告するを得るは洵に感謝する所なり抑々本會の出品は二百六十八点にして内梨百五十一点苹果十五点葡萄七十五点雜果十三点製造品十四点及参考品にして就中優良なるもの果物六十五点製造品二点合計六十七点を撰拔擬賞せり今出品に就て概評を試んに

梨は和種にありては長十郎明月泰平の三種を主とし就中長十郎其主位を占む形状品質の見るべきものあり概して本縣の梨は貯蔵に耐ゆるも甘味に乏しきもの多し是れ或は風土の然らしむるものあらんも亦當業者の注意を要すべき所なり洋梨にありては出品点数比較的少く加ふるに「バートレット」の如き採取期の當を得ざるものあり優品を見る能はざるを遺憾とす苹果は優良なるもの少く点々晚腐病及介殼虫の侵害を蒙り色澤概ね佳良ならず爲めに品位を損ずるものあり葡萄は米國種中「デューワシントン」「カトール」「ペレー」「キヤンベルスアローリー」「カールマン」等を主とし歐洲種も亦數点を算す外觀概ね優美にして適に他縣産に勝るも往々味ひ之に伴はざるの感あり尙軟弱なる歐洲種の露地栽培は考慮を要すべきものあり温室栽培の如きも亦需給の状態を察し徐ろに之が發達を計らざるべからず

柑橘、桃、無花果、柿、栗等の雜果に至りては出品少數にして敢て評するに足らず果物製品としては罐詰及果酒ありと雖も製造上更に一層の研鑽を積むにあらざれば未だ以て世の嗜好に投ずる能はざるべし
近時果物に對する一般の嗜好著しく向上し單に外觀の美を望むに止まらず更に香味の優良なるものを要求するや切なり而して本縣當業者諸士既に我邦に於て先輩者を以て目せらるゝが故宜しく如上の趨勢に鑑み一段の奮勵を以て益々斯業の爲め盡瘁せられんことを切望す

右審査の概況を具し謹で授賞せられんことを請ふ

明治四十一年九月二十日

岡山縣農會果物共進會

審査長從五位勳六等

恩 田 鐵 彌

印刷物ノ頒布

果樹園藝業者の參考に資せんが爲め印刷物を刊行したるものを掲ぐれば左の如し

書	冊	名	發行年月	發行所	記	事	項	目
---	---	---	------	-----	---	---	---	---

岡山縣農會果樹模範場一覽	明治四十年七月	岡山縣農會	果樹模範場
岡山縣下五大作物の病害 病蟲害に關する注意事項	明治四十年十二月 全年	岡山縣內務部 上	梨の赤星病 苗木に附着せる害虫并に病害に對する 注意、桃晚腐病豫防に關する注意、苹 果縮虫に對する警告
岡山縣園藝要覽	明治四十一年九月	岡山縣農會	梨、桃、葡萄、雜果、縣内主なる、果 樹村及果園、生産販賣、果物組合 各府縣園藝狀況
全國園藝一班	全年	上	苹果縮虫の形態及經過、青酸瓦斯燻蒸 法、主要殺虫殺菌劑
苹果縮虫及其驅除法	明治四十二年一月	岡山縣內務部	苹果縮虫驅除成績
苹果縮虫驅除成績第一報	全年	上	苗木に附着傳播する主要なる害虫類、 青酸瓦斯燻蒸法
苗木害虫に關する注意事 項	全年	上	昆虫の形態經過習性一班果樹の害虫 果樹品種一覽
應用昆虫學 第九回岡山縣農事技術員 協議事項	明治四十三年二月 全年	岡山縣立農事 試驗場 上	青酸瓦斯燻蒸試驗
農事試驗成績第十六報	全年	岡山縣立農事 試驗場 上	桃の罐詰ジャム干果及干果調理法
桃の利用法試驗成績一覽	全年	上	梨果蠹蟲
臨時報告第四報	全年	上	苹果縮虫驅除成績
苹果縮虫驅除成績第二報	全年	上	

功勞者の表彰

岡山縣農業地圖	全年	岡山縣農會	果樹分布地圖
農事試驗成績第十九報	全年	岡山縣立農事 試驗場	梨赤星病豫防試驗
果物の海外輸出に關する 調査	全年	岡山縣內務部	浦鹽に於ける果物調査、桃海外輸出荷 出法試驗及其成績、生柿に關する調査、 蜜柑輸出荷造試驗、上海桑港に於ける 乾無花果
作物の病害	明治四十四年二月 全年	上	病害汎論、果樹病害、
桃葡萄柿の病害	全年	上	桃の病害(二二)葡萄の病害(二九)柿 の病害(七)
農事試驗成績第二十三報	全年	岡山縣立農事 試驗場	青酸瓦斯燻蒸試驗

明治四十四年三月岡山縣知事は左の通り果樹園藝功勞者を表彰し銀盃三つ組を下賜し
たり

御津郡野谷村
山内善男

園藝の技術未だ開けざるの時に當り既に心を果樹の栽培に注ぎ早已に水蜜桃を栽培し
深く考慮を費して袋掛を發明し以て生熟の機能を完からしむ是れより各地之に倣ふて

桃樹を培養し終に本縣産桃實の今日あるを致す其他葡萄の促成栽培を創始せる等其功績洵に顯著なりとす仍て茲に之を賞す

明治四十四年三月三十一日

岡山縣知事正五位勳三等 谷口留五郎

天覽に供したる園藝品

明治四十三年十一月岡山縣下に於て陸軍特別大演習を舉行せらるゝや大元帥陛下親しく御統監遊され岡山後樂園大本營に御駐轡中各種物産を天覽に供し奉れり其内園藝品に關するものを掲ぐれば左の如し

品名	生産者	住所	氏名
西洋梨	ラフランス	赤磐郡可真村	小山益太
日本梨	今村秋	全	全
世界一	全	全	全
日本梨	全	上道郡雄神村	小橋吉三
全	全	小田郡新山村	長尾四澄

全	葡萄	真庭郡川東村	原田高一
全	葡萄	小田郡新山村	長尾円澄
全	柑	後月郡井原町	山本磐
全	柑	兒島郡本莊村	内田代治郎
全	水蜜桃	岡山市石關町	大久保市四郎
全	水蜜桃	岡山縣立農事試験場	

右天覽物産中御買上の光榮を荷ひたるもの左の如し

日本梨今村夏 赤磐郡可真村 小山益太
 明治四十四年十月皇太子殿下岡山市後樂園に行啓の砌台覽に供したる果物左の如し

梨	洋梨	全梨	全梨	全梨	全梨	赤磐郡可真村	小山益太
日ノ丸	重次郎	ラフランス	イフルダ	晩三吉	日ノ丸	全	全
全	全	全	全	全	全	上道郡雄神村	小山益太
全	全	全	全	全	全	浮野村	坂丸最吉
全	全	全	全	全	全	浮田村	坂丸最吉

栗	栗	梨	生	葡	栗	全	全	全	全	葡	葡	柿	柿	無	葡	梨	葡	梨
花																		
果				柿	萄					萄	萄			果	萄		萄	
紅				津	ハ	フ	マ	グ	ハ	ミ	御	祇			晚	ハ	赤	
				山	イ	ラ	ス	リ	ー	ル	所	園			イ	イ	龍	
				柿	ラ	ッ	カ	ー	プ	ス	柿	坊			三	ラ		
					ン	ク	ツ	ザ	ル						吉	ン		
					ト		ク	ト	ル						ト	ド		
									ハ									
									ン									
									ボ									
									ル									
									グ									
英	全	勝	全	眞	全	全	全	全	全	後	全	全	小	全	全	都	全	上
田	田	田	庭	庭	庭	庭	庭	庭	庭	月	郡	郡	田	郡	郡	窪	窪	道
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	全	全	郡	郡	郡	郡	郡	郡
河	勝	北	勝	落	木	芳				井	原	村	山	中	萬	撫	浮	
會	間	和	山	合	ノ	井				原	村	村	山	洲	壽	川	田	
村	田	氣	町	町	子	村				町	村	村	村	村	村	町	村	
	町	村																
橋	額	山	河	妹	後	西	全	全	全	山	全	土	長	梶	杉	平	光	廣
本	田	本	原	尾	藤	田				本		倉	尾	谷	原	松	森	田
虎	馬	七	清	浦	冬	茂					克	円	源	繁	久	正	辨	
次	治	五	太	太	太	四					己	澄	太	三	一	郎	次	郎
郎	郎	郎	作	郎	郎	郎				磐	己	澄	郎	郎	郎	郎	郎	郎

四十四

右果物中御買上の榮と蒙むりたる者左の如し

無	柿	全	葡	全	梨
花					
果			萄		
	御	マ	晚	重	
	所	ス	三	次	
	柿	カ	吉	郎	
		ツ	郎		
		ト			
		ハ			
		ン			
		ボ			
		ル			
		ク			
都	小	全	後	上	赤
窪	田	後	月	道	磐
郡	郡	月	郡	郡	郡
中	新	井	雄	可	可
洲	山	原	神	真	真
村	村	町	村	村	村
梶	土	全	山	小	小
谷	倉	山	本	橋	山
源	本	本		吉	益
太	克			三	太
郎	己	人	磐	三	太

三、種苗の配布

明治九年十一月勸業寮出張所に於て外國果樹苹果、巴旦杏、櫻桃、桃、杏、李、梨、楡、棗、無花果、スグ
 ヲ米國葡萄、支那葡萄、ストロベリー、フサスグリの苗木無代配布をなす
 明治十二年天瀬試験場に於て養成せる西洋葡萄苗(一本に付金八厘)を縣内希望者に拂下ぐ
 明治十三年十一月西洋葡萄苗二千本を拂下ぐ
 明治十四年農務局三田育種場交換市に於て果樹苗五種を購入配布す
 明治十五年農務局三田育種場交換市より果樹苗四種を購入配布す
 明治十六年農務局三田育種場交換市より果樹苗二種及山梨縣より甲州葡萄苗七十本を

購入し配布す

明治十七年二月農務局三田育種場第九回種苗交換市に於て果樹苗十數種を購入配布す
明治十八年播州葡萄園に苗木を請求配布す爾來數年間各府縣と種苗を交換又は購入して配布す

明治三十七年在米國カリフォルニア海外實業練習生大橋賢之甫より岡山縣農會に桃(ミューア、ニコラスオレンゾクリンク、サスキハナ、トライアンフ)梨(ボーレーアロー、ボーレーシリアンジュウ、ボーレーボスク、ボーレークレルジョウ)苹果(グラベンスティン、ノウザンスパイ、ロウバアイ、ホワイトウインターペラメン、ローウドアイランドグリーン、ウニエトンビツヒン)スグリ(ビューヨーク、ブランドーワイン)の苗木を寄贈したるを以て全會模範場に試植せり

明治三十七年臺灣産凸柑苗木を岡山縣農會に於て購入し模範場に試植せり
岡山縣立農事試驗場に於て苗木を造成し全場種苗配布規程によりて配布したる成績を擧ぐれば左の如し

年次	種類別											
	苹果	葡萄	梨	桃	柑	橘	枇	杷	柿	梅	無花果	計
本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員
本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員	本數人員

三十六年	八	二	七	六	一	一	一	一	一	一	一	三
三十七年	二	九	七	一	一	一	一	一	一	一	一	五
三十八年	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三十九年	一	七	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十年	三	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十一年	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十二年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四十三年	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

右配布苗木の品種名を掲ぐれば左の如し

苗木種類

品

種

名

桃
上海水蜜桃、離核水蜜桃、晚水蜜桃、エルバルタ、フォスター、フレマーストクロンセル、アトミラルトユーエー、クロフォートアリコンデー、ヘースクリンク、グロスマニョンドアチーフ、カールマン、ブリックスメー、トライアンブ、アトミラルドユーエー

梨
長十郎、晚三吉、赤龍、眞鍮、泰平、二十世紀、金世界、重次郎、早生赤、イズターボーレフレミツシユビエイトイ、オノダガ、ホワイトヘーマー、ハートレッド、キーハー、ボレーデル、ボレークレルシヨ、ローレンス、トワイヤンヌシウエル、ルコンデー、カーチナルシヨ、シタンボアー、バスクラサマヌ

葡萄

〔甲州、マラガマスカッタラ、レデーワシントン、ブラックハンブルク、キヤンベルスアーリー
ミルス、デラゴ、アライトン、ホワイマラガ、ボンテジエリー、ハーバート、アジロンタッ
ク、グリーンザ、ハイブリードフランク、カルマン、ペーコン、ペレー〕

苹果

〔國光、紅魁、祝、紅玉、青長、紅紋、柳玉、ヒスマーク、スッキントンレッド、レデーアップル
レッシュンカラライナ、エルローメルフロワー〕

柑 橘

ネーブル

岡山縣農會に於て苗木を育成し之を各都市農會及常業者へ實費を以て配布したる成績を擧ぐれば左の如し

年 次	桃	葡萄	苹果	洋 梨
三十八年	七四〇	一一〇	—	—
三十九年	八八二	五一三	—	—
四十年	一一、二六五	一、八七三	—	—
四十一年	—	—	—	—
四十二年	—	一、四八四	—	—
四十三年	—	—	六、四四二	—
備考	四十一年以前のものは縣農會附屬の果樹標範圍に於て養成に係り	四十二年	一、四六五	二、九八五
				六一五

以降のものは縣内園藝篤志者を指名して委託養成したるものとす

右配布苗木の品種名を掲ぐれば左の如し

苗木種類

品 種 名

桃

〔アリックスメー、アムスデンジョーン、トライアンフ、離核水蜜桃、土用水蜜桃、天津水蜜
桃、上海水蜜桃、晚水蜜桃、金桃、サルウエー〕

葡萄

〔キヤンベルスアーリー、アライトン、ペレー、レデーワシントン、ペーコン、デラゴ、ミル
ス、ハイランド〕

苹果

紅魁、祝、紅玉、旭、國光

洋 梨

〔ロスター、ウインターバートレット、オノンダカ、ギヤンドン、キルダー、オリエンタル、
ドワイヤンチジュベル、ハートレット、シユシエスダングレーム、バスクラッサン、アイダホ
セツケル、ローレンス、ヒーバリー、ダランソン〕

四、病虫害ノ驅除豫防

明治十八年葡萄のフキロキセテ發生したるに付き勸業課員を派遣し各郡を巡回せしめ
て驅除方法を指導せしむ

明治三十三年農事巡回教師を置き各都市を巡回して病虫害驅除に關する實地指導をな

明治三十四年四月岡山縣立農事試驗場を設置し園藝部を置き病虫害に關する試驗并實地指導をなす

明治三十九年一月第五回農事技術員協議會を開き苗木購入取締方法を議決したり

苗木購入取締方法

先づ苗木取締の範圍を主として貝殼蟲、綿蟲及フキロキセテ等の害虫驅除豫防に止め之が取締の方法としては苗木の共同購入を勸誘し可成殺蟲法を行ひたるものを購入せしめ然らざるものは郡農會等に於て青酸瓦斯燻蒸法を行ひ然る後各購入者へ配付することに決す

附帶協議

- 一、縣内に於ける苗木栽培者及販賣者に對し殺蟲法の實行を勸誘すること
- 二、現在果樹の害虫驅除に付ては縣農事試驗場及縣農會に於て青酸瓦斯燻蒸法を實地試驗し其成績に據りて廣く當業者に同法の實行を勸誘すること
- 三、新に青酸瓦斯燻蒸の設備をなし殺蟲を行ふ者には縣費より相當の獎勵金を下附せられたること

明治三十八年米國聖路易萬國博覽會出品噴霧器中優良種と認むるもの十點を購入供試す

明治三十九年一月各郡市農業技術員協議會を開き綿虫并介殼虫に關する驅除豫防法を討議せしに絶對的驅除として青酸瓦斯燻蒸の必要を認め之れに使用する覆袋を考案する爲め縣立農事試驗場及縣農會に委員を委嘱せり其結果完全なる一器を考案したれば當業者の希望により各地に技術員を派し瓦斯燻蒸の指導を行へり

明治四十年十月縣立農事試驗場に瓦斯燻蒸室を建設し瓦斯燻蒸を實施す爾來年々本省農事試驗場に設計協議を遂げ瓦斯燻蒸試驗を施行す

明治四十一年二月苗木に附着する害虫を驅除豫防する爲め無料燻蒸の依頼に應ずべき規程を發布す

明治四十二年一月各郡勸業書記警察署巡查及郡農會技術員を召集し苹果綿虫驅除に關する講習會を開設す

明治四十二年一月御津外七郡に綿虫發生せしを以て驅除豫防施行の爲め縣下各郡の被害地調査を行ふ

明治四十二年二月御津外六郡に苹果綿虫の驅除豫防を命じ器械を貸與し藥品を交付す

其年六月施行成績の第一回調査を行へり
明治四十二年五月農商務省より縣立農事試験場に梨赤星病豫防試験を三ヶ年繼續施行を命ぜらる

明治四十二年八月害虫驅除の爲め苹果苗木取締規則を發布す

明治四十二年九月各郡便宜の地に當業者を招集し主務官吏縣立農事試験場及縣農會技師を派遣し苗木取締規則發布の精神綿虫驅除豫防に關する方法を講話し苗木の仕立販賣及苹果栽培上の警告をなし青酸瓦斯燻蒸覆の施用實驗を行へり

明治四十二年十一月再び縣下各郡の苹果園に付綿虫被害并驅除成績第二回調査を行へり

明治四十三年一月御津外五郡に綿虫發生せしも當業者命令の制裁を挨つ迄もなく自ら驅除に従事するを以て藥品を交付し器具を貸與し技師を派遣して指導監督せしむ

明治四十三年二月農商務省農事試験場技師桑名伊之吉を聘し害虫に關する講習會を開設す

明治四十三年岡山縣立農事試験場は兒島郡福田村大字東塚中畝北畝に委託して葡萄の病害豫防試験を施行し黒痘病苦腐病に對する驅除方法を檢出せんとし目下繼續施行中に

屬す

明治四十四年一月赤磐外三郡に綿虫發生せしも當業者驅除を施行するに依り技師を派遣して指導監督せしむ

明治四十四年二月農商務省農事試験場技師西田藤次を聘し病害に關する講習會を開設す

第四、果樹園藝業者郡市別調

郡市名	栽培 町村數	町	村	別	業	者	數	一郡市 惣數
岡山	岡山二九八							二九八
御津	一三	收石	平津	馬屋下	横井	野谷	九三	一一、二一九
		馬屋上	御野	伊島	一宮	牧山	一三	
		宇垣	建部	大野	一			
赤磐	一九	高陽	大田	可眞	西高月	西山	一六二	一、四一〇
		島取上	物理	吉岡	輕部	湯瀬	三三	
		小野田	石生	豐田	山方	笹岡	三五	
		佐伯本	五城	布都美	一竹枝			

和氣 一五 香登 三片上 二日笠 一〇伊里 九本莊 六
 和氣 一五 熊山 三鶴山 四福河 二山田 一藤野 二一〇五

色久 一八 鶴山 一八朝日 三蒙掛 二大伯 三國府 一五
 豐原 八二 玉宮 三美忍 九牛窓 五笠加 三三七六

上道 一四 平島 二七雄神 一五古都 一四財田 二五浮田 七六
 可玉井 七角山 八芳野 三津幡 一御休 二一〇二七

兒島 一九 福田 一八小立 二八八濱 四本莊 五小串 三三
 赤崎 二八 灘崎 六〇藤野 八粒江 七莊內 七五〇四

都窪 一三 大高 九清音 五萬壽 四早島 六中洲 一七
 撫尾 二倉敷 二帶江 三山手 九三須 七三二四

淺口 一三 鴨方 一五富田 一七里庄 一五三和 五六條院 六七
 船穗 二寄島 七長尾 四黑崎 三河內 一六八八二

小田 一八 新山 一六今井 一七北川 一三中川 一八大江 一三六
 小田 二笠倉 六吉田 六六井 九川面 八七 一、一七四

後月 一〇 出部 九木之子 九西江原 八縣主 五山野上 四九
 荏原 二高屋 六芳井 九青野 二七井原 二四五七

吉備 二三 日近 八生石 七二萬田 二岡田 一〇足守 九
 日近 四新生 七高松 四日美 四岩田 二一三七

上房 一八 川面 五 一 下倉 一 秦 二阿會 二福谷 二
 川東 三落合 三美川 一勝山 四久世 三六三

真庭 八 美和 二木山 一津田 一 勝山 四久世 三六三

津山	六	高田	五	高野	三	東苦田	二	芳野	二
西苦田	一	香々美南	一	東一宮	一	高倉	一	加茂	二
西加茂	一	東加茂	一						二
勝田	九	勝間田	三	湯郷	三	豐國	八	吉野	四
高取	三	公文	二	廣戸	一	北吉野	一	勝田	三
久米	八	福岡	八	福渡	五	三保	三	倭文東	二
併和	一	吉岡	一	加美	一	倭文中	一		二
合計	二二四	二百人以上	六	百五十人以上	二	百人以上	七	七十人以上	二二
	五十一人以上	四	四十人以上	七	三十人以上	二	二十人以上	三	三七、八四〇
	十人以上	元	九人以上	内	一〇*				

(明治四十四年七月末日現在)

前掲の當業者は岡山縣果物同業組合員なれば生産販賣者販賣者及生産販賣兼販賣者にして自家用栽培者は包含せられざるなり而して七十餘名の販賣業者ありと雖も郡部のものは殆んど全部生産の兼業にして唯販賣專業なるものは岡山市の組合員たるに過ぎざるなり

第五、組合團體

一、組合ノ沿革

桃果の需要逐年増加し頗る有利なる事業と認めらるや之が栽培も亦大に擴張せられて供給潤澤となり加之他府縣も非常に栽培を奨励し漸次産額を増加せる爲市價低落して收入又昔日の如くならず殊に他府縣の果物と同一市場に競争せざるべからざるに至りたるを以て是等の競争場裡に於て優者の地位を占めざるべからず幸にして岡山桃の名聲各地に高しと雖も之を個人販賣に委せんか濫賣の弊に陥り撰別に容器に荷造に於て頗る不完全なるは遺憾とする所なり之が爲め市場より驅逐せらるゝこと、なるを以て是等の弊害を矯正し益々販路を擴張して同業者の利益を増進せんと欲せば共同販賣に力ざる可からず明治卅六年二月赤磐郡可真村大石藤外三名發起となり赤磐、上道、和氣三郡の果樹栽培家四十八名に通知し赤磐郡可真村に集合して果實の共同販賣を協議したり當日會するもの三十餘名同意したるを以て翌三月三郡果樹栽培者に通報して組合創立總會を開き出席者七十四名を以て規約を議定し其名稱を果物共同販賣組合とし萬富郡に組合本部を置き瀬戸、長岡、和氣三郡に支部を設けて品位荷造を一定し一面市場の信用を維持すると同時に一面各地問屋を指定して共同販賣を行ひ以て生産者の危険防

過に方めんとせり設立當時加入を申込むもの二百八十四名に達せり同年十月組合總會に於て區域を擴張して邑久郡を加へて旭東四郡果物共同販賣組合と改稱せり然れども本組合は産業組合法により組織したる者にあらざれば右の如き名稱は法規に違ふ嫌あると且つ美作各郡并御津郡よりも加入申込あるを以て三十七年四月總會に於て備作物組合と改稱し地區を擴張して備前美作とし隨意果樹栽培業者を加せしめ品位等級の標準を定め荷造方法を示し殊に果實の虫入傷入其他粗悪品の撰別を嚴にし撰考委員の調査を經評議員會の決定に基き各仕向先に賣捌問屋を指定し共同販賣の荷物受授の方法代金送付の手續賣捌手数料を契約し商況通信を敏速に組合員に周知せしむる等成績の見る可きものあり設立後年々組合員増加し四十四年三月九正果樹組合と合併を行ひ當時備前美作九郡に亘りて組合員二千二百二十三名を有せり又明治三十九年御津郡野谷村山内善男同郡馬屋下村齋藤喜八同郡平津村馬屋下村馬屋上村野谷村横井村牧石村伊島村一宮村及吉備郡高松村を區域とし組合員の生産したる果物の委託又は買收販賣並果樹の栽培果物荷造に必要な物品を購買して之を組合員に賣却することを目的とせる無限責任吉備果物販賣購買組合を組織し事業の運用に付専心畫策せしが該組合の設立後は從來の如く他府縣商人に委託販賣をなすも賣上金の計算明確を缺き或は廻金の

の遲滯を來たすが如きことなく取引上信認の度強く從來の面目を一新するに至り組合員頗る便益を感たり殊に果物販賣組合として産業組合法に依りて組織せられたるものは本組合を以て嚆矢となすものなれば事業運用に當つて組合役員の苦心察知すべきものありとす事業開始の初年(四十年)に於て組合員三百餘名出荷の總數三萬一千箱に達せり就中本組合は海外輸出に向つて販路擴張に努めし成績鮮少なりとせず斯く共同販賣の成績は大に認むべきものありと雖も其組合員數は縣下果樹園藝業者の半數にも達せず加之加入任意の組合なれば區域内と雖も當業者の意見により個々の行動を採りつゝあり然るに時代の要求は縣下當業者を統一合同して競争場裡に立つにあらざれば到底優者の地位を占むること能はざるを以て四十一年四月岡山縣を地區とせる果物同業組合設置の必要を認め縣下各郡に於て二名乃至四名の發起人を撰定し再三會合して定款を作成し同業者の同意を求むるに至りたるにより先づ備作物組合の意見を徵せんが爲め四十二年一月同組合の春季總會を開きて同業組合設置の件を附議したるに出席組合員は大多數を以て之を否決したり岡山縣農會は會報第百十九號及び第百二十四號を以て同業組合設置の必要を論し岡山日刊新聞は大に世論を喚起せり同年十二月吉備郡農會事務所に於て開會の備南六郡農會聯合會は岡山縣果物同業組合が縣

一圓の區域にて設置せられざるに於ては本聯合會の區域を以て設置せんことを決議し翌年三月淺口郡三和村に於て御津、兒島、都窪、吉備、淺口、小田、後月の七郡聯合果物同業組合設立協議會を開き組合設置を議定し發起準備委員を各郡より二名宛選出し數回會合を重ね定款并豫算を編成し明治四十三年十一月岡山縣果物同業組合の發起認可を受くるに至れり然るに同年十二月大日本園藝會岡山縣支會を岡山縣農會樓上に開會するや御津外六郡の區域を以て發起の認可を受けたる同業組合は豫期の如く縣一圓の區域として組織するの適當なるを認むる旨を以て協議し各郡より委員を選出して既認可の地區變更を促したるに發起人會を開きて地區擴張に決定したれば四十四年一月更らに備作果物組合春季總會に此旨を發表せしに一部の不賛成者ありと雖も既に本縣園藝界輿論の熱せるを察知し發起者數回會合して一部反對を顧慮せずして斷然組合組織を決定し七郡の地區を變更し四十四年四月之が認可を受け組合設置に同意したるもの生産者七千八百四十三名販賣者八十三名を得て五月二日岡山市後樂園内鶴鳴館に岡山縣果物同業組合の創立總會を開會し同月十八日組合設置の認可を農商務大臣に申請し六月三日之が認可を得同月二十一日組長副組長評議員の就職を認可せられ直ちに事業を施行せり

二、岡山縣果物同業組合

組合定款

第一章 總則

第一條 本組合は重要物産同業組合法に基き桃、苹果、梨、葡萄、柑橘の生産者(自家用のものを除く)及縣外輸出版賣業者を以て組織す

第二條 本組合組織の地區は岡山縣一圓とす

第三條 本組合は岡山縣果物同業組合と稱す

第四條 本組合は事務所を岡山市 町 番地に設置す

第二章 目的

第五條 本組合は組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し利益を増進するを以て目的とす其概要左の如し

- 一、栽培に關する事項
- 二、品位の精撰及容器に關する事項
- 三、販賣手續の弊害矯正に關する事項

四、荷運運送に關する事項

五、販路の擴張に關する事項

六、右の外業務の奨励方法を設けること

第三章 加入及脱退

第六條 新に本組合に加入せんとするものは住所氏名を詳記し組合に届出つべし

第七條 組合員中營業を家族に相續せしめたるるとき又は住所を移轉したるときは其都度組合に届出つべし

第八條 組合を脱退せんとするものは其旨を届出つべし

第四章 組合員の権利及義務

第九條 組合員は定款に定めたる選舉權及被選舉權を有す

第十條 組合員は毎年豫算並に徴收法を以て定むる經費を負擔すべし

第十一條 組合員は執務時間中何時たりとも諸帳簿書類の檢閲を求むることを得

第十二條 組合員は毎箱又は籠の生産者及縣外輸出版賣業者の住所氏名を記入し且つ組合の証紙を貼付すべし

第十三條 組合員は組合の檢査を拒む事を得ず

第五章 役員議員資格權限及選舉

第十四條 本組合に左の役員を置く

組長 一名 副組長 一名 評議員 九名

第十五條 本組合事務所に左の所員を置く

理事 若干名 監督 若干名 取締員 若干名

書記 若干名

第十六條 役員は凡て名譽職とし所員は有給とす

第十七條 組長副組長及評議員は組合會議に於て之を選舉し其任期を二ケ年とす但再選することを得

役員は任期滿了後と雖も後任者の就職する迄仍は其職務を行ふものとす

第十八條 本組合に顧問若干名を置く

顧問は組合會の同意を得て組長之を囑托す

第十九條 本組合に議員を置く議員は各選舉區毎に組合員の互選に依り之を選出し其任期を二ケ年とす但し再選することを得

選舉區及議員數は左の如し

岡山市	一名	御津郡	四名	赤磐郡	五名	和氣郡	一名
邑久郡	一名	上道郡	四名	兒島郡	二名	都窪郡	一名
淺口郡	三名	小田郡	四名	後月郡	二名	吉備郡	一名
上房川上阿哲	一名	苦田久米	一名	英田勝田	一名	眞庭郡	一名

第二十條 役員及組合會議員の選舉は投票に依り之を行ふ
選舉は組長之を管理す

選舉は有効投票の最多數を得たるものを以て當選とす投票の數相同トときは選舉
管理者抽籤して其當選者を定む

當選者定まりたるときは組長は五日以内に當選者に其旨を通知すべし
選舉に關する規定は細則を以て別に之を定む

第二十一條 組合員は正當の事由なくして役員の當選を辭し又は其職を辭することを
得ず

第二十二條 理事監督は評議員會の意見を聞き組長之を任免す

第二十三條 取締員及書記は組長之を任免す

第二十四條 左に掲ぐるものは被選舉權を有せず

- 一 法律の適用に付公權を剝奪せられたるものと見做さるゝもの
- 二 重要物産同業組合法第十九條の處分を受けたる後滿三ヶ年を経ざるもの
- 三 重要物産同業組合法第二十條の罪又は禁錮以上の刑に當るべき罪を犯し刑の執行
を經若くは放免せられたる後滿二ヶ年を経ざるもの

第二十五條 組長は組合内一切の事務を總理し組合を代表す

第二十六條 副組長は組長を補佐し組長事故あるときは之を代理す組長副組長共に故
障あるときは評議員の互選に依り組長代理者を定め其事務を管掌せしむべし

第二十七條 評議員は組長の諮詢に應じ及び組合事務執行の状況を監査するものとす

第二十八條 理事は組長の指揮を受け庶務を執行且つ會計事務を擔當す

第二十九條 監督は組長の指揮を受け取締員の監督及販路の調査をなす

第三十條 取締員は組長監督の指揮を受け検査事務に従事す書記は組長及理事の指揮
を受け庶務に従事す

第六章 會議

第三十一條 會議を分て總會組合會評議員會の三種とす

第三十二條 總會は組長に於て必要と認めたるるとき若くは組合員三分の一以上より會議の目的事項及日時を示して要求あるときに於て之を開く

第三十三條 組合會は通常臨時の二種とし通常會は毎年三月及十月臨時會は組長に於て必要と認めたるるとき若くは議員三分の一以上より會議の目的事項を示して要求ありたるときに於て之を開く

會議の議長は業務の成績報告及經費決算報告認定の場合の外組長を以て之に充つ

第三十四條 評議員會に於て議定すべき事項左の如し

一 官廳の諮問に對する應答及意見提出

二 違約處分

三 業務規定並に細則

四 報酬給料旅費手當等の支給規定

第三十五條 組合會に於て議定すべき事項左の如し

一 經費の豫算並に徴收法

二 定款變更

三 役員選舉

四 決算及業務成績認定

但し定款變更の會議の決議に限り議員三分の二以上の同意を要す

第三十六條 總會に於て議定すべき事項左の如し

一 解散

第三十七條 評議員會議及組合會議は出席者半數に満たざれば開くことを得ず

但し同一事件に付招集再會に至るも出席人員尙定數に満たざるときは組合會議に

限り三分の一以上の出席者を以て開會することを得

第三十八條 會議の期日は總會に在ては十四日以前に地方新聞紙又は書面を以て通知し評議員會及組合會に在りては五日以前に會議場所日時及目的事項を記したる書面を以て通知するものとす

第三十九條 會議は組長之を招集し出席者過半數を以て議定す可否同數なるときは議長の決する處による

第四十條 議事細則は別に之を定む

第七章 會計

第四十一條 本組合の會計は曆年による

第四十二條 組合を脱退し又は其他の事故ありとも己に徴收したる金額は之を返付せざるものとす

第四十三條 現金は評議員會に於て指定したる銀行に委託するものとす

第四十四條 豫算徴收金額の内經費差引剩餘ありたるときは組合會の決議により其内幾分を基本財産に充て其餘は翌年度豫算額へ繰込むものとす

第四十五條 同一款内の項目は評議員會の同意を経相互流用することを得

第八章 業務

第四十六條 本組合は取締員をして業務上の検査及取締を爲さしむ

検査事項左の如し

- 一 容器量目及荷造方法
- 一品質

前項検査を爲すに當り必要と認むるときは容器を解くことを得

第四十七條 容器量目及荷造は左の標準に依る

容器桃梨苹果は堅牢なる石油空箱又は之と同形の木箱を用ふべし

量目桃は一箱に付内實三貫六百匁總量目五貫匁以上、梨は一箱に付内實四貫匁總量目

五貫四百匁以上、苹果は一箱に付内實三貫匁總量目四貫五百匁以上とす

荷造果實は必ず紙にて包み詰物は充分乾燥せる禾本科雜草又は葉粉殼、鋸屑、鉋屑、紙屑を用ゆべし

箱蓋は正味一寸五分以上の釘にて堅く打付くべし

繩は周圍八分以上のものを用ひ横二ヶ所縦一ヶ所となし各二重廻しとなすべし

箱の見易き場所に種類、類數、量目等級を記入したる「レツタル」を添付すべし

柑橘、葡萄并に外國に輸出するもの、容器量目及荷造は臨機之れを定む

第四十八條 品位等級に關する規程は細則を以て之を定む

第四十九條 検査の結果不合格となりたるものは不合格の印を附するものとす

第五十條 本組合は販路擴張輸出の方法並に外國輸出及荷造方法等必要の事項を調査す

第五十一條 輸出する果物販賣上の利益を保つ爲め販賣問屋及運送業者は組合に於て

撰擇指定し之を組合員に通知するものとす

本條の規定は評議員會の決議を経て執行す

第五十二條 組合員は果樹栽培方法又は生産販路の調査を組合に請求することを得

第五十三條 組合員は組合の名譽及信用を失墜する行爲を爲すべからず

第九章 違約處分

第五十四條 第十二條第十三條第四十七條に違反したるものは貳拾錢以上五圓以下の過怠金を徴す

第五十五條 違約處分は評議員會の決議を経て組長之を行ふ

第五十六條 違約處分は理由を明記したる書面を以て本人に通告す此通告を受けたるときは七日以内に過怠金を事務所に完納すべし

第五十七條 違約處分に不服あるものは通告を受けたる日より七日以内に其申立を爲すことを得

不服の申立を爲すときは過怠金に同トキ金額を事務所に供托すべし

第五十八條 不服の申立ありたるときは組合會に於て其當否を決定す此決定に關しては異議を申立つることを得ず

第五十九條 不服の申立に關し前の處分正當なりと決定せられたるときは供托金を以て直ちに過怠金に充つ

第拾章 組合解散

第六十條 本組合を解散せんとするときは總會に於て組合員三分の二以上の同意を要す本組合を解散せんとする場合には評議員の互選を以て精算人三名を置き本組合の財産及債權債務の處分をなさしむ前項の結果財産に剩餘を生じたるとき又は組合財産を以て債務を完了する能はざるときは經費負擔の額に準し解散當時の組合員に分配又は徴收するものとす

附 則

第六十一條 初度の役員議員選舉及豫算並に徴收法は創立總會に於て之れを定む

撰果荷造及証紙貼付規程

第一條 外國へ輸出する果物中桃の容器は特等品に限り石油箱一空又は全寸法の新箱を平に二つに切り中央に仕切りを入れ壹個毎に釘を打ち二重廻り二ヶ所繩を掛け二つ合せて一個とし一等以下の普通品は石油箱一空若くは全寸法の新箱を用ひ中央に仕切り仕切板は厚さ八分とし蓋の両側の二方に釘を打つをなすべし

第二條 外國へ輸出する果物包紙は特等品に限り白紙を用ひ一等以下は新聞紙の新しきものを用ゆべし

第三條 外國へ輸出する果物詰物は乾草、粉殻、鋸屑、鉋屑、新聞、反古、舌袋の乾燥せるものを用ゆべし

第四條 外國へ輸出する荷造繩は周圍八分以上のものを用ひ掛方は二重廻し横三ヶ所

縦一ヶ所、横二ヶ所結束となすべし

第五條 品位等級及外國輸出桃果の量目は左の標準に依る

外國輸出桃果の品位等級及量目

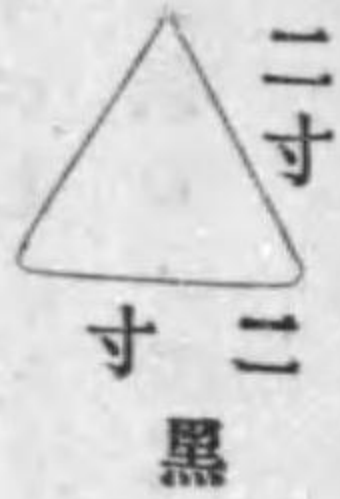
等級	内	容	總	量	目	天津上海金桃其他之類大玉モノ	六水土用離核、甘露	アムス魁其他之類スル小玉モノ
特等品	一貫八百匁	二貫五百匁以上	三十五個以内	果	數	五十五個以内	六十個以内	七十五個以内
一等品	三貫六百匁	五貫匁以上	八十個以内	果	數	百三十個以内	九十九個以内	百八十個以内
二等品	三貫六百匁	五貫匁以上	百個以内	果	數	百五十五個以内	九十九個以内	二百十個以内
三等品	三貫六百匁	五貫匁以上	百三十個以内	果	數	百八十五個以内	六十個以内	二百四十個以内

蝕害其他粗惡品を混入すべからず

内地販出果物の品位等級

等級	特等	一等品	二等品	三等品	等外品
桃	天津、上海金桃其他之類スル大玉モノ	八十四個以内	百二十個以内	百二十個以内	百二十一個以上
梨	六水、土用離核、甘露	百二十個以内	百二十個以内	二百一十個以内	二百一十個以上
苹果	アムス魁其他之類スル小玉モノ	四十個以内	九十個以内	九十個以内	九十個以上
其他果	中晩生種ノ大玉モノ	六十個以内	六十個以内	六十個以内	六十個以上
	早生種ノ小玉モノ	六十個以内	六十個以内	六十個以内	六十個以上
	紅魁青長其他大玉モノ	六十個以内	六十個以内	六十個以内	六十個以上
	祝、紅玉其他小玉モノ	八十個以内	八十個以内	八十個以内	八十個以上

第六條 検査の結果不合格となりたるものは左の不合格印を押捺す



第七條 組合証紙は箱に在りては住所氏名を記入せるレツテルを貼付したる側面と蓋とに掛け見易き個所籠に在りては掛繩の見易き個所の結目に貼付すべし

組合証紙交附規程

第一條 組合証紙は一枚料金壹錢を以て組合員に交附するものとす

第二條 組合証紙料金は前納とす

第三條 組合員組合証紙の交附を受けんとするときは組合事務所又は組合証紙受付取扱所に請求すべし

第四條 組合証紙の不用となりたるものは交附後三ヶ月以内に其返納を請求することを得

組合証紙の汚班毀損したるもの若しくは効用を闕くべき虞あるものは其返納を請求することを得す

第五條 組合員の便利を計り必要に應じ組合証紙交付取扱人を指定し交付取扱所を設く

第六條 組合証紙交付取扱人に指定されんことを希望するものは左記甲号様式の交付取扱人指定願書を差出すべし

第七條 組合証紙交付取扱人の手数料は証紙百枚に付金參錢の割とす

第八條 組合証紙交付取扱人の手数料は組合より証紙交付の際交付枚數に依り支給す

第九條 組合証紙交付取扱人は豫め組合員に交付する員數を見積り左記乙号様式の請

求書を差出し組合より証紙の交付を受け置くべし

第十條 組合証紙交付取扱人に交附する組合証紙の料金は前納とす

第十一條 組合証紙交付取扱人は本則第四條の規定に依り不用証紙の返納を請求することを得

前項の場合に於ける返納証紙に對する交付手数料は同時に返納することを要す

第十二條 組合証紙交付取扱人は組合役員又は所員に對し其現存せる証紙并に交附に關する帖簿の検査を拒むことを得す

第十三條 組合は何時たりとも交附取扱の指定を取消すことを得此場合は交附取扱人異議を申立つることを得ざるは勿論組合は損害賠償の責を有せざるものとす

第十四條 産業組合法に依る購買組合にして其組合員に對し組合証紙の交附取扱を出願するときは前條の規定により交附取扱を指定することあるべし

組合証紙交付取扱人

岡山市上石井	高谷英一	全	上石井	石村鹿太
全	上石井	全	上石井	小野利平
全	上石井	全	藤江久四郎	内山下
				小玉虎造

御津郡平津村	丹原惣平	全	一宮村	黒住五郎
全 金川村	石部猪代太	全	金川村	駒井嘉三郎
全 牧石村	安藤正壽	全	宇垣村	竹原綱吉
全 馬屋上村	片山彦平	赤磐郡太田村	赤磐郡太田村	土井佐平
赤磐郡物理村	茂成茂平	全	物理村	小川林五郎
和氣郡和氣町	吉岡元次郎	邑久郡朝日村	邑久郡朝日村	桐本悦太
邑久郡鶴海村	横山泰三	上道郡財田村	上道郡財田村	服部多郎三郎
上道郡財田村	藤原壽治	兒島郡郷内村	兒島郡郷内村	高橋喜代二
兒島郡宇野村	久保那平	全	福田村	田邊延太郎
全 福田村	馬場泰次	全	福田村	千田繁造
全 福田村	角南整太	全	福田村	高橋長造
全 福田村	龜高龜五郎	全	鉾立村	萩野開作
都窪郡倉敷町	仁科清吉	都窪郡早島町	都窪郡早島町	白神壽資
浅口郡三和村	小野庄次郎	浅口郡長尾村	浅口郡長尾村	國米兵助
全 六條院村	田中海一	全	里見村	藤田貞二郎

七十六

小田郡笠岡町	中村律三郎	全	小田村	山部禎四郎
全 小田村	山岡國次郎	全	小田村	小野朝志
後月郡井原町	大塚益市	吉備郡庭瀬町	吉備郡庭瀬町	太田俊三郎
吉備郡大井村	犬飼喜四郎	全	總社町	藤田秀齋
全 生石村	藤田卯助	全	庭瀬町	遠藤忠雄
勝田郡勝間田町	額田治郎	勝田郡湯郷村	勝田郡湯郷村	野上龜太郎
全 湯郷村	田村桂一郎	英田郡江見村	英田郡江見村	安東外記二

輸送及指定販賣

生果の輸送は速達を要するにより同トク汽車積と雖も連絡の状況を考察し成る可く便利なる列車に積込まざるべからず故に組合は豫め驛納運賃運送店手数料着地配達賃を協定し運送業者を指定して生産者の便宜を計れり今鐵道主要驛生果運賃表を掲ぐ

別表は石油箱詰内實三貫六百匁入の貨物一個に對する驛納運賃運送店手数料金壹錢を加算したるもの

一時に多數を出荷し特に噸扱又は貸切扱を希望する場合は運送店手数料一個に付金貳錢とす

七十七

定期航海なるが故に敦賀出航の日取は豫め調査し置かざるべからず而して運賃に關しては組合は大阪浦邊間積込水揚共一切一個に付金貳拾九錢の特約ありと云ふ
 輸出桃果の箱には岡山縣果物同業組合の証紙を貼付する外岡山香川聯合輸出組合の証紙を貼付せざるべからず本証紙は組合員には無料交附するものなれば取締員の承認を受けたる出荷豫定數に要するものを全員より受取り置くべし

岡山香川聯合輸出組合証紙雛形

六寸二分

八寸八分 岡山香川聯合果物輸出組合 品等〇 浦邊斯德 果實同賣 共販組合 谷源藏行
岡山香川聯合果物輸出組合 品等〇 浦邊斯德 東洋號池口傳八事 海外支店行
岡山香川聯合果物輸出組合 品等〇 浦邊斯德 向井鶴艇行
岡山香川聯合果物輸出組合 品等〇 浦邊斯德 田中合名會社行

等級証紙色別 特等品 黒、一等品 白、二等品 青、三等品 赤

輸送に際しては取締員として組合定款第四十六條の事項に付き検査を行ふ其検査の場所左の如し

- 山陽線 和氣、高富、瀬戸、岡山、庭瀬、倉敷、玉島、金神、鴨方、笠岡
- 宇野線 早島、茶屋町、味野、八濱、宇野
- 中國線 福渡、建部、金川、野ノ口、玉柏、一宮、稻荷、足守、總社、澁井
- 其他 兒島郡、福田村、鉢立村、英田郡、江見村

生果の販賣は迅速を要するにも拘はらず其販路も亦全国各地なるを以て豫め價格を協定して數量の取引を契約するの違ある者にあらず茲を以て勢ひ仕向先に委託販賣を行ひ賣立仕切計算によりて代金の收受を爲さざるべからず今指定販賣店に於ける契約要領を摘記すれば左の如し

- 一 仕切書及賣立代金は賣立後直に販賣店より荷主へ直送のこと
- 二 運賃及販賣手数料は代金送付の際差引計算の上送金のこと
- 三 販賣店運賃額を別表以上に立替へたる場合の差額は販賣店の負担たるべきこと
- 四 商況は販賣店より日々主要驛に報知し來ること、なり居れるを以て出荷者は組合

取締員に照會の上承知せらるゝこと
 五、現品の不足又は荷荒し等の事故ありたる場合は販賣店は取扱者より責任ある始末書を徴して組合事務所提出することになり居れるにより必要に應じ組合事務所に申出づべきこと
 六、販賣店にして賣立代金の送付其他契約不履行のことありたる場合は其旨組合事務所に出づべきこと
 七、浦鹽輸出の委託果物は着荷後直ちに賣立て仕切書を各荷主に送付し代金は組合事務所に送金することの契約なるが故に便宜出荷者は仕切書を以て組合事務所に請求受領すべきこと
 右要領により各任向先に販賣店を指定すると雖も之が指定の販賣店は毎年組合評議員會の決議を経て指定し各組合員に通知するものなれば一定したるものにはあらず左に明治四十四年六月組合評議員會の決議を経て指定通知したるものを掲ぐ

地名	商號	店主住所	氏名
新市場	小塚こゝろ	枇杷橋	問九
西枇杷市場	佐藤九右衛門		

地名	商號	店主住所	氏名
岐阜	問幸	伊藤幸八	全
山田	善	淺野善助	大津八百市
山田	善	八百喜株式會社	奈良
山田	善	世古善兵衛	京都
四日市	中	青物合資會社	福知山
津	天	天春源太郎	新舞鶴
全		片濱町	青物商會
全		入江町	宮津
富山		越中富山荒	廣田豐次郎
全		久世伊平	大坂天満
高岡		大字通町	菅野常七
全	二	青草町	元市社
福井		京町	渡邊彌右衛門
全		蘆町	嶋田七三郎
敦賀港		逢萊	外海清三郎
彦根町		川原町	三輪彌平
			大坂難波
			法熊川
			法虎
			若林九平
			寺田泰平
			八尾房次郎
			米田市左衛門
			上田得藏
			合資會社主任村田千代藏
			家田宮藏
			林久治郎
			山中嘉兵衛
			清原金二郎
			加藤與平
			木村源次郎
			八木竹之助
			六角伊之助
			法心善四郎

柳井津	吳	全	廣	全	姫	明	全	全	全	兵	全	全	全	神
			島		路	石				庫				戸
							和	三	可		農	濱	吉	
							三	運	農	湊	產	藤	田	吉
久保町	中通二丁目	西大工町	榎町	榎町	船場川端	船場川端	合資會社	三木	農	上田	商	會	吉田	吉
藤川徳次郎	伊藤庄吉	中村覺一	淺田淺吉	大森太意治	主任 太田重藏	白川 孫助	太田重藏	三木 松藏	能勢 七郎	松本治平			吉本藤次郎	吉田吉兵衛
長崎	佐賀	全	熊本	大幸田	久留米	博多	小倉	全	全	門司			下ノ關	三田尻

三、日本園藝會岡山縣支會

日本園藝會岡山縣支會の設置を發起し入會勧誘の爲め左記主意書を發行したり

日本園藝會入會勧誘主意書

輓近社會生活の向上に伴ひ果樹蔬菜花卉粧飾植物等苟も園藝に關する學術及業務の發達を來せり而して本縣に於ける果樹栽培の如きは近來長足の進歩をなし全國中に於て主産地を以て目稱せらるゝに至れり然れども之を自然に放任せんか遂に救ふべからざるの悲運に陥るなきを保すべからず宜しく此際に於て之れが栽培の方法生産物の利用販路の擴張に付講究を盡し并せて蔬菜花卉粧飾植物栽培の改良獎勵に勤めざるべからず恰も好し客年十二月靜岡縣にて開催せし第一回全國園藝大會の決議に基き本年三月を以て日本園藝會を組織し斯業者の氣脈を通し大に其發達を圖るの舉あり今や全國に向ふて會員募集中に属せり爾來入會者續出し既に道府縣中其支會を設置せるもの尠なからず本縣に於ても此際本會の主旨に賛同し多數の入會者を得て支會を設置するの氣運に達せしめ以て大に斯業の發達を期せんとす願くば斯業熱心の諸士奮て入會あらんことを切望の至りに堪へず

明治四十一年八月

八十六

發起者

丸山熊男	南爲吾	青山三治郎	阿部稔
岸歌治	大石廉	萬代嘉平治	小山益太
山内善男	有元郷治郎		

勸誘月餘にして百五十餘名の入會者を得たるに依り豫期の如く全年九月二十日を以て岡山市後樂園内に日本園藝會岡山縣支會の發會式を開き規則を決議し役員を選任し茲に全く其成立を認めたり爾後本縣園藝の發達改良に關し畫策經營する所少なからずと雖も創設日尙淺く其基礎の培養に力を致せり漸く近時に於て其事業緒に就き本縣園藝の最も改良を要すべき種類の統一整理に關しては持寄試食會の第一回を四十三年十二月に其第二回を本年九月に岡山縣農會樓上に開き本省園藝試驗場より主任技師を聘して審査批評を乞ひ會員相互に實驗談を交換して得る所鮮少ならず又圖書を刊行して會員に實費配布を行へり

日本園藝會岡山縣支會規則

第一條 本會は本縣下園藝の改良發達を圖るを以て目的とす

第二條 前條の目的を達せんがため本會は左の事項を行ふものとす

一 園藝に關する講話調査學術技藝の研究

二 種苗及生産物の賣買斡旋

三 其他園藝に關する事項

第三條 本會は日本園藝會岡山縣支會と稱す

第四條 本會は事務所を岡山縣農會内に置く

第五條 本會々員は日本園藝會員を以て之に充つ

第六條 本會々員たらんとするものは住所氏名職業を記し會費を添へ本會へ申込むべし

第七條 本會に左の役員職員を置く

會長	一名	副會長	一名	理事	若干名	地方委員	若干名
書記	若干名						

會長、副會長は總會に於て選舉す

理事は總會に於て特別會員之を互選す

地方委員は會長之を委嘱す

八十七

書記は會長之を任免す

八十八

第八條 會長は會務を總理し會則の執行に必要な細則を定め總會の議長たるものとす
副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す
理事地方委員は會長の命を承け會務に従事す
理事中一名の専務理事を置くことを得
書記は雜務に従事す

第九條 會長副會長の任期は三ヶ年とす補闕のため選舉せられたるときは前任者の殘
任期間とす

役員は退任後と雖も後任者の就任するまで職務を行ふものとす

第十條 本會に學藝委員若干名を置き園藝に關する學藝の調査研究并に質問、應答の事
項を委囑す

學藝委員は會長之を委囑す

第十一條 通常總會は毎年一回之を開く

會長に於て必要と認むるときは臨時總會を召集することを得

第十二條 通常總會に於ては會務會計の報告役員の選舉及其他必要なる事項を議する

ものとす

第十三條 總會の決議は出席者の過半數に依る

第十四條 小集會は臨時便宜の地に於て之を開く

日本園藝會規則摘錄

第一條 本會は果樹蔬菜花卉裝飾植物及庭園築造等一切の園藝に關する學術及事業の
發達を圖るを以て目的とす

第四條 本會の會員は分ちて左の五種とす

名譽會員 終身會員 特別會員 通常會員 贊助會員

第五條 名譽會員は學識名望を有し又は本會に功勞ある者より總會の決議を経て會長
之を推薦す

終身會員は本會の趣意を賛成し一時に金參拾圓以上若くは之に相當する物品を寄附
し又は會員百名以上を紹介したる者とす

特別會員は本會の趣旨を賛成し會費として毎年金參圓を納むる者とす

通常會員は本會の趣旨を賛成し會費として毎年金貳圓を納むる者とす

贊助會員は本會の趣旨を賛成し一時に金壹圓を納むる者とす

八十九

第六條 本會の會員たらんと欲する者は氏名住所職業を記載し會費を添へ其旨本會に申込むべし

第七條 特別會員及通常會員は一箇年分以上の會費を本會に前納するものとす

第十條 會員にして本會の名譽を毀損し又は壹箇年以上會費を滞納したるときは理事の決議に依り之を除名す

第十一條 會員既納の會費寄附金及寄附物件は之を返附せず

第十二條 本會に於て行ふ事業は左の如し

- 一、會報發行 一品評會 一、講話會及講習會 一、調査研究 一、販路擴張 一、海外園藝團體との聯絡 一、功勞者の表彰 一、懸賞 一、圖書發行其他必要なる事項

第十三條 本會の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終るものとす
(東京市芝公園第十号地二番日本園藝會)

四、全國園藝大會ノ開設

第二回全國園藝大會は明治四十一年九月二十二日より三日間岡山市後樂園鶴鳴館に於て開會したり初日は會議講話二日は園藝地視察(第一方面赤磐郡可真村第二方面御津郡

牧石村)三日は會議講話なりし今提出問題を擧ぐれば左の如し

一、園藝の範圍を如何なる程度に定むべきか(東京府農會)

二、園藝作物病虫害驅除豫防の爲め要する費用に對し國庫より相當補助を與へられんことを建議の件(和歌山縣農會)

三、海外に果物の販路擴張を圖るが爲め詳細なる調査を急應せられんことを其筋へ建議の件

四、種苗取締法制定督促に關する件(全上)

五、園藝家の基礎たる種苗は如何にすれば確實品を得らる、や(奈良縣農會)

六、如何にすれば園藝の發達を期せらる、や(全上)

七、種苗取締法を定められたき旨を其筋へ建議すること(全上)

八、園藝試験場の分場を近畿地方に設置せられんことを其筋へ建議すること(全上)

九、肥料專賣に關する件(全上)

一〇、前園藝大會宿題に關する件

一一、模範園を設けんとするには桃苹果梨柑橘の一反歩に對する各植付け樹數は實驗上何本を適當とするや(香川縣農會)

- 一二以上の果樹にして九年乃至十年樹の結實主揃は幾何を適當とするや(全上)
 - 一三、以上果園の肥料は經濟上如何なるものを適當とするや其分量如何(全上)
 - 一四園藝産物製造方法の模範を發表せられんことを政府に建議する件(静岡縣農會)
 - 一五全國果物蔬菜製品の製造及販賣に關する方法を一定せしむるの件(岡山縣農會)
 - 一六主要果樹栽培地の道廳府縣立農事試驗場に對し國庫より相當の補助金を下附し果物製造に關する試験を命令せられんことを其筋へ建議の件(全上)
 - 一七國立園藝試驗場に於て園藝用器具機械に關し調査研究せられんことを其筋へ建議の件(全上)
 - 一八果物蔬菜の輸送に就て鉄道貨車汽船中に冷蔵室を設置せられんことを其筋に建議の件(全上)
 - 一九輸入植物及生果に對し病虫害取締方法を速に制定せられんことを其筋に促すこと(全上)
 - 二〇肥料は之を政府專賣にせられんことを望む(全上)
- 講話會に於ける演題并講演者左の如し

櫻桃の說

大阪府技師 高橋久四郎氏

果樹栽培に就て
 果樹の品種に就て
 果樹の施肥
 既往に於ける自己の失敗談
 我邦園藝界の弊
 剪定法の應變
 柑橘の試験成績に就て
 西洋梨に就て

山形縣園藝家 湯野川忠世氏
 農事試驗場技師 石原助熊氏
 岡山縣園藝家 小山益太氏
 岡山縣園藝家 長尾圓澄氏
 農商務技師 恩田鉄彌氏
 福井縣農會顧問 山田惟正氏
 静岡縣農事試驗場長 狩野辰男氏
 兵庫縣園藝家 池本文雄氏

(講演筆記岡山縣農會報第百十四號記載)

第二編 桃

第一、沿革

古來本縣中部以南一帯の地所々に桃を栽植せらるゝも其何れの時代より創りたるものなるや之か事績を知るに由なしと雖も數十年の古木盛に開花せるあるを以て見るも桃の適地たるや明かなり然れども是等のものは多くは庭園若くは居宅の一隅に栽植せられて寧ろ觀賞又は桃節句の切花を目的とせるが如し維新前に於ては岡山附近に御野桃あり後月郡に岩野桃あり當時栽植せる種類は何れも日本種にして其質佳良ならず又特に培養を加へたるものにもあらずしりしも明治六年に至り小田郡今井村人渡邊淳一郎桃樹五六本を得て試植し翌年に至り數箇の結實を得たるを奇貨とし竊かに衆人に先トて果樹栽培に従事せんと決心し明治八年丹波の苗木商人中西利八なるものより樽屋桃の苗を購入して僅かに六畝歩に栽植す同人思へらく地方確不毛の山腹多し然も穀菽を栽すべからず當に之を開拓して果樹を栽植せば地方の福利を増進すること多大なるべ

しと茲に於てか續々屋後の山麓を開墾し明治十一年黒仁樽屋桃其他各種の梨を栽植す當時親族知友果樹栽培の利益あるを知らざる爲め頻りに之が擴張を中止せんことを忠告するものあるも肯せず益々園の擴張を計り將來専ら斯業に依て生計を立てんことを決心し遂に普通農業を廢して小作に附し専ら果樹園の經營に熱中し爾來益々培養の方法を研究し最も種類の選擇に腐心せり而して現今岡山桃の名聲を博するに至れる天津及上海兩種に至ては明治七年時の農務局官吏が清國農業視察の歸途兩種の苗を齎らして配布せるに始まるもの、如し其後岡山天瀬勸業試驗場附屬農園内にも該種を栽培し御津郡野谷村柏谷山内善男の如きは明治十一年既に同場より水蜜桃の苗二本配布を受け(當時の親木早年迄存在せりと云之を培養し渡邊桃梨園主亦福羽逸人村野山人道家齊の諸氏より清國種天津水蜜桃及上海水蜜桃栽培を勸められ明治十八年遂に三田育種場より兩種を取寄せ之が培養を試みたるも如何せん之等の種類に限り害虫の侵襲甚しく爲に頓に之を増植するに至らざりき偶々前記山内善男梨に倣ひて袋掛の法を試みたるに能く果蠹虫の害を免れ兩種の收穫漸く確實となりしかは是より之を栽培に従事するもの翕然として各地に起り産額年と共に増加せり而して山内の最初使用せる紙袋は有底のものなりしも其後渡邊に由て無底のものに改められ(二十四年頃乎)近來は又新聞紙

を用ふるに至りぬ又桃梨の主産地たる赤磐郡に於ける兩種の沿革につき小山六々園主の語る所を聞くに同人豫て所有せし天津は形長く上海は肩すばりて常形を失せるを認め明治二十二年の頃本縣屬村上長造の邸内に三田育種場より取寄せたる上海及天津水蜜桃あり頗る美大なるものなりしかば穂木の分譲を受け之を在來の緋桃砧に接木したり今日赤磐郡方面に撒布せるものは大抵此の親木より出でたるものなりと左れば現今普く縣下に栽培せらる、天津及上海兩種は前記渡邊山内小山の三區より分布せるものと見るべき乎爾來熱心なる先輩により或は施肥剪定に將た病虫の驅防に研究を重ね或は新種の輸入を試み進んで新種の造成を企つる等特筆すべき事項少なからず左に其主要なるものを摘録せん

剪定 桃樹栽培の初期に於ては毫も剪定を行ふことなかりしも之れは自然に放任するときは枝葉繁茂して長大となり枯枝を生ずるもの多く手入に不便を感ずること少なからず渡邊偶々棉の摘心より思ひ付き枝の先端を切斷せるに始まる其後泰西文物の輸入と共に外國に於ける剪定法を紹介され殊に福羽逸人氏の指導により今日在るに至れり左れども當初渡邊の着眼が山腹の如き瘠地の利用にありし爲め栽植概して密にして一反歩三百本植を普通とせり剪枝の程度亦深からざるを得ず左れば地味少

しく肥沃なる所にありては枝梢の徒長甚しく到底結果を得る能はざりしも小山等研究の結果植付の初年に於て夏季枝端を摘斷して枝極を分岐せしめ少しく肥培の方法に注意するときは一年にして二年又は三年木と等しき發育を遂げしめ栽植の翌年より充分なる結果を得せしむるを認むるや二十九年頃よりは赤磐郡地方に於て肥沃なる良田熟圃にて桃を栽培するものあるに至れり是僅かに技術上の一大進歩と謂はざるべからず

新種の發見

明治二十八年赤磐郡可真村六々園小山益太金桃發見

明治二十八年六々園水蜜桃(六水)發見

明治三十年小田郡新山村五花園長尾園澄土用水蜜桃發見

明治三十三年頃(?)御津郡横井村石谷來吉離核水蜜桃發見

明治三十八年長尾五花園實天津發見新種の輸入

明治二十二年前記長尾園澄三田育種場より上海水蜜桃を取寄す此内に早熟の良種あり甘露と命名す(近時調査の結果「アーリー、リバー」なること判明せり)

明治三十二年御津郡野谷村大森健太郎アムスデン、ジョンを輸入す

上記するが如く明治二十五六年以來新種の輸入發見等により今日に於ては六月中旬より九月下旬頃に至る迄果物市場に桃を見ざることをなきに至れり而して曾て栽培せられたる樽屋黒仁谷五郎吹田屋の如き天津及上海の増植と共に漸次減少して今や全く其跡を絶つに至れり

此他長尾園澄適熟前の採收法を案出し果實の日持を良くし好く遠地の輸送に耐へしむるを得るに至るや爲めに販路の擴張せしめたること少からず斯くて需要年と共に増加し頗る有利の事業として之が栽培大に擴張せられたり然るに本縣の園藝亦經濟原則に漏る、能はず供給潤澤となり加之他府縣に於ても産額漸く増加せる爲め市價低落して收入又昔時の如くならず殊に個人的販賣は往々濫賣の弊に陥り易く市價を下落せしむるの不利あり茲に共同的販賣の必要を認め有志相謀りて明治三十六年儒前美作を地區とし備作果物組合を組織し又明治四十年御津郡平津村外七ヶ村の有志を以て吉備果物販賣購買組合を組織し品質及び荷造を一定し一面市場の信用を維持すると共に一面問屋を指定して共同販賣に附し以て生産者の危険防遏に力め大に販路を擴張して成績の見るべきものありと雖も販路の擴張に従ひ縣下の同業者を糾合網羅するにあらざれば共同の目的を達し難きを憂ひ有志東奔西走終に四十四年五月本縣下一圓を地域とせる

岡山縣果物同業組合の設立を見るに至り本年の生産果物より組合事業を開始せり是れより先き岡山縣農會并に備作果物組合は浦盤斯徳に於ける果物調査の爲め觀察員を派遣し續いて縣農會は桃輸出荷造法試験を施行し去る四十二年の如き海外輸送中に於ける荷造の不完全に起因せる腐敗の損失矯正に努めつゝあり而して販路の主なる地方を舉ぐれば東は東京より西は熊本長崎に至り尙一部朝鮮浦盤に向つて輸出せらるゝもの少なからず尙は利用の方面に在つては罐詰製造及び桃酒の釀造干果製造等何れも生食以外に向つて研究の歩を進めつゝあり

現今栽培の最も盛なる地方は赤磐御津小田郡にして赤磐に在りては可眞太田佐伯西高月御津に在りては平津馬屋下牧石小田に在りては新山今井北川小田の諸村なりとす左に最近七ヶ年の生産統計を掲載し本縣に於ける桃栽培の趨勢を示さん

年次	栽植樹數	見積反別	收穫高
三十七年	三六〇、六三〇 ^本	三〇〇、五 ^本	四〇二、一七四 ^本
三十八年	四三八、二七四	三六五、二	四八九、六九三
三十九年	五五二、五〇三	四六〇、四	六三二、六五二
四十年	六三四、九三五	五二九、一	六六七、九六七

四十一年	六八五、九一八	五七一、六	八一、一二九
四十二年	七二四、一七六	六〇三、五	九二二、六九一
四十三年	九〇六、一三三	七五五、一	一、二四四、四〇四

前表を通觀するときは七ヶ年間に於て其栽植反別二倍五分増加し各年の増植反別三十町歩乃至百四五十町歩に及び其收穫高百二十五萬貫多たり然るに早中晩種を通つて收穫期百日間に涉ると雖も就中天津上海の兩種を以て主とするものなれば貯藏期の短き桃果の巨額を旬日間に販賣せざるべからざるを以て鐵道速達便生果専用運搬車の如き設備は多少之ありと言ふと雖も動もすれば供給過多の現象は大に價格の暴落を來さんとせり斯る状態は何れの主産地に在りても全一轍なるに拘らず比較的本縣の桃栽培の成立しつゝある所以のものは各地何れも副業的に發達せるのみならず殆んど之れが栽植の地たる普通作物の範圍を侵さずして新に山林を開拓したるか若しくは普通作物の作付に達せざる確不毛の地を利用したるの點なりとす要するに本縣の桃は明治十年前後に於て種苗を取寄せ二十年前後に於て漸く其栽培法を研究し先覺者の開園を認むるに至り三十年前後に至りて一般農家の副業的栽培となりたりと雖も前表に示すが如く栽植反別の大部分は四十年前後の植付に係るを以て現今に於ては寧ろ成長點に達せざ

る稚樹の結果せるもの多数存在せるを以て現在の栽植樹数のみに在つても今後数年の内には貳百五十萬貫匁に達するや明かなり左に縣下各郡に於る栽培沿革の概要を掲載す

△御津郡 明治十一年野谷村大字柏谷山内善男の栽培したるを始とし漸次盛に栽培するに至る

△赤磐郡 明治二十六年可真村に小山益太栽培せしを嚆矢とし爾後年々増加す

△和氣郡 明治二十五年伊部村岸善次郎始めて苗を栽植し同二十六年日笠村大字日笠下櫻井彌壽二熊山村大字奥吉原竹内秀廣栽培し爾後盛大となる

△邑久郡 明治三十二年美和村大字東須恵山崎周藏始めて開墾試植す

△上道郡 明治三十年浮田村大字草ヶ部安井虎三郎始めて栽培す

△兒島郡 明治十三年の頃福田新田村高橋重吉約四町歩を栽培し爾後十四五町歩に増加せしが十七年海嘯の爲め全部枯損せり其後三十六七年の頃より些少の栽植あり

△都窪郡 明治十七年頃山手村地方に栽植せしに始まる

△淺口郡 明治十五年六條院村に鈴鹿隄栽培を始め二十年津田村に小田郡今井村渡邊淳一郎二十三年船穂村大字水江に中原有昇二十六年黒崎村に笠原常太郎栽培せり

△小田郡 明治八年今井村に渡邊淳一郎栽培を始め十七年新山村に長尾圓澄栽培し二十一年以後金浦町、稻倉村、中川村、北川村、小田村等漸次栽植す

△後月郡 明治二十五年縣主村大字西方小寺純一郎栽植を始め

△吉備郡 明治二十三年生石村大字門前に遠藤英治始めて栽培し爾後諸方に栽植するに至る

△上房郡 明治二十四年松山村に横山傳之丞山林を開墾し栽培を始め三十年皆部村に莊寛一郎續て栽培す

△阿哲郡 明治十四年上市村に太田彌太郎山林を開墾して栽培を始め

△真庭郡 明治元年湯原村に藤島好太郎栽培し同十年川西村に岡田秀太郎栽培す

△勝田郡 明治二十八年湯郷村に安藤茂正阿部篤太郎栽培し始む

第二、氣候

氣候の寒暖乾濕は土質と相俟つて桃樹の結果品質の良否病蟲害の侵襲及び勞作上に於

て多大の關係を有するものなりとす今桃の主産地たる赤磐郡可具村御津郡牧石村小田郡新山村地方は殆んど同一の氣候なるを以て牧石村を代表すべき岡山に於て觀測せる氣象概略を左に表示すべし

二十ヶ年(自二十四年至四十三年)
平均温度及最高最低温度

月次	平均	最高	最低
一月	三、八	一八、五	△六、四
二月	三、六	一八、三	△八、一
三月	七、〇	二四、一	△四、八
四月	一二、九	二五、六	△一、一
五月	一七、二	三一、六	二、八
六月	二二、五	三三、一	七、四
七月	二五、四	三五、一	一三、〇
八月	二六、八	三五、六	一七、四

(攝氏の度△印零下の度)

月次	平均湿度	湿度の最乾	降水量	降水日數
九月	一一、八	一九	四二、五	八、四
十月	一六、四	二四	四二、八	八、七
十一月	一〇、六	二三	八一、四	一一、六
十二月	五、五	二〇	九八、九	一一、九
二十ヶ年	(平均)一四、四	(極)三五、六	(極)△八、一	

同上平均湿度、湿度の最乾(百分率)
並降水量(耗)降水日數

月次	平均湿度	湿度の最乾	降水量	降水日數
一月	七三	一九	四二、五	八、四
二月	七〇	二四	四二、八	八、七
三月	七一	二三	八一、四	一一、六
四月	七二	二〇	九八、九	一一、九
五月	七三	二三	一〇五、一	一一、八
六月	七七	二六	一五五、三	一三、九
七月	七八	三四	一四六、六	一二、四

平均	四十三年	四十二年	四十一年	四十年	三十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年
一四、九	二〇	二八	一九	二五	二四	一六	二〇	一八	一五	一七	二三	一三	一一	一〇
一、八	〇	二	〇	五	一	〇	〇	〇	四	一	三	九	二	〇

年次	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年
强風	五	〇	三	一〇	六	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
烈風及颶風	三	二	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
强風日數(一秒時間の速度十米以上十五米以下)	三	二	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
烈風日數(一秒時間の速度十五米以上)	三	二	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平均	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
平均	三三	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
平均	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五

強風の二十ヶ年月別平均

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年
一、九	一、九	二、二	一、七	一、二	〇、七	一、〇	一、〇	〇、三	〇、三	〇、八	一、七	一四、九

烈風颶風の二十ヶ年月別平均

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年
〇、〇	〇、一	〇、〇	〇、一	〇、〇	〇、〇	〇、二	〇、六	〇、五	〇、〇	〇、〇	〇、〇	一、八

降霜初日及び終日の二十ヶ年平均期は十一月六日に初まり四月十七日に終れり而して之が總降霜日数は平均八十一日八分にして二十ヶ年の最早及び最晩の極は十月二十四日及び五月八日なりとす

第三、地勢及土質

本縣の桃樹は大抵山腹丘陵の地を開拓して栽植せるもの多く従つて多少の傾斜面を有せざるはなし由來本縣の果樹栽培は當初不毛の土地を利用するを目的として創始されたるものなれば假令適量なる畑地ある地方と雖も成るべく山林を開拓して之に果樹を植ゑ畑地は依然普通作物の栽培に使用せられ居れり而して果樹栽培の有利にして他の畑作物に勝ること遠きを認識すると共に漸次既墾の畑地にも栽植を企つるものを生じたるも這は其一部を占むるに過ぎざれば斯かる土地撰定こそ所謂本縣果樹栽培の進歩したる所以にして優に他府縣に誇るに足るなるべし去れば果園の大部分は殆んど傾斜面にして傾斜の度緩なるものと雖も十度内外其急なるものに至つては往々三十度を超

ゆるものあり方位は必ずしも一定せずと雖も東南に面するもの最も多く西又は北に向ひたるもの亦少からず而して方位の如何は傾斜の度大ならざるに於ては桃樹の發育結果上格別の差異を見ざるが如し

地質土質に就き主産地を調査するに可貞村地方は第四紀新層の壤土、牧石、野谷村地方は第四紀新層及び花崗岩の壤土、新山、北川村地方は花崗岩古生層及び第四紀新層の壤土にして粘性乃至砂性に多少の礫を混す左れば土壤は餘り輕鬆ならず土層も亦深からざるも排水概して佳良にして又有機質に乏し偶々河流の沖積層地に栽培せるものに至つては河流の氾濫に因り漂積沈渣せしものにして砂質土層深さも斯かるものは單に一小局部は過ぎず

第四、種類

本縣の桃の種類は天津、上海、雨水蜜桃其主要部を占むと雖も數年以來新種の發見又は新輸入により天津より熟期早き魁、ブリックスメア、アムスデンジョーン等を始め天津、上海の中間に熟する早熟甘露又はアークリーク(パーカールマン)離核土用水蜜桃六水あり上海以後に熟するものに金桃、晩水、サルウエー等あり(其他小數試験的栽培をなすものに至りて

は實に多數なるものなり)其數量天津、上海水蜜桃に及ばすと雖ども需用供給の關係は當業者を驅て是等早中又は晩熟種の増植を促し尙且市場に於ける一般の嗜好が美味にして形狀の豐大なる離核性のものを歡迎するの傾あり従て當業者は美味大果にして離核性のものを選択するに至れり左に縣下に於て栽培せる主なる桃の各種に付形狀特質を表示すべし

品種名項目	形狀大小	肉色	核着否	品質	熟期	收穫量	樹勢
魁	圓中の小	白	着	中	六月下旬	中	強
ブリックスメア	圓中の小	白	半着	上	六月下旬	中	中
アレキサンダー	圓中	白	離	上	六月下旬	多	中
アムスデンジョーン	圓中	白	半着	上	七月下旬	多	中
トライアンフ	圓中	黄	半着	中	同上	多	強
ニューホール	圓大	黄	離	中	同上	中	同
天津水蜜桃	尖圓甚大	白色に紅の斑	離	下	七月中旬	多	同
アークリーク(早熟又は甘露と稱す)	圓中	白	半着	上	七月中下旬	多	中
扁平中	扁平中	乳白	着	極上	七月中下旬	少	強

サステハナ	晩水蜜桃	金桃	上海水蜜桃	オーロドミキソ、クリングストーン	オーロド	アーリークローフ	フオスター	スマニヨン	イングトングロツ	アーリーニュー	六水	離核水蜜桃	土用水蜜桃	カールマン	ホストン(油桃)	ロンセル(油桃)	ブレコースド、グ
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
中	大	大	大	大	大	大	大	大	小	中	中	中	中	大	中	中	中
黄	白	黄	白	白	黄	黄	白	白	白	白	白	白	白	白	黄	黄	乳
離	着	着	離	着	離	離	離	離	着	半	離	半	離	離	離	離	白
中	中	上	上	上	上	上	上	上	極	上	上	上	上	上	中	中	極
九	九	八	八	八	八	同	同	同	八	同	同	八	七	同	同	同	同
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
上	上	下	下	中	中	上	上	上	中	上	上	上	上	上	上	上	上
旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬	旬
中	少	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
中	中	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

エルバルター	シーイーグル	ヘイスクリング	サルウエー	ハイズレイト
圓	圓	圓	圓	圓
大	大	大	大	大
黄	白	黄	黄	白
離	離	着	離	着
中	中	中	上	上
九	九	九	九	九
月	月	月	月	月
下	上	中	下	下
旬	旬	旬	旬	旬
中	多	中	中	中
同	同	同	同	同

前表に依り縣下に栽培普及せる種類は大要明かなるを得たりと雖以下進んで縣下多數栽培されつある各種類の解説をなさん

一魁 樹性强健にして枝梢細く多性直立す花は大輪にして開花期四月上旬なり果實は圓形にして大さ中位果皮毛茸多く黄白色を帯び皮肌陽光に面する部濃紅色となる肉質稍粗にして甘味に乏しく漿液少なし結果力中等なり六月中旬より下旬に亘つて成熟す本種は極早生にして何れの種類よりも最も初の市場に出す事を得るが爲大に人氣あり高價に販賣することを得る有望種の一なり

一ブリックスメイ 樹性强健にして枝梢細く多生す花は大輪にして四月上旬に開花す果實は稍圓形にして大さ中等なり果皮毛茸に乏しく黄白色を帯び陽光に面する部分は濃紅色を現はす肉質柔軟にして稍粗なり甘味多漿に屬し結果力中等にして六月下旬よ

り七月上旬に亘りて成熟す

一、アムステルダム 樹性强健なれども處により往々炭疽病及野蟲に犯さることあり花は前種と類似すれども花形稍大なり開花期は四月上旬とす果實は稍圓形にして大さ中等なり果皮毛茸を有すること多く熟すれば皮肌黄白色の地色に淡青及暗紅色の微點を散布せるが如く褪色し片熟のものを生ト易し肉質多漿甘味にして少しの滋味を帶ぶ結果力中等なり前種より稍遅れて成熟し六月下旬乃至七月上旬採收することを得

一、トライアン 樹性强健にして枝梢直立し其伸長他種よりも盛なり故に主枝を稍々長く剪定するを要す花は大輪にして開花期四月上旬なり果實は圓形にして大さ中位なり外皮は毛茸深く黄紅色を呈し果肉は深黄色多漿甘味なり粘離中間核にして香氣優秀なり然れども前述の通り枝梢直立するが故に盃狀仕立の場合には三年目頃主枝を鐵線にて引張り開張するを要す本種は結果枝の生成頗る良好なるが故に従て豊産なり熟期は七月上旬とす

一、天津水蜜桃 樹性最も強健にして枝梢能く伸長直立す花は大輪にして開花期四月上旬なり果實は尖圓形にして最も大形なり果皮毛茸深く果面は淡黄綠色にして尖端及日光に面する部分は暗紅色を呈し果肉は濃赤色にして粗硬なり漿液多からず甘味少なく

酢味多く滋味あり品質堅きが爲日持能く運搬に堪ゆると結果力強きが爲市場用として多く賞觀さる又此種の「チャル」チエリー等を製するに適す離核し易く七月上旬中旬成熟す

一、カールマン 樹性强健にして枝梢開張す花は大輪にして開花期四月上旬とす果實は中果圓形果肉の淡黄色にして柔軟多漿甘酢適度なり結果力強く將來有望の種類とす七月中旬成熟す

一、早熟水蜜桃甘露又ハアローリーパー 樹性强健にして枝梢稍々太く能く伸長す結果枝の生成良好なり花は大輪にして開花期四月上旬とす果實は發育普通なるものは卵圓形に近きも發育良好なるものは却て縦經よりも横經長く全然別種の觀を呈するに至る而して果實一半の發育常に他の一半に勝る果の太さは中の大に位す果皮白黄色の地に僅に赤黄色を呈す果肉は白色にして柔軟多漿溶くるが如く甘味に富めども少しく滋味あり離核性なり結果力強く天津水蜜桃より稍遅れて成熟す

本種は明治廿六七年の頃本縣御津郡野谷村山内善男氏が甘露の穂木を得て之を上海の砧木に接換へたるに形狀豊大甘美なること甘露に勝るものを得しかば之れに早熟水蜜桃と命名して明治三十四年頃世間に發表したり而して甘露は本縣小田郡新山村長尾園

澄氏が舊三田育種場より上海水蜜桃と稱して取寄せたる苗木に混在し上海水蜜桃よりも時期早く味甘なるを以て之を甘露と命名せり最近に至りて考照の結果全く洋種アーリーローパーなること判明す爾して最近に至るまで早熟水蜜桃と甘露と別種の如く思惟せしも早熟水蜜桃の由来と實物對照の結果同一種たる事を首肯せざるを得ざるに至れり

一離核水蜜桃 樹性强健にして枝稍中なり花は大輪にして四月上旬開花す果は圓形にして太く熟すれば果皮黄白色となり一部に微紅を帯ぶ外觀上海水蜜桃に酷似す肉質亦上海水蜜桃に異ならず只其離核性なると熟期早きを異りとす結果力強く肉質柔軟甘味多漿にして快味佳香あり然れども微に澁味あり七月下旬より八月上旬に成熟す本種は本縣御津郡横井村石谷來吉氏の發見せる上海水蜜桃の實生變種なり

一土用水蜜桃 樹性强健にして枝稍中なり花は大輪にして前種より稍小なり四月上旬開花す果實は稍卵円形に近く熟すれば果皮黄白色となり稍離核性を有し肉質柔軟甘味多漿にして微に澁味あるは前種に似たり豐産種にして前者より稍遅れて熟す本種は本縣小田郡新山村長尾圓澄氏が上海水蜜桃の實生中より發見せるものにして恐らく上海水蜜桃と甘露桃の雜種なるべし土用中に熟するを以て此名あり

一六水 果の形質前種に類似するも熟期稍早し本種は本縣赤磐郡可眞村六六園主小山益太氏が實生桃より發見せしものにして上海水蜜桃と不明の洋果との交配により生じたるもの、如し

一上海水蜜桃 樹性强健にして枝稍は大なり稍下垂する傾向あり花は大輪にして花芽殊に複芽の着生最も多し四月上旬開花す果實は少しく長味を帯ぶ圓形にし果皮は薄く白黄色の地に鮮紅色を粧ひ頗る美麗なり果肉淡黄色核に接する部分鮮紅色にして肉質柔軟甘味多漿なり粘核種にして八月中旬成熟す

本種は花多きに拘らず歩止り甚だ少なし是れ花粉交配作用に原因するならんも今尙其原因不明なり早く袋掛を行ふ時は一層結果不良なり故に必ず他種類の袋掛後に於て本種の袋掛を行ふべし

一金桃 樹性は上海水蜜桃に似たり花は大輪にして四月上旬開花す

果實は圓形大果にして皮肉共濃黄色陽光に面する部は時々微紅色を呈することあり本種は本縣赤磐郡可眞村六六園主小山益太氏が上海の實生より發見せるものにして園主及故池田農學博士の説に依れば上海水蜜桃と「アーリークローフォード」の雜種なりと云ふ

此他晩水蜜桃(洋種なるも號名不詳金桃は同時に成熟す)サルウエー等あれども熟期晩きが爲病蟲害を被り歩止り少なきと價格高からざるが爲順次栽培を減少せり故に解説を畧す

第五、繁殖法

桃樹の繁殖は一に嫁接法に依る嫁接に二種あり一は切接にして他は芽接なり砧木は何れも一年生の實生砧を用ひ異性砧を用ふることなし由來本縣桃樹栽培地は土質概して有機質に乏しく土層又深からざるが故に特に異性砧を用ひて異性ならしむる必要なきにより切接法によるものは何れも揚接にして穂木は前年冬季切り取りて土中に埋藏し置きたるもの又は特に切り残し置きたるものを用ふ某實驗家の説によれば植木は接木十日前切り取りて一旦砂圍ひとなしたるもの最も活着歩合可なりと期節は三月上旬頃とす芽接法によるものは砧木發育の状態により早きは八月下旬より始め遅きは九月中旬旬に及ぶ丁字芽接、十字芽接、内山芽接等何れも採用さる近時芽接法の簡便にして活着歩合多く新種増殖等に際し一時に多數の繁殖を行ふに便なるが故に盛んに芽接苗を養成す又接換に際し芽接法に依るもの多し

第六、開園法

前述せるが如く本縣の桃は多く山腹を開拓して植へ込みたるもの多きが故に開園には少なからざる勞費を要す左に大要を記載すべし
 一番打冬季鶴嘴の如きものにて雜草小笹等を深く打起し若し立木あるときは大なるもの、根元より切り取り差支なき限り其儘に放置して自然の腐朽に委し小なるものは立木の儘掘り去り根と土とを振ひ分つなり
 二番打前回に於て残りたる雜草竹木根等を探りつ、精細に打起すものとす特に注意を要するものは小笹蕨根の地下莖なりとす此もの僅々三四寸の地下莖を残存するも直ちに繁殖を逞し地中深く縦横匍匐して桃根と交互し數年後更らに開拓を再せざるべからざるの運命に逢遇することあり茲を以て小笹を存する箇所を開拓し桃園の隣接地に向は荒蕪地を存するものは必ず之れが境界線に於て地下莖の侵入を防ぐに足るべき明溝を穿ちて遮斷法を講ずる最も緊要なりとす

三番打更に一層精細に全面を耕勸す若し急を要する場合には之を畧して單に栽孔の位置のみを耕すに止む又平坦の土地にして下層に粘土層ある場合などは特に栽孔の位置を

耕すことをなさず是其部に停水の虞あるを以てなり山腹の傾斜急なる土地と雖も梨園と同一く階段を設けず只斜面降雨の度毎に土砂流下の虞あるを以て諸所に木杯を横へて土止を作れり然れども梨の如く柵作り仕立となすことなきを以て手入管理に便宜なる整地法を採用するを可とす

園の周囲は竹垣を普通とし往々杜松の剥皮せる細き丸木を用ゆることあり然れども生垣を作るものは極めて稀れなり往年梨園杜松の生垣を造り赤星病の發生を助けて失敗したるもの少なからず枳殼の如きものと雖も或は介殼虫の巢窟となり易く加ふるに其根園内に侵入して肥料分を掠奪するが故に多少の脩繕費を要するも寧ろ竹木材を以て造るに如ざるべし

第七、栽 植

栽植の距離は地味の肥瘠に由りて同トからずと雖も従前の栽植に係るものは一反歩二百本乃至三百本の密植を行ひしも數年ならざるに枝梢繁茂して風光の透射不良なるのみならず作業困難となり而して幹の衰弱速なるが故に漸次密植を避くるに至れり近來の栽植にかゝるものは一反歩百二十本植を普通とし肥沃の畑地にありて一反七十五本

植株間二間の正方形植となすもの少なからず

今栽植の大意を記述せんに先づ方約九尺五寸の間隔に繩を縦横に張りて其交叉點に小杭を打ち置き之れを栽孔の位置とす斯くして位置定まるときは右の標杭を中心として徑一尺七八寸の穴を穿ち尙其部の表土二升計りを篩ひ卸し置くなり而して豫て準備せる桃苗の根四五寸を残して切り込みたるものを配置し先の篩土を以て根を埋り根の開展せる外圍に輪狀に堆肥油粕の類を施して殘餘の土を覆ふ栽植に際し特に注意すべきは根を自然の位置に配置することは是なり苗は大抵一年生を用ふ

第八、仕 立 方

桃樹は何れも盃狀整枝法によれり左に栽植後數年間に亘る剪定法の大意を示さん

初年 植付の際地上一尺乃至一尺二寸高さに切斷し強壯なる三芽を發育せしめ他は悉く摘去す冬季落葉後之を一尺内外に短縮す

二年 前年剪定せし三本の主枝の尖端に近く外側に向ひたる芽各二ヶを發生せしめ内方に向ひたるものを缺ぎ去り以て樹姿を整ふ明年に至れば多少結實せしむるを以て各主枝に發生する二三の小枝を残し置き之を翌年の結果枝とす冬季落葉後本年伸長

せし六本の主枝は更に一尺乃至一尺五寸に切斷す而して冬季剪定の長短は一々樹勢の強弱により斟酌するを要し樹勢の成大なるものにて之を長く残し以て翌年發生する枝樹の數を多からしめ樹勢盛ならざるものは之に反す而して結果枝の先端も亦此方針により適宜に短縮す

三年 本年も亦各主枝の先端より芽を發生せしめ將來の主枝となす事前年と同ト而して枝梢の數漸く加はり不良の位置に發生する新芽少なからざるが故に速に之を剪除し枝梢の密生を防遏すると共に専ら養分を主枝結果枝及果實の發育に資せざるべからず本年冬季に至れば本年結果せし枝の先端伸長して更に翌年の結果枝となるもの本年新に伸長して翌年の結果枝たるべきもの或は發育強盛に過ぐる徒長性の枝及主枝等剪定を要する部頗る多し依て樹勢を見計らひ勢力中等なる結果枝と雖も密生して其數多きに過ぐるもの勢力強きか或は微弱に過ぐるもの等を剪除し同時に主枝及結果枝の尖端を短縮すること前年に異ならず爾來年々同一の方針を以て剪定し上部の開展と共に漸次下方は衰弱するを免れざれば斯かるものをも短縮す數年にして隣接の株と枝梢相接するに至れば最早主枝を伸長せんとする必要なく從て特に主枝の發生に注意せざるも可なり尙盃狀形の整枝も年數を経るに従ひ其外輪展開すると共に

に内部は空虚となり易きが故に六七年後に於ては主枝の先端より内方に向ふ枝を全然剪除することなく漸次結果しつゝ伸長せしむるときは遂に圓の全面を閉鎖し樹形を變つて扁圓頭形となる蓋し老樹に於ては寧ろ此の樹形を得策とすべし尙桃樹の勢力盛なるものにありては初夏の候屢々摘斷を行ひ以て樹勢を抑制す縁枝摘斷は之を主枝に行ふものと結果枝に行ふものとの二種あり之を結果枝(翌年)に行ふものは遅らくとも六月中旬頃迄に終はるを要す其回数亦多くは一回にて足るも主枝に至ては必しも然らず蓋し主枝の勢力過度に強きものにありては之を放任せんか一年にして三四尺に達し削り悪しき小枝其尖端にのみ發生し上部の小枝を残して剪定せんか樹姿直立して極めて放縱のものとなり之を短縮せんか翌年益々徒長性を加ふるに至る故に斯るものにはありては春季早く之を摘斷し枝條を分岐せしめ其勢力を殺し尙勢力強ければ更に其先端を摘去するなり彼の地層深き肥沃の地に植へたるものは大抵斯かる状態に陥り易きが故に主枝に向て如上の摘斷を行ふを要す尙樹勢盛なるものは之に反するものよりも長く且つ多くの結果枝を残存し多數の果實を結果せしむれば樹勢爲めに衰へ却て中庸を得るに至る赤磐郡地方に於て田地に栽植せる桃の如きは栽植の初年に於て既に一回以上の摘斷を行ひ一ヶ年にして能く二年目又は三年目

に等しき樹形を作成し翌年よりは盛に之れに結果せしめつゝあり而して斯かる土地に於ては一面窒素質肥料の給與を減じ磷酸及加里分を潤澤に供給し以て莖葉の剛硬を計らざるべからず然も尙其効を奏せざるものに至ては最後の手段に訴へ冬季に於て斷根を行ふ

第九、耕耘及間引

中耕は冬季一回備中耕にて全面を耕耨す遅くとも施肥前即ち二月上旬頃迄に行ふの必要あり除草は夏季雜草發生の状況により之を行ふ山地を開墾せるものは地味一般に瘠薄なるが故に特に間作を行ふことなきも薙は適當の間作物なりとす又畑地を供用せるものに在りては栽植後二三年間は各種の作物を間作するものありと雖も而も一定の作物あるにもあらず除虫菊の如きは果樹の害虫驅除用として將た坊間販賣する所の蚤取粉蚊遣線香の原料として多大の需要あり好箇の間作物たりと雖も未だ多く栽培するものあるを聞かず

第十、肥料及施肥法

肥料の種類及施肥法は桃の生育結果に至大の影響を有するを以て園藝家各之が研究に苦心せるも本縣に於ける園藝の學理甚だ幼稚にして一の據るべき標準なき爲め唯過去の經驗を基礎として處理しつゝあるは又止むを得ざるとなるべし當業者の多數は施肥は菜種油粕(千徳)綿實油粕(白粕)等を主とし之に過磷酸石灰木灰等を加用す其他魚肥動物肥料等を施用するものも少なからず概して窒素質肥料は其効力稍や持久的なるものを賞用し偶々窒素質化學肥料を施用すると雖も是等は追肥として肥効の迅速ならんことを求むる場合に於てのみ施用せらるる魚肥類は價額の廉ならざる爲なるか油粕類の如く歓迎せられず堆肥に至つては多少に拘はらず施用し居れり蓋し本縣の果樹園は屢々記載するが如く多くは有機物に乏しきが故に堆肥の施用は土壤の理化學的性質を良好ならしむるに缺くべからざればなり六七年以後の成木に對し一本拾錢乃至拾五錢内外を用ふ施肥の季節は冬季二月頃一回に施用するものと更に袋掛後直ちに追肥を施すものと二種あり追肥に施用するものによりては幾分か熟季を遅くするの傾あるが故に樹の種類と果物供給の状態によりては却て一回に施したるを可とするものあり早熟の種類及備中方面の如き熟期稍早き地方にありては追肥施用の必要を認めず更に又晩熟の上海水蜜桃の如きに至つては其以後に於て市場に現はるゝ種類少なきが故少しにても熟

期を遅くするときは常に市價貴く從て利益多きが故に場合によりては成熟二十日前に至り人造肥料の如き速効性のものを用ふることあり左れども之を大体より云ふときは冬季の施肥量を減し其一部を追肥として施用するもの漸く多きを加ふるもの、如し蓋し桃は枝梢徒長の爲めに屢々果實の墜落を招き易きが故に果實の發育尙幼稚なる時代に於ては可成徒長を抑制するの必要あり既に袋掛を了り核漸く硬化して其發育確實となるに及べば果實同化力大に増加するが故に比較的養分多きも徒長の虞なく果實亦完全に發育すべければなり斯業先輩家の實驗によれば桃は梨よりも稍窒素分の比率を高めるも可なりと而して施肥法は何れも輪肥にして枝葉の開長せる直下を淺く廻し之に肥料を投入して覆土し居れり

第十一、間引及袋掛

間引は果實の均一なる發育を助長し併せて形狀不良なるもの又は害虫の蝕入せるものを除き袋掛けと相俟つて美大の果實を得るに缺くべからざる作業に属す殊に市場に於いては可成大果を歡迎するの傾きあるが故に間引は頗る之を嚴密に行ひ果實肥大成長を助くると共に傍ら樹勢の衰弱を防ぎ翌年の結果に充分の餘裕あらしめざるべから

ず然りと雖も多數に桃樹を栽培するものによりては之を數回に間引くが如きは到底繁雜に堪へず殊に發育の初期に於ては將來に於ける發育の良否を豫想し難きものあり旁々袋掛の際一回に行ふを普通とす間引の時期は袋掛と共に五月十四五日頃より始め廿五六日に終る間引の際最も注意すべきは結果枝の強弱に應じて適當に果實を殘留すること是れなり通常結果枝の力強からざるものによりては一枝に一果を存し稍強きものによりては二ヶを存し置くを標準とすされば既に冬季剪定の際に於て樹勢の強弱を見計らひ適當の結果枝を保たしむるの注意なかるべからず凡べて果實は形狀正しく發育良好にして然も可成安全なる位置に附着せるものを殘存し同時に果實を被覆せる葉を除きて袋掛けの作業に便ならしむるものとす

既に間引を終るときは猶豫なく袋掛を行ふ當時既に「ちよつさり」虫出現して日々桃果に産卵し六月上旬に入れば「も」こまたら「飛來して」續々産卵するが故に一日を遅くすれば一日の損あり最も敏速に行ひ終るを要す袋は新聞紙を用ふるもの多く晩熟種に對しては特に楮紙を用ふることあり果の大小により其大さを異にし早熟種の如き小形のものには新聞紙十二切のものをを用ひ天津上海金桃の如き大果に對しては八切乃至九切のものを用ふ而して晩熟種に用ふるものは澁引を行ふも早中熟種に用ふるものは澁引を

行はず従前は比較的袋の大なるものを用ひしも果實の肥大に差支なき程度に於て寧ろ小さきものを用ふること、なれり是同一の原料より多數の袋を製造し得ること並に風の爲に果實を吹き飛ばさる、こと少なければなり桃は果柄短かき故に結果枝と共に果の附着せる反面に於て袋の一端を絞リ寄せ蘭又は二十五六番亞鉛線にて結着す蘭は長さ五六寸に切りたるものを潤はし針金は一寸二三分に切りて用ふ一日の行程蘭にて縛するものは千乃至千五百針金を用ふるものありては千五百乃至二千何れも婦女子の手にて行はる袋掛に際し特に注意すべきは袋の結目を堅くし枝との間に隙間なからしむること是なり然らざれば折角袋掛を行ふも「も、ごまたら」の幼虫は此部より侵入して果實を害し所謂虫入を生ずべければなり

第十二、採 收

本縣の桃は之を縣外に輸出するもの多きが故に勢ひ適熟期よりも少しく早く採收せざるを得ず近時此の風潮益々甚だしく寧ろ不熟のものを採收することすら少からず上海水蜜桃にして完熟せるものは採收後一日を経るも既に變色して食ふべからず然るに適熟期に先つこと四五日内外のものを採收すれば優に一週間を保存し得べく爲めに販路

を擴張せしこと少なからず只夫れ之れが香味に至ては到底樹上に完熟したる漿液滴り味ひ蜜の如きものに及ばざること數等なりとす之を採收するには毎朝園内を見廻はり袋の儘掻き取り屋内に持ち歸りて袋より出し大小を撰別して箱詰となし販賣先に發送するなり一反歩の收量四百貫乃至五百貫を普通とす

第十三、販 路

桃果は採收後貯藏に耐へざるを以て敏速なる處分を要する故に輸送の如何に由りては遠隔の地には仕向くること能はずと雖も近時汽車輸送上生果運搬車の設備及び速達取扱の輸送便宜を得たると適熟前の採取とにより好く遠地の輸送に耐へしむるを得るに至り販路擴張せられて東は宇都宮より西は熊本長崎に至り尙ほ海を隔て、朝鮮浦鹽斯徳に向つて輸出せらるゝに至れり今内地に於ける主なる仕向先を示せば左の如し

△東北本線 宇都宮

△兩毛線 前橋

△信越線 直江津

△東海道線 新橋横須賀横濱鎌倉大磯國府津靜岡濱松豊橋岡崎熱田名古屋岐阜大垣

米原彦根、八幡、大津、京都、大阪、天滿、同木津、同難波、西の宮

△北陸線 富山、高岡、金澤、福井、敦賀

△參宮線 山田、松坂

△關西線 桑名、四日市、津、奈良

△坂鶴線 舞鶴、福知山

△山陽線 兵庫、須磨、明石、加古川、姫路、網干、龍野、上郡、福山、尾道、廣島、吳、宇治、岩國、柳井、津福

山、小郡、三田、尻下の關

△九州線 門司、小倉、折尾、直方、吉塚、鳥栖、久留米、大牟田、熊本、佐賀、別府、佐世、保良崎

△海外 朝鮮、露領、浦鹽、斯德

第十四、海外輸出

桃果生産増加の結果は内地他府縣に移出するに止らずして明治三十九年には浦鹽、斯德に輸出するに至れり。該新販路は稍や有望なるや生産者大に注目するに至り、四十二年には二萬箱内外の輸出を認むるの盛況を呈せり。元來浦鹽輸出たるや本縣生産者の直輸出なりと雖も敦賀商人の手を経由するものなると且つ販賣方法たる委託販賣なれば販

賣上の利益は悉く敦賀商人に於て支配せらるゝのみならず現に生産者に送付し來れる精算高は敦賀商人に於て作成せられ居れるを以つて豫期の成績を收得するに至らざりき。然るに浦鹽に輸出せらる桃は悉く岡山、香川、兩縣産にして之が輸出者は生産者の直輸出と京都、大阪商人の右兩縣産のものを買集し輸出せるものなるを以て岡山縣農會は之が直輸出の方法を講究する爲め浦鹽に於ける果物調査を企畫し補助支出の途を立て、四十二年春季備作果物組合の總會に諮りしに同組合は調査員を派遣することに決定せし。も同年浦鹽は盛に虎疫流行の報に接したるを以て終に出發を中止するの止むを得ざるに至れり。翌四十三年七月縣農會は擔任技術員一名を組合調査員と同行せしめること、し旅費并補助費として金五百圓を浦鹽輸出果物調査に支出せり。浦鹽に於ける輸出品物に關する調査によるときは同地方は氣候の關係上絶対に果物を生産すること不可能なるに之が需要の一人別比例は邦人の七八倍に達し生活上の必需品たれば同地果物輸出有望なるは勿論なりとするも其の需用は絶対無限のものにあらず故に同地の需給關係を考察して之れが輸出を計るに於ては或程度迄は確に有望なる販路地と認むるを得可し。茲を以て供給過多に陥らんとしつゝある本縣桃に對し一考を下せば其輸出時期に於て他に競争するもの極めて少なければ浦鹽輸出の果物としては最も適切有望なるもの

あり然れども現今に於ける手段方法にては到底好成績を得目的の彼岸に達すること能はざるべし故に將來浦鹽果物輸出を計るべきものは縣下園藝家の共同輸出と現在輸出しつゝある京都神戸敦賀商人の手を経るものは之を同地在留の邦人商賣の信用あるものと直接取引を爲すこと及び敦賀より出航する汽船の期日を調査し置き敦賀にて荷物を停滞せしめざる様注意し且つ荷造方法の改善を講ずること等之れなりとするも前述したるが如き浦鹽輸出果物は岡山香川の生産果たれば本縣のみの直輸出よりは寧ろ香川縣の園藝家と共同輸出を企つるの有利なるを認め兩縣共同輸出の協定の爲め四十二年十二月本縣農會技手を香川縣に出張せしめたり同年四月一日岡山縣農會樓上に於て兩縣輸出果物に關する協定會を開會し輸出果物引渡の爲め特派員を敦賀港に輸出期間中出張せしむること、兩縣果物の輸出歩合は前年輸出額により其六分を岡山に其四分を香川とし輸出に關する經費の負担を出荷數に應ずること、し容量、レツテル個製及び荷造に關する協定を爲し岡山香川聯合輸出組合と名稱を付したりと雖も如上の協定は兩縣輸出者の代表のみなれば假定に過ぎざるを以て更らに期日を定め敦賀を會合地とし兩縣一名宛代表者を出席せしめ浦鹽商人と協定會を開會すること、し翌五月四、五兩日敦賀公會堂に於て本年度兩縣の桃輸出額を三萬五千箱とし敦賀港より一航海毎に二千

箱乃至二千五百箱とし品位を特等一等二等三等の四等級とし容器荷造方法を定め玉崩量目は兩縣協議の上浦鹽共同果實販賣組合に通知すること、なしたり因て五月十六日香川縣果物同業組合事務所に於て更らに兩縣協定會を開き六月一日浦鹽果實共同販賣組合及び向井鶴松外二名の共同組合とに委託販賣の契約を締結したり

第十五、荷造並撰果

桃果の荷造は仕向先の別により二様に區別せらる即ち内地輸送海外輸送之れなり内地輸送のものは容器は堅牢清潔なる石油空箱又は之と同形の木箱を用ひ其量目は一箱に付内實三貫六百匁總量目五貫匁以上とし果實は必ず一個宛紙にて包み詰物は充分乾燥せる禾本科雜草、藁、粉殼、鋸屑、鈍屑紙屑等を用ひ箱蓋に一寸五分以上の釘にて堅く打付くべし箱の掛け繩は周圍八分以上のものを用ひ横二ヶ所縦一ヶ所となし各二重廻とし箱の見易き場所に桃の種類、顆數、量目等級及氏名住所を記入したる「レツテル」を貼付し尙其同面と箱蓋とに掛け同業組合證紙を貼付すべし海外輸送(浦沙輸出)のものけ特等品に在りては石油箱一空を平に二ツに切り中央に仕切を入れ二ツ合せ一個として荷造をなすと雖も壹箱毎に蓋をなし釘を以て打ち付け二重廻にて二ヶ所繩掛をなし荷造繩は周圍

八分以上のものを用ひ丁寧に結束すべし普通品に在りては石油箱一空又同寸法の新聞箱を用ひ中央に仕切を入れ掛繩は横三ヶ所縦一ヶ所胴二ヶ所結束し仕切板は八分とし蓋及兩側に釘を打ち果實包紙は特等品に限り白紙を用ひ一等以下は新聞紙の新しきものをを用ひ詰物には乾艸、粉穀、鋸屑、鮑屑、新聞反古、舌袋の乾燥せるものを用ひ容量を三貫六百匁とす而して容器には各自の「レット」及組合證紙以外に岡山香川聯合輸出組合の證紙を貼用するものにして該聯合證紙は等級により特別黒、一等白、二等青、三等赤の色別となれり

撰果に付き品位等級の標準を示せば左表の如し

等級	容量	總量	天津上海金桃其他之に類する大玉もの	六水、土用、離核、甘露、	アムス、魁其他之に類する小玉もの
特等	八十四個以内	二百二十個以内	百三十二個同	百二十個以内	二百二十個同
一等	百五個同	百六十個同	百六十個同	二百個同	二百個同
二等	百二十個同	百六十一個以上	百六十一個以上	二百個同	二百個同
三等	百二十一個以上	百六十一個以上	百六十一個以上	二百個同	二百個同
外等	蝕害其他の粗悪品				

海外輸出向の品位等級

等級	容量	總量	天津上海金桃、其他之に類する大玉もの	六水、土用、離核、甘露	アムス魁其他之に類する小玉もの
特等	一、八〇〇	二、五〇〇以上	三十五個以内	五十五個以内	七十五個以内
一等	三、八〇〇	五、〇〇〇同	八十個同	百卅個同	百八十個同
二等	三、六〇〇	五、〇〇〇同	百個同	百五十五個同	二百十個同
三等	三、六〇〇	五、〇〇〇同	百卅個同	百八十五個同	二百四十個同

第十六、病害并驅除豫防法

桃は梨葡萄等に比すれば病害に侵さるゝこと極めて稀れなるが故特に之か爲め殺菌劑等を使用することなし而して本縣に於ける病害の最も普通なるものに付き病徴豫防方法を掲ぐれば左の如し

一、桃樹縮葉病

病徴 春季桃葉の一二寸延びたる頃葉の中央或は先端若くは基部に紅花のものにありては帯紅色又は白花の樹にありては帯黄淡綠色の腫起せる斑点を生ト漸次其の斑点増大し葉の過半若くは全部に擴かり葉肉を厚くし且つ通常の葉より大さを増し著しく捲

縮し、日を経るに従ひ葉の表裏稍灰色となり白粉を附するか如き觀をなす、特に表面に於て甚し、稍時を経るに至れば葉は黒化し乾燥し凋落す、尚嫩梢を變形せしむることあり、病害の多少により一嫩梢中一二葉の病害を生せる

あり、全梢侵さるゝものあり甚しきものに至りては全枝全樹悉く病害を以て被はるゝものあり、病梢は枯死し幼樹は爲めに枯死することあり、病枝は花を生ずる事なし。

此病害は最初嫩葉の侵さるゝの外後に發舒するものを侵すことなし、然れども若し病樹を伐り秋發芽せしむることあるときは其嫩葉は被害せらるゝことあり。



一種野蟲の新葉の裏に寄生して同様の病害を生ずることあり、然れども後に白粉を附すか如き觀をなすことなく、一は葉裏に野蟲の棲息することにより區別し得へし、兩者を混視すべからず

豫防方法

一、低濕なる地方に栽植せるものには殊に此病害の發生多し、故に成るべく適當なる土

地を撰び栽植すること必要なるべし。

二、春季葉の發舒する際の天候は此病害の發生に至大の關係を有す、即ち此際に降雨あり冷氣なる時は益々寄生菌の發生を助長せしむ故に春季に於ける殺菌剤の撒注は此病害に對する唯一の方法なりとす、此病原菌は春季發舒する葉芽を侵すのみにして後に發生することなければ其の侵害時期は甚だ短少なり、此侵害時期即ち葉芽の將に開展せんとするに先ち二斗五升式石灰ホルドゥ液を撒注すべし

此方法の有効なることは夙に歐米にて稱導せらるゝ處にして、ピアス氏は其の實驗により九割八分を豫防し得たりと云ひ、本縣に於ては曠く之を實行し其有効なるを認め居れり。

撒注するに當りては左の標準によるを適當とす

二斗五升式石灰ホルドゥ液

花の將に開かんとする直前

花の終りたる直後

一回

一回

一回

而して特に多濕なる氣候にありては桃果の豆大となりたる頃一回の撒注を加ふべきなり。

ホルドゥ液を撒注するには静穏なる晴天の日中に於て行ふべし。
ザウリー氏によれば

硫酸銅

二基

生石灰

一基

鹽化安母尼亞

〇.二基

水

一〇〇立

の割に製したる合劑を破蕾前に撒注するは甚だ有効にして若し雨天等なれば樹の發
動し初めざるに先立ち尙一回撒注すべしとなり。

又ワルレシー氏及ウエツェル氏の報告によれば樹種により多少感不感のものあり又
石灰ホルドゥ液及各種の石灰硫黄合劑の撒注を試みたるに其の撒布の時期さへ適期
を得れば何れの殺菌劑も皆有効なりと。

其撒注期は一般に早春蕾の膨む前を宜しとし此時に石灰硫黄合劑を撒注すれば亦介
殺蟲を驅除するにも適せるなり

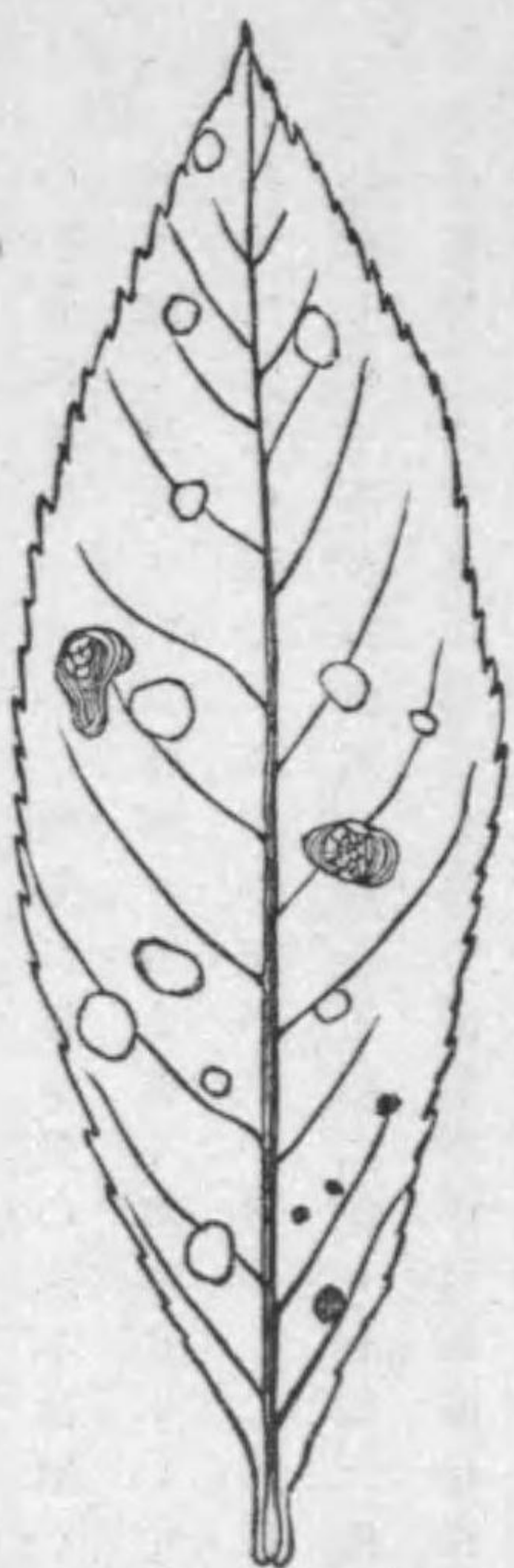
三、病葉病枝を摘採し或は收果後冬季に於て適當の剪定を行ひ果園の清潔をなしたる

後一回冬季の撒注を行ひ充分に樹枝に濃度の石灰ホルドゥ液の塗付を圖るべし。

二、桃葉穿孔病

病徵 此病害は普通に見らるゝものにして桃葉の外杏櫻桃、巴旦杏、油桃、苹果等種々蔷薇
科の果樹の葉を侵害し葉に小さき圓形の斑点を生じ其の部分は褐色に乾き脱落して葉

病 葉



に孔を生ず恰も其の狀散彈を以て打
抜きたるが如く一葉中に數多の孔を
穿つことあり此の如き病葉は期に先
ち早く落下するの傾向ありて其の年
に於ては敢て影響なきが如くなれど
も爲めに材質の生成を鈍くし延て次

年の結果を減少せしむ幼梢及び桃果も亦時として侵害せらるゝことあり此病害は時に
屢甚だ急速に蔓延し被害することあり。

豫防方法

一、冬季若くは早春蕾の膨まざる前に二斗式石灰ホルドゥ液の撒注を行ふべし。

二、葉の開展しつゝある時より初め其後十日目に炭酸銅安母尼亞液を撒注すべし。

炭酸銅安母尼亞液の製法は左の如し

炭酸銅	四 匁
強安母尼亞水(二十六度のもの)	一 合
水	一 斗

の割合に準備し先つ炭酸銅に極少量の水を注加し糊の如くに濃く練りて後に安母尼亞水を加へ、能く攪拌すれば溶解す若し盡く溶解せずして多少沈澱するものあるときは更に餘分に極めて少量の安母尼亞水を加へ其の溶解したる後水一斗を加ふへし又便宜上濃厚なる母液を製し硝子壺又は徳利の如きものに盛りコルク栓にて密閉し置き必要に應じて之に水を加へ使用するこゝを得へし但し此場合には此液は毒物なれば明記して他の食物等と紛れざる様充分注意を要す。

此液は清澄にして撒布したる作物に汚點を止めざるを以て局部の汚濁を忌むべき果實、蟲の生育中又は温室内に生育せるものに用ゆるに適せり。

三、桃晚腐病

別名 桃果腐敗病

病徴 桃果の樹梢に附着せると地上に落下せし後とを問はず漸く熟する頃の果面の一

部分に恰も腐敗せるが如き褐色の小さき班点を生じ漸次其の變色部擴大す氣候温暖にして多湿なる時は忽ち擴大して全果面に及び其の病斑部には環狀又は不規則に多數の灰色又は淡黄色の小瘤を簇生し之れに觸れば粉痕の附着するを認むべし之れ此病原菌の分生胞子にして多數に腐敗面に發生し雨滴風等により他に飛散傳播し直ちに發芽侵害繁殖するものなり殊に相接觸したる両果の接觸面に於て被害の始まれるもの多し之れ雨滴の暫時滯留するの便あるが爲めに侵害の機を多からしむるにあるべし。

被害部は惡臭ありて其果肉内には菌絲蔓延し乾枯するに至れば遂に黑色の菌核を形成し乾枯し枝間若くは地上にありて越年し明春其菌核より盤果を生じ囊子を發生し病害を再び蔓延せしむ。

花及嫩梢を侵害せるものもありても同様に其の部分腐敗せしめ後乾枯す。

豫防方法

此病原菌は早春果樹中に存在することなく只其病果即ち枝間に硬化せるもの又は地上に落下しあるものを問はず病菌蔓延し此處に菌核を生じ翌春其菌核より盤果を生じ囊子を發生し發病せしめ蕃殖するものなれば必ず秋又は初冬中に病果を園中に一も遺棄するこなく悉く拾集めて燒棄て又は深く埋没すべし。良果を收穫すると同時に小兒若

くは婦女子を従へ別に病果を採集するを最も宜とす又收穫後直ちになすも可なり。枯枝を剪去し流出せる護謨樹膠等を取去るべし。冬季撒注として桃樹の休眠期に於て濃度の石灰ボルドウ液を撒注し置くべし然るときは花梢の被害を豫防し得べし尙發病の虞れあるときは弱度の石灰ボルドウ液を開花前に一回落花後二週間隔に一回宛撒布すべし。

桃果の漸く色付く頃に被害せらるゝことありて暖氣にして雨天續くとき又は霧あるときは桃果の被害を大ならしむることあり此場合には其時期より二三回の撒注をなすを利とすることあり然れども我國の如く果毎に袋にて包むものにありては其の要あらざるべし。

相接觸して結果せるものは袋掛けの際其の一を摘去するを可とす。

桃樹の種類により桃葉に石灰ボルトウ液を撒注するときは爲めに損害せられて落葉せしむることありスコット及アールズ両氏は此病害の豫防に自熔石灰硫黄合劑の有効なることを報告せり而して此混劑が適當に製劑せられ且つ適當に撒注せらるゝときは果葉共に損害甚だ少なしと。

果の成熟する二三週間に撒注するときは汚染するの嫌あるが故に熟期の四週間前より遅く撒注すること勿れ。害虫の寄生するものあるときは砒酸鉛を水一石二斗五升に對し二磅の割に混用すべく第一回の撒注及び其の後二三週間までの撒注には此殺虫劑を混用し得べきも一ヶ月よりは石灰硫黄合劑のみを單用すべきなり。

落花の三四週間後に石灰硫黄合劑を撒注し其後三週間及び成熟期の約一ヶ月前との二回に撒注すべし。

ダンデノー氏は此病原菌の冬季状態を研究し罹病果が枯れたる長き草の上に木の根元に近く土表に置かれたるものは多數の菌核を生じ開けたる裸地の地上及び地下の土上に置きたるものは一も發生することなかりき地表に置きたるものは比較的乾き過ぎ地下の土表に置きたるものは越冬胞子を作らずして皆腐敗せり表土を攪動したるもの、土上に於ては古き果實は草にて保護せられ充分に子嚢を形成し得たり此實驗により果樹園は鋤起し表土を反轉し古き果實を埋没せしむることは此病原菌を生存せしめざるの一法にして果樹園の地表を覆ふべき作物を栽培することは此等の病原菌の發育を適當ならしむるものなりと。

ドイストマンフヒキ氏の調査によれば胞子は安全に越冬して發芽し得るも冬季寒暖交々至るときは大に其生活力を減殺するものなりと。

四、桃白澁病

別名 うどん病

病徴 桃果の稍半大に至る頃俄然其の表面に白色の粉を粧ひたる斑紋を生じ、此斑点は被害果及び枝(スミス氏に據る)



甚だ小なる事あり或は徑五分程の大きに擴がれるものあり漸次時を経るに従ひ其部分は褐色となり或は硬固となり或は生長に供はずして開裂するこゝとあり、桃葉も亦侵害せらるゝ處となり葉面に厚き白き菌膜を生じ緑色を包被す後に其の白色中に黒き微小なる子殻を生成す

豫防方法

果實は袋掛をなせば全然此害を免るを得べし、樹種により被害に輕重あれば被害せられざるものを撰び植付くべきなり、葉に寄生するものを防がんには結實する頃より二週間隔に硫化加里液若くは石灰硫黄合劑を撒注すべく、苗圃にありては晴天に風なき日中に於て硫黄華を撒粉器にて散布し置くべし。

五、桃樹護謨病

別名 樹膠病

病徴 桃、李、櫻等の薔薇科に属する核果樹は屢幹及び枝に淡黄色若は黄褐色の光澤ある小塊を附着し所謂樹膠を流出して樹勢衰へ生育不充分にして結果亦不良なる事あり、其樹幹より護謨を流出す



の樹膠は一種の護謨にして傷害を受けたる部分の周圍に於ける材部及び皮部の細胞變化を起し分解して護謨質となり流出して其の傷部を填充し傷面を被ひて外部より水濕及び空氣の侵入するを禁し其の腐敗を防衛するものなり、即ち松柏科植物の管溝を備へて何れの部分に

損傷を受けるも直ちに樹脂を流出し漆樹の漆汁を分泌するが如き其他乳管植物マンホボ、桑ノウルシ、ナットウダイタケニグサ、クサノワウ、ムラサキケマン等の或は白色或は黄赤

色の汁液を流出し其の傷口を保護し或は苦味を有し毒物を含みて動物の喰害を防ぐと同一の目的にして要するに傷害の結果として此等の分泌物を生ずるものなれども其の組織の分解して衰弱せるより護謨病と稱して一種の病害の如くに思はるゝなり然れども冷温早魓又は窒素の缺乏其の他動植物の寄生喰害或は不適期の剪枝等により生じたる傷痕に對する防禦にして此等は傷害の反應として起れるの結果に外ならざるなり殊に春夏の候傷害を被るときは其の害甚しきなり又場處により殊に多く護謨を生成するものと然らざるものとあり即ち重粘の土地に多く輕鬆の土地に於て少なく動物質肥料を多く施したるものに多き傾きあり。

豫防方法

此病害を防かんに傷害を受けざる様に手當する事肝要にして之れか爲めには防霜の手段をなし凍害を豫防し或は早魓の爲めに日覆を備へ動物の寄生殊に害虫の驅除等に注意周到ならしめ其他防風に又は不適期の剪枝を避くる等總て周密の注意なかるべからず。

病原菌の爲めに起るものには冬期濃度の石灰ホルドゥ液を撒注し置くべし。又養分及び水分の供給消費を平均ならしむるが爲めに或は客土し鋤起軟膨し或は排水

し又施肥に注意して過肥ならざるが如くなすを要す。

ヘッケ氏の實驗によれば三磅の食鹽を施したるものは全く樹膠の害を免れたりと一旦傷害により其の傷口より樹膠を流出するが如きことあらば其部分を削去り健全の組織を露出せしめ直ちにコールタール等を塗付して防腐の手段を施し其の治癒を待つべし。

第十七、蟲害并驅除豫防法

桃の蟲害は其種類頗る多きも其主要なるもの經過習性及驅除豫防法を左に記載すへし

一、幹枝を害するもの

イ 介殼蟲

桑の介殼蟲

形態 雌蟲の介殼は零円形なるも往々楕円形なるものあり直徑約六厘六毛乃至九厘九毛あり背面は稍隆起し不透明白色又は灰白色を呈し介殼の中心を離れて赤褐色の殻點あり雌蟲は零円形にして腹端に向ひて尖れり體長約六厘六毛にして橙黄色を呈す雄蟲の介殼は雌蟲と異り白色長楕円形にして約三厘三毛あり背面に三箇の隆起線を存

す

卵は楕円形にして淡黄色を呈し孵化したる幼蟲は淡黄赤色にして畧は楕円形を成し尾端に二本の長き硬毛を存す

經過習性 年三回の發生を爲す第一回は六月下旬に最も多く孵化し第二回は八月下旬第三回は十月下旬なりとす第三回に孵化したる幼蟲の雄は年内に羽化し雌蟲と交尾すれば直に死す雌蟲は受胎せるまゝ、越年し翌年六月に至り産卵を始む一雌よく四百の卵を放産し、年三回の發生を營むされば春期數頭の雌蟲は秋期に至れば大に繁殖し幹枝を被ふに至る孵化したる幼蟲は多く母蟲の附近に群棲するの性あり雄蟲の介殼は恰も白粉を附著せるか如き觀を呈す

桑樹其他幾多の觀賞植物に寄生し其害の大なること敢て「サノホーセ介殼蟲に譲らず

サノホーセ介殼蟲

形態 雌蟲の介殼は扁平円形にして直徑約六厘六毛地色は灰白なり稍々隆起せる中央部は淡黄色を帯び臍狀を成す蟲体は畧円形にして黄色を呈し老熟するときは体内の卵粒を鏡檢することを得可し

雄蟲の介殼は雌蟲に比し稍小にして円形又は楕円形なり介殼の中央より少しく一方に

偏し臍狀の白點を存し其周囲に白色の隆起せる輪ありて蛇目狀を成すを常とす

經過習性 年三回の發生を爲し第一回は五六月の交第二回は七月より九月に互り第三回は九月より十一月に至る胎生繁殖を營むものにして分晩期甚だ長く約六週間に互り日數頭の幼蟲を産出す故に春期數頭の寄生を見たりしもの秋期に至れば大に増殖し介殼重疊して全く樹面を掩ふに至るべし此種の介殼蟲は好んで樹幹及枝條に寄生すと雖も春夏の交に發生したる雄蟲は好んで葉面又は果實の表面に固着し養液を吸収す被害の枝葉は其局部褐紫色に變し果實にありては表面に凹凸を生し不正形となり外觀を損すること尠なからず

驅除豫防法

一、苗木には總て青酸瓦斯燻蒸法を施行すること

二、石油乳劑(夏期十倍乃至十五倍冬期三倍乃至五倍)を灌注すること

石油乳劑の製法左の如し

調合量

石油	一升
石鹼	十二匁乃至十五匁
水	五合

材料の選擇

一、石油、乳劑に用ゆる石油は夾雜物多く甚だしく混濁せるものを除くの外何れの種類を用ゆるも可なり

一、石鹼、石鹼の良否は直に乳劑の良否に關する者なれば乳劑に用ゆる石鹼は鹼化の不充分なる下等の石鹼を用ゆるべからず一時乳劑には粗製洗濯石鹼を用ふることを唱導せられしより甚だしく粗製品を使用し爲めに乳劑の不完全なる者を製造せるもの多し之れ乳劑製造上最も注意すべき要件たり西ヶ原農事試験場の成績に依れば米國製(アイボレ)最も適切なり定價大形重量凡六十匁のもの壹個拾六七錢なり

一、水、最も清淨なる井水をよしとす混濁せる夾雜物多きものは宜しからず殊に鹽類を含めるものは石鹼を溶解せず從て完全なる乳劑を製すること能はず

調製法

先づ石鹼を薄く割りて水に入れ煮沸溶解せしめ其半は溶解したる頃別器に石油を入れ危險なき様温め前記石鹼水は充分沸騰し石油の温度攝氏七十度位に加熱したる際手早く兩液を混合し「手ポンプ」を以て劇しく液を出入混交し牛乳様となり稍粘氣を帯ぶるに至りて止む最も完全に製造せるものは冬期間なれば一ヶ月夏期なれば一週間後は一度温め充分に混合せしめ用ゆるべし右の分量にて製したるものは原液なるが故に使用の際は水を加へて所要の濃度となすべし

調製上の注意

一、石鹼は豫め成るべく薄く割り置くべし若し大形の物を混するときは溶解困難となり長時間を要すべし

一、石油を温むるときは引火せざる様特に注意すべし

一、石油の加熱は攝氏七十度乃至七十五度に止むべし甚だしく熱すれば危險を生ずるに至ることあり

一、兩液を混和したるときは熱の冷へざる内に手早く攪拌混交せしむべし若し冷却するときは混和最も困難なり此點は乳劑製造上最も注意を要すべきこととす

施用上の注意

一、乳劑を稀釋するには豫め乳劑の良否を詳檢し所要量を取り正確に其容量を計り初め二三倍の温湯を注ぎ棍棒を以て能く攪拌し次に乳劑製作に使用したる「ポンプ」を以て充分液を出入混和し次で所要稀釋倍數に至る迄の清水を混じ再び「ポンプ」を以て液を出入混和し更に其稀釋液を硝子瓶に取り水面に遊離せる油分の浮び居らざるや否やを檢し全く之なく完全なる物と認めたるときは直に撒布に着手すべし

但し今だ固まらざる乳劑にして液状をなせるものは直に水を用ゆるも差支なし

一、乳劑及稀釋液には塵芥等を混合せざる様注意すべし若し混入せるものは布片を以て濾過使用すべし

- 一、冬期落葉果樹柑橘類其他強盛なる綠葉を有する植物に使用する唧筒は最も強力なるものを用ゆべし殊に介殼蟲綿蟲等に於て然りせず之れに反し蔬菜類其他軟弱なる作物には細霧唧筒を用ひ葉の組織を傷け作物を損傷せざる様注意すべし
- 一、本劑は混合物なれば如何に完全に製せるものも長時日中には必ず分離し其効力を減ずるは勿論にして却て植物に害を興ふるに至る故に油分の遊離乳劑は決して用ゆ可からず
- 一、乳劑の使用は晴天無風の日を良とす
- 一、家畜舎及家禽舎等に撒布したるときは充分乾燥したる後禽畜を入るべし
- 一、桑葉に撒布したるときは少なくとも二三日を経過したる后給桑するをよしとす西ヶ原蠶業講習所試験の成績に依れば臭氣を去りたる后給與するときは蠶兒に被害なきものとす
- 一、各作物の開花期にありては已むを得ざる場合を除くの外は乳劑撒布を避くべし

三冬期石灰硫黄合劑を灌注すること

石灰硫黄合劑の製法左の如し

調合量	生石灰	百二十匁乃至六十匁
	硫黄華	百二十匁
材料の選擇	水	一斗

- 一、硫黄華 普通坊間に販賣するものにて可なり然れども本品は石灰硫黄合劑の主成分なすものなれども常に其品を用ひ可成粉末とせるものを購入使用すべし之に反し結晶せるものは夾雜物多く含有するが故に注意すべし
- 一、石灰 夾雜物なきものを撰むべし若し夾雜物多きときは多量に沈澱を生ずる虞あり本品は硫黄と化合せしめ硫黄をして附着し易からしむる目的なれば其心して用量を加減すべし

調製法

本劑を製するには豫め二個の煮釜を必要とす一を湯釜とし他を煮鍋とするものなり而して始め湯釜に水を充たして煮沸せしめ其間に生石灰を取り別器に入れて少許づゝ水を加へて全く消化せしめ之れを煮鍋に移し此際粗布を以て濾過すれば更に宜し湯釜の熱湯三升を取り豫め拘にて容量を定め置き之を以て湯の量を測定するを便とす能く攪拌混和せしめ次に硫曹華を混す(硫黄華は豫め少許の湯を以て濕ほし置くときは飛散を防ぐの便あり)攪拌しつゝ煮沸するときは硫黄の化合するに従ひ淡黄色を呈し漸次煮沸するに従ひ褐色を増し遂に赭色となる此間常に沈澱を有するものなれば絶へず攪拌すべし而して煮沸するこま凡そ四五十分に及び全く沈澱を消失するに至れば漸次湯釜より熱湯を移して液の全量を一斗に至らしめ(此前と雖も液の減少するこまあれば隨時熱湯を追加するをよとす)后十分乃至二十分間煮沸し茲に火を去り粗布を以て濾過して直に撒布に着手すべし

又調製別法として硫黄華を折半し其一半を加へ他の一半を二三十分間后に加ふる方法あり之れ石灰は硫黄華との混合し易き方法なり

又或人は食鹽前記の量に五十匁を加ふれば粘着力強く附着し易しと云ふ

調製上の注意

一、石灰を消化せしむるに際し水又は湯を加ふるは極めて小許つゝを點下し決して一時に多量を加ふべからず又此時に至りては非常に發熱するものなれば手を觸る等の事ある可からず

一、硫黄華は混入前に湯を以て充分濕し置くべし然らざれば混じたる際水面に浮び飛散する多きものなり

一、煮沸の際に加ふるに何時にても湯を以てし決して水を用ふべからず

一、煮沸中は常に液を攪拌すべし

一、煮沸は必ず一時間以上たるべし

實地使用法

煮沸を終りたる液は直に濾過して「バケツ」又は桶に移し全く温氣の去らざる間に唧筒を以て被害部に撒布すべし

施用上の注意

一、本劑は凡て植物の休眠時期に施用し生育盛なる時期には決して使用すべからず若しか

る時に用ゆる時は芽葉を損傷することあるべし

一、本劑は温氣の去らざるに先ち使用する必要あれども甚だしき高温なる者を使用するときは唧筒及「ゴム」管を損することあれば特に注意すべし

一、本劑は調製后直ちに使用し冷却したるものは使用前再び加熱し沈澱を溶解したる后撒布すべし然らざれば撒布困難なるのみならず効力大に輕減することあり

一、使用の際は絶へず液を攪拌すべし之れ本劑は常に沈澱を生じ易ければなり

一、灌注は晴天無風の日を選むべし

四、被害甚しき枝幹には純石油を塗抹すること、

五、夏期幼蟲時代の際は除蟲菊加用石油乳劑を用ゆること、

除蟲菊加用石油乳劑の製法左の如し

調含量

石	油	一	升	
石	鹼	十二	匁乃至十五匁	
水		五	合	
除	蟲	菊	二十	匁

調製法

石油に除蟲菊を浸し二晝夜以上密閉し時々振盪するをよしとす之を粗布にて濾過すれば淡

黄色を帯びたる美麗なる石油を得可し此石油を以て製したる乳劑は普通乳劑に比し淡黄色を帯びたる乳劑となる

調製上の注意

施用上の注意

等凡て普通乳劑に同じ

六被害の甚しき樹は大枝の處より切截し幹及び残したる大枝を石油又は他の液劑にて洗滌したる後ち接木すること

七剪定に務め可成不用の枝をなくし空氣及び日光の通射を能くすべし

八益蟲としては瓢蟲あり又菌類には猩紅菌ありて盛に介殼蟲を斃すもの少なからず之れを保護せざるべからず

□桃すかしば

形態

成蟲は一見蜂に類し黒灰色にして体長七八分翅の開張一寸餘にして長形をなし前後共其幅廣からず

前翅は濃赤褐色にして前縁のみ黄色なり後翅は稍や透明にして後縁及外縁には赤褐色

の緑毛を生し雌蛾は雄蛾に比すれば稍や大形なり幼虫は鉄砲虫の如く根本枝又は支柱を縛絡しあるが如き箇所の皮下を蝕害し老熟するときは黄白色の長さ七八分を有する扁平なるものとなり斯く老熟したるものは頭部赤褐色を呈し其面に粗毛を散生し胸脚は三對腹脚は五對にして五月蛹化し六月に入り羽化す

驅除豫防法

樹膠と共に蟲糞を漏出せるものは該虫の蝕入せる箇所なれば小刀の類を以て其虫糞及樹膠を去り外皮を開截するか又は針金を以て其内に蟄まる幼虫及蛹を刺殺し切口は平滑に削り置くべし殊に土際枝叉及繩の類を以て縛絡せる所は注意して驅除するを要す

ハ心折蟲 別名心蝕蟲

形態

成蟲 体長一分五厘翅の開張四分頭部及胸部は共に濃灰色にして腹部は淡灰色なり前翅は灰色にて濃灰色の縁毛を有し且其面には三四個の黒灰色曲線を横走し外縁に近き所には淡灰色の地に黒点及黒條を列存し前縁に沿ふ所黒白の班點を互生す

幼蟲 体長約三分五厘にして橙黄色を帯び其後半部は紅色を帯び老熟したるものは枝梢を辭し糸を吐きて之に縋り地中に下降して長扁形の繭を營み其中に蟄居蛹化し一週

日内外にして羽化す五月中旬より六月に涉りて多く發生し新梢の尖端内に蝕入して其生長を止む故に被害部は枯死して褐色となり蟲糞と樹膠とを漏出するを以て心折蟲一見して之を認むることを得べし六月中旬より老熟す

驅除豫防法

一五月中旬頃より新枝梢内に蝕入被害するものなれば早く之を探索して其下部より切斷して潰殺すべし

一、花葉及嫩芽を害するもの

イ花 蝨 蛾 別名花 蝨 蝨

形態

成蟲 翅の開張一寸二分乃至一寸四分体長六分にして胸部は濃灰褐色にて幅廣く腹部は殆んど胸部と同大なりとす末端に毛束あり前翅は暗褐色を帯び其中央には長楕円の環紋と赤褐色の環紋と存し又其内半には長短二條の赤褐色線を有す尙外半の中央には前縁より後縁に走れる一條の赤褐色線あり後翅は黒色外縁に凸凹あり灰黄色なる縁毛を有す

幼蟲 体長一寸二分にして能く肥大す而も後部太く頭部に至るに従ひ漸次細し体軀は淡赤褐色にして腹部は淡紫褐色なり背線亞背線は共に淡灰色にして背面各關節には矢の羽形の濃褐色の斑紋を有す四月上旬の頃より發生し開花せんとする花の萼に小孔を開き花中に蝕入して子房花糸葯等を蝕害し一花を盡せば他花に移轉し漸次蝕害しつゝ生長す斯くて五月上旬の頃老熟して土中に入り結繭潜伏し十月蛹となり十一月に至りて羽化す

驅除豫防法

一開花の際園地を視察し被害花を認めたるときは注意之が潰殺に勵むべし

口ひめけし

形態

成蟲 体長五分乃至八分翅の開張一寸一分乃至一寸四分雌は体翅共に赤褐にして前翅中央に一個濃色の大き斜帯を有し其両側は黄色を呈す雄は体翅共に黄色にして二個赤褐の斜條あり縁毛は赤褐但し前翅には黄色の部分あり雌雄共翅の裏面に一個の斜條あり幼蟲充分成長するときは一寸六分餘に達す背部は藍色にして腹面は暗色両側は赤褐若くは暗褐を呈す黄赤の二背線を有し其両側に於て藍色に赤褐色と相接する所にも亦黄赤

條あり各節黒色の疣状突起ありて之れより暗色の軟毛を簇生す第一節と第十一節の背
上には稍や大なる黒紋を有し之れより多數の黒毛を出す頭は藍黒にして二個の黒紋あ
り年一回の發生をなすものにして卵子の有様にて越年す卵は指環状をなして樹枝に産
附せられ其數二百五十内外なり灰色を呈す早春孵化せる當時にありては幼蟲は黒色に
して黄褐色の毛を有すれども二齡に至れば稍や固有の体色を顯す初めは糸を吐きて直
徑一寸程ある天幕様の巢を造り小形なる一個の入口を有す寒冷のとき若くは朝夕は此
内に集れども成長するに従ひ散在するの性あり六月上旬乃至中旬に至りて老熟し或は
葉を纏めて白繭を造り其内に蛹化するもあり或は食樹を辭して軒下壁隅に入りて蛹化
するものもあり三四週間の後蛾化する

驅除豫防法

- 一 冬季梢上に指環状をなせる卵塊を探るへし
- 二 幼蟲は天幕様の巢を張り朝夕の寒冷なるときは之れに集まるを以て竹端に羅紗布を
纏ひ巢と共に驅除すべし
- 三 適當なる結繭所を造り誘殺し又軒下壁隅をも注意して索獲すべし

ハ 蚜

蟲

別名 あぶらむし

形態

成蟲 無翅と有翅の二様あり無翅のものにも亦胎生のものと卵生のものとの二種の形
態あり胎生兒を産する無翅の雌蟲は体長八九厘体軀は卵形淡綠色にして少しく黄色を
帯ぶ眼球は濃赤色觸角は灰色にて細長き鞭狀六節より成れり脚は灰色細長にして後脚
殊に長し卵子を産する無翅の雌蟲は体軀殆んど球形にして縁褐を帯べり雄蟲も亦無翅
にして其形甚小さく又有翅のものにして胎生兒を産するものあり頭觸角黒色を呈す雌
蟲は四五月の頃發生して幼蟲を胎生す

幼蟲 胎生せられたる幼蟲は長三四厘のものにして淡綠色を呈し楕円形なるも大体は
無翅の成蟲と同形をなすを以て幼成の限界判然せずして單に大小によりて識別するの
み幼蟲は須臾にして成蟲となり受精を待たずして盛に幼兒を胎生す故に繁殖旺盛にし
て不規則の經過をなす去れば春季桃の漸く開花し開綻せんとする頃逸早も其花芽に寄
生し盛かんに養分を吸収するを以て被害甚しきものは葉捲縮して開張すること能はず
又花は結實に至らずして落花せり

驅除豫防法

一 捲葉して液汁を吸収するときは石油乳劑三四十倍液を灌注すべし

二煙草石鹼合劑十倍乃至二十倍を灌注すべし

煙草石鹼合劑の製法左の如し

調合量

煙草	三匁乃至五匁
石鹼	一匁
水	一升

調製法

右の原料を混合煮沸溶解し濾過して用ゆべし

二桃葉潜蟲

別名 桃穿葉蟲も、のむかきむし

該蟲は四五ヶ年前より赤磐郡可真村御津郡牧石村馬屋下村に發生せしが本年六月小田郡新山村北川村に發生し其被害反別五十町歩に及び當年の結果墜落して其損害尠少なりとせず

形態

成蟲 全體光澤ある灰白色の小蛾にして觸角は褐色にして眼は黒色を呈す前翅は細長にして翅尖に近く一個の橙黄色斑紋と數個の暗褐色短斜線と翅尖に一個の黒斑を有す後翅は前翅に比し小形にして略々暗褐色を帶ぶ前後兩翅共に長き縁毛を有す觸角は鞭狀

にして體より長く其基部は膨大せり體長約三耗翅の開張七耗あり雌は雄に比し稍大なり卵は圓形にして乳白色を呈す

幼蟲 老熟したるものは稍扁長にして頭尾兩端少しく細まり胸部及び腹脚は小なりと雖も能く發達せり頭部は小にして其幅は後胸の二分の一に過ぎず腹部の環節は殆んど同大にして尾端の數環節は稍細まれり各環節に微毛あり且數個の長毛を生ず全體淡綠色にして頭部は淡褐色を帶び胸部は褐色を呈す體長約五耗あり

經過習性

年によりて多少差異あるも一年七回の發生を營み十一月末頃羽化したる成蟲態にて温暖なる場所に越冬し翌春四月中旬桃の發芽に際し嫩葉に産卵し孵化したる幼蟲は凡一箇月にして成蟲となり直に産卵し第二回の繁殖を營み夫れより數次發生し以て八月頃に至れば其個數頗多となり桃葉を喰害すること甚し而して實際桃園に於ける發生の狀態は極めて不規則にして早春より晩秋に至るまで絶えず幼蟲蛹及び成蟲を見ることあるべし成蟲は桃葉の表皮に小さき圓孔を穿ち其組織内に一粒づ、産卵す幼蟲は葉の組織内を喰し葉體内に蠕形の細孔を穿ち加害するものにして被害の桃葉は其葉面に白色又は暗灰色等の屈曲せる細線を認む之れ該幼蟲が葉體内を喰ひ穿ちたる蟲孔の葉面に

頭はれたるものにして其孔の一端は細かきも他端に向ひて漸次擴まる細端に該蟲の初めて蝕入したる所にして老熟したる幼蟲は廣き端より葉面に出で絹絲を引きて各所に移動し葉裏又は枝幹等適當の場所を求めて鼓狀の繭を結び蛹化す蛹は圓錐形にして尾端に向ひて細く全体淡綠色を帯び体長約四耗あり成蟲は多く口中は葉裏に靜止し夜間飛翔の性あり

驅除豫防法

一、該蟲は葉肉を喰害するものなれば其驅除一層困難なると未だ適當なる驅除劑の發見に至らざるを以て早春被害葉の摘採と秋季落葉を採集燒却するの外未だ良法なし

ホ蓑 蟲

形態

成蟲雄蟲は体長四分翅の開張九分にして黒茶色の体軀に頭胸部灰色の毛を雜生し櫛齒の觸角を有し脚には灰色の長毛を群生す前後翅共に紫黒色にして光澤を呈す雌蟲は体長五分五厘体軀は円筒形にして頭部と第一環節とを有するも翅及脚を有せずして常に巢中に在るが故に幼蟲と一見撰ぶなし六月頃雄蟲來りて交尾するや巢中にて放卵す卵は一週内外にて孵化す

幼蟲 孵化したる幼蟲は直ちに枝幹を這回り固形物を集めて巢を營み其中に蟄し頭部と胸部の二三節を出して葉芽樹梢等を蝕害するものにして落葉期には一定の場所に固着越年す爾して翌春發芽の候となれば又移動して蝕害を逞ふし体軀の長大なるに従ひ巢も亦増大し四月下旬より五月に入り老熟すれば巢の上端を枝に固着せしめて又動くことなく六月に至りて羽化す

驅除豫防法

- 一、落葉中は害虫の巢を搜索するに至極便宜なれば此期間に於て注意して園内を巡視し懸垂せる巢を取りて潰殺すべし
- 二、幼蟲孵化當時は多く葉裏に群棲するにより葉と共に摘み取り潰殺すべし
- 三、ホルダー液に亞硫酸を混とて散注するときは病害豫防と共に驅除の効あり

へ桃 毛 蟲

形態

成蟲 此蛾の雌雄は其大さ及着色を異にし雌は体軀翅共に黄褐にして前翅の中央には前縁より後縁に向ひ濃褐帶の斜走するものあるも後翅には之を存せず体長六分翅の開張は一寸六分あり雄は雌より小形にして体軀翅共に灰黄を呈し前翅の中央には濃褐二

線の斜走するものあり是れ雌の前翅に存する帯紋は消失して只だ帯紋の両縁の殘留せるものに外ならざるなり体長は四分餘翅の開張一寸一分あり本蛾は大抵六月下旬より出て桃の幹枝に産卵したるもの翌年四月中旬より下旬に掛け孵化す此幼蟲は桃李を初として梅薔薇其他果樹に棲息し糸繭を吐きて枝又には巢を營み之に群居して嫩葉を食とし成長するに従て増々巢を擴大し夜間は之に蟄伏し天氣快晴にして温和なるときは續々巢より這ひ出で各枝に傳り新芽嫩葉を蝕害し其害甚しき時は桃樹は全葉を失ひて其成長著しく損す五月下旬に至ては老熟し結繭蛹化す六月下旬より羽化産卵す其形円筒狀にして灰褐色なり其一極の中央には黒點を存し長さ二厘あり樹の細枝を選び卵を帶形に數百顆を産付す着色樹枝に類以するも検出は容易なり

幼虫 体長は二寸前後あり頭胸部共に淡灰藍色を呈し亞背線は橙黄色にして氣門上線は黄色其上位に黒班を存し第一軀節の背面には二個第十一軀節の背面には一個の大黒班を存す各軀節の背面には二個の小隆起ありて之に長き黒毛を生し側腹両面には灰黄各種の毛を雜生す

驅除豫防法

一落葉後幹枝を檢查し卵子を取集めて潰殺すべし

二幼虫の種若なるもの又成長したるものも雨天なるか若くは冷氣なるとき又黄昏より巢中に蟄伏する時期を見計ひ潰殺燒殺をなすべし

三、果實を害するもの

イ象鼻蟲

形態

成蟲 体長三分幅一分五厘口吻二分体は光澤ある赤紫色を呈し口吻は長く殆んど水平に突出し其形一見象の鼻に類す故に此名あり其中間に棍棒狀の觸角を具有す頭胸部の背面には多くの小點紋を有し翅鞘は略四角形にして各六條づゝの小點紋を縦走し尾端に少しく細く胸部零ぼ円柱形にして幅翅鞘の半ばに過ぎず全体堅牢にして暗褐の短毛を簇生す

幼蟲 体長四分弱に達す体は円柱形にして両端細く白色半透明なれば胃中の内容を窺ひ得べし頭部は少しく黄色を帯び口部は赤褐なり体節は太く何れも腫起し背面には横皺を有し側面には縦皺多し各節の後半には短小の粗毛ありて横列す無脚なり成蟲は五月の頃桃園に顯はれ桃果の幼軟なるものに長吻を以て孔を穿ち後ち尾端を其孔に當

て一個の卵子を産下し後ち一種の膠質液を以て孔を閉塞す雌蟲の既に産卵したる頃雌蟲飛來りて其果實を架する柵に止り其枝の周りを半ば咬み切るを以て爲めに時の経過と共に其局部折れて垂下し幼蟲の蛹化せんとする頃恰も地上に落下するに至る幼蟲は直ちに孔を穿ちて果外に出て地中に入り土塊を纏て球形の繭を結び其内に越冬す翌春に至りて蛹化し五六月に至りて羽化すること前の如し

驅除豫防法

- 一 不用の桃果は間引を行ひ早時袋掛を行ふべし
- 二 發生期羽化すれば枝梢に昇り居るを以て朝夕急に樹幹を動搖すれば皆脚を縮少して地上に落下するを以て捕殺すべし
- 三 冬季は地中に越冬するものなれば冬耕を行ひ土中に蟄居せる幼蟲を攪拌凍死せしむべし
- 四 被害の桃果は速かに蒐集燒棄すべし
- 五 産卵期に於ては園用唧筒を以て石油乳劑(三四十倍液)を注射し置くべし臭氣を忌避するを以て奏効あり

□ 桃果 蠹 蟲

此蟲に二種あり一をも、のひめしんくい一をも、のしんくいと稱す
イも、のひめしんくい

年二回の發生をなし充分老熟すれば桃果を去りて地下一二寸の處に灰白の繭を造り越冬す翌年第一回の成虫蛾は六七月頃出て、一顆宛桃果に卵子を産下す又二三粒の卵子を一顆に産下することあり數日の後孵化し桃果を走り廻り適當の場所を得て是れより蠹入す此害蟲に罹りたる果實は落下し易く内部は蝕盡し蟲糞のみとなる第二回の成虫蛾は八月頃に出で稀に九月に出づることあり
ロも、のしんくい

年二回の發生をなし幼虫の儘地中に越冬し翌春に至りて蛹化す次で成蟲となり産卵の狀に至りては前種と異ならず第一回の蛾は六月中旬に出て第二回は八月中旬乃至下旬に顯る其幼蟲の形大なるが故其被害も從て旺なり

驅除豫防法

- 一 桃果に袋掛を行ふべし
 - 二 被害果は深く土中に埋むるか或は燒棄すべし
- 但し此害を受けたる果實は黒色の蟲孔を有し褐色糞を出すを以て容易に認むることを得

三、桃果凋落後に於て石油乳劑三四十倍液を灌注すべし

第十八、收支計算

種類により収入を異にするも最も廣く栽培せらるゝ天津上海等の一反歩に對する收支左の如し

桃一反歩收支計算(反當百二十本植)

一年目の支出

- 拾 八 圓 開墾費男延四十五人一日金四拾錢
- 四圓八拾錢 苗木百二十本代一本四錢
- 貳圓八拾錢 植込人夫男七人一日四拾錢以下之を準す
- 貳圓四十錢 肥料代一本貳錢肥
- 參圓五拾錢 除草及中耕人夫男五人女六人
- 貳 拾 錢 剪定男半人
- 貳 拾 五 錢 害虫驅除人夫女一人一日貳拾五錢以下之に準す
- 參圓五拾錢 雜費公租及器具購入費等

計金參拾五圓四拾五錢

二年目の支出

- 參圓六拾錢 肥料代一本參錢
- 八 拾 錢 施肥人夫男二人
- 參圓五拾錢 除草三回中耕一回男五人女六人
- 四 拾 錢 剪定男一人
- 壹 圓 害虫驅除費藥劑及人夫共
- 參 圓 雜 費

計金拾貳圓參拾錢

三年目の支出

- 六 圓 肥料代一本五錢
- 壹圓貳拾錢 施肥人夫男三人
- 參圓五拾錢 除草及中耕男五人女六人
- 壹圓拾錢 袋二千四百枚(新聞紙九ツ切)一枚五毛
- 壹圓貳錢五厘 袋掛及摘果男一人女二人半

貳圓五拾錢 害蟲驅除費
 八拾錢 果實採收人夫男二人
 八拾錢 剪定夏季剪定共男二人
 五圓 周圍垣代
 壹圓六拾錢 同上人夫男四人
 參圓 雜費

計金貳拾六圓五拾貳錢五厘
 本年は數量少なきが故に販賣費を算入せず

四年目の支出

九圓六拾錢 肥料代一本八錢
 壹圓六拾錢 施肥人夫男四人
 參圓五拾錢 除草中耕人夫
 參圓 袋六千枚代(新聞紙九ツ切)
 貳圓參拾錢 袋掛人夫男二人女六人(間引共)
 參圓五拾錢 害蟲驅除費

壹圓六拾錢 剪定人夫男四人(夏季摘斷共)
 壹圓參拾錢 採收人夫男二人女二人(選別共)
 七圓卅五錢 販賣費上物賣上高の二割半
 四圓 雜費

計金參拾七圓七拾五錢

五年目の支出

拾貳圓 肥料代一本拾錢
 貳圓 施肥人夫男五人
 參圓五拾錢 除草及中耕人夫
 六圓 袋一萬二千枚調製
 四圓六拾錢 袋掛人夫(間引共)男四人女十二人
 五圓 害蟲驅除費
 貳圓六拾錢 採收人夫男四人女四人
 貳圓四拾錢 剪定人夫男六人
 拾四圓七拾錢 販賣費

五 圓 雜費

計金五拾七圓八拾錢

六年目の支出

拾五圓六拾錢 肥料代一本拾參錢

貳圓八拾錢 施肥人夫男七人

參圓五拾錢 除草及中耕人夫

九 圓 袋壹萬八千枚調製

七圓參拾錢 袋掛人夫男七人女十八人

六 圓 害虫驅除費

參圓貳拾五錢 採收人夫男五人女五人

貳圓八拾錢 剪定人夫男七人

貳拾貳圓五錢 販賣費

五 圓 雜費

計金七拾七圓參拾錢

七年目の支出

拾 八 圓 肥料代一本拾五錢

參圓貳拾錢 施肥人夫男八人

參圓五拾錢 除草及中耕

拾圓八拾錢 袋貳萬千六百枚

七圓五拾錢 袋掛人夫男五人女二十二

六 圓 害虫驅除費

參圓五拾錢 採收人夫男五人女六人

參圓貳拾錢 剪定人夫男八人

貳拾六圓四拾六錢 販賣費

五 圓 雜費

計金八拾七圓拾六錢

收 入

一年目二年目なし

三 年 目

金拾參圓參拾七錢 掛袋二千四百箇七步留り一個平均四十畝として六十七貫二